

61-67



衛生辭林

關以
陸壯三
雄郎
共編

昭和
40 11 12
丙辰

東京 誠之堂發行

序

衛生といふ辭は能く人口に膾炙せられて居るにも拘はず能く實行されて居らぬ、なぜ實行されて居らぬかと謂ふと、その思想が根柢から扶植せられて無いからである、その知識が實際に啓發せられて無いからである。故に多くの場合に於ては随分誤解されたる衛生があるのである。「如何にせば衛生が普及さるべき歟」とは吾人が寤寐の間にも忘れざる所の問題であるが、いくら之を話頭へのぼせ之を筆に耕しても世間の一般は冷淡視して居る、實に遺憾至極である。元來衛生といふことは、謂ひ易くして行ひ難きかに感ぜられて居ることが、實行せられざる原因の一であらうと

思ふが、決して左様な難事では無いので、これまで唱へ來りたる養生といふことと同じであると解釋して貰へば何んの苦も無いことである、然るを何か六ヶ敷ことの如く思ふて之を等閑に附し、或は身に壓迫でも享くるが如くに感じて之が示教を避くるなどの傾きあるは、これ又實行に疎となりし所以であつて、要するに、衛生界には教育家の如く世話の焼手が鮮ないからであるらうと思ふ、手入したる器械の能く運轉するが如く、世話さへすれば世話した丈の甲斐あるものなれば、斯道に志あるの士は俱にその普及を謀り、國民の健康を上進せんことに努められんことを欲して止まぬのである。

本書を名けて衛生中辭林といふ。蓋し是を以て學者の資に供せんとするものにもあらず、又無學の徒に授けんとするものにもあらず、何んとならば前者に對しては何等の益もなかるべく、後者に對しては畫餅と一般であらうと想ふ。されば、本書を執つて或は參考の資となし或は質疑の料となし、その便益を感じその應用を慮からるゝの人々は、即ち本書を必要とせらるゝの方々ならんと思ふのである。これ本書を編纂して幾らか斯道普及の一助ともなさんことを欲した所以であつて、又衛生上に於ける世話焼の一人ならんことを企圖したる所以である。聊か一言を敘べて序に代ふ。

明治四十年十月

天籟道人 關以雄 識

▲餘白閑話

亂世の民は食に飢えて疲勞れ動き得ぬ病人なり、治世の民は大食してふくりすぎ立居のならぬ病人なり、病みて得助けぬところは同症と見ゆれども、病因は雲泥の違ひなり

(喫鳴館遺草)

大食大酒嬉亂吾儘にくらせしものは、身を失ひ家を傷ふ第一なれども、是より好きことはなきと覺え、身の養生より始め心行の嗜みは人間長久の至極なるを、却つて窮屈なること、心得違ひするものあり(尾張宗春公家訓)

氣は長く勤は堅く色薄く

食は細くし心廣かれ (紀伊治貞公家訓)

欲と色と酒とを敵と知るべし (水戸光圀公家訓)

(毛利元就家訓)

面白の酒宴や本心を失はぬほどたしなめ、面白の好色や身を亡さぬほどたしなめ

(上杉謙信家訓)

股の肉を食し腹を養ふといへども、股の肉盡れば我身亡ぶ

(徳川家康遺訓)

わが身朝夕飲食の奉養を軽くして身をば勞働すべし、おごりて酒食の美をこのみ、おごりて身を安逸にすべからず、おごたらずかくのごとくすれば、第一徳を養ひ、

次に身を養ひ、次に財を養ふ三つの益あり、飲食淡薄にして身を勞働すれば食氣滯らず、氣血めぐり脾胃やぶれず、まして生を養ふに由るし、また身を勞すれば、艱苦に堪えて忠孝の行に學問藝術につとめよし

(家道訓)

人の身に止むことを得ずしていとむところ、第一に食物、第二にきるもの、第三に居る處なり、人間の大事此三つに過ぎず、飢ず、寒からず、風雨にかされずして、しづかに過すを樂みとす、但し人みな病あり、病にかされぬれば、その愁ひしのびがたし醫療するべからず、藥を加へて四つの事求め得ざるを貧しとす。此四つかけざるなとめりとす、此四つの外を求めんとなむを驕りとす。四つの事儉約ならば誰の人か足らずとせん

(徒然草)

治世に身を樂に持候こと、保養にも悪敷、何にても業のなき時は、婦色の惡事出來候まゝ、朝起るより臥までの行儀定め、日々其通りに致し候事、食事も常に美味計り給候て、うまさものにあらず、平日の食物隨分輕味のもの宜く候、月に兩三度美味給候て能よし承り及び候

(徳川家康)

衛生辭林目次

〔S〕の部

色と衛生：一 色鉛筆：三 醫家交通遮斷：四 衣服の毒：五 飲料水の標準：五 飲料水中の有機物：六 食物用防腐劑：七 毒：七 異物嚥下：七 井戸の消毒：八

〔ろ〕の部

勞働時間：九

〔は〕の部

肺體操法：九 肺結核豫防：一〇 蜂の毒：二 蠅取装置：三 賣肉取締：三 賣藥：三 賣藥規則：四 巴布：六

〔に〕の部

日光消毒：一六 日射病：一七

〔ほ〕の部

保健食料：一七 捕鼠獎勵法：一九 捕鼠器：一九 胞衣：二〇 防疫：二二 防水革製法：二三 墨汁：二三

〔へ〕の部

平生の養生法：二三 勉學と精神病：二四 「ベスト」病豫防：二五 「ベスト」菌取締規則：二三

〔と〕の部

豆腐：二五 「トリカブト」：二五 凍傷：三五 吐血：三五 禿頭病：三六 「トラホーム」豫防：三六 土地の自淨作用：三七 銅中毒：三七 毒「ウツギ」：三七 動物の毒：三六

〔ち〕の部

中央衛生會：三六 致命傷：三六 治療血

精・完 畜牛結核病豫防：四一 「チヨ
 コラート」：四四 茶：四四 窒息：四五
 【り】の部…………… 〇四
 旅客停留：〇四 離乳法：〇四 理髮衛生
 ・ 〇四 流行性腦脊髄膜炎豫防：〇五
 【を】の部…………… 〇五
 白粉：〇五 嘔吐：〇五 温泉療法：〇六
 【む】の部…………… 〇六
 綿工：〇六 腋臭：〇六
 【か】の部…………… 〇六
 蚊：〇六 灌腸法：〇六 罐詰の鑑定：〇六
 芥子泥：〇六 牡蠣：〇六 脚氣衝心：〇六
 夏期休業：〇六 咯血：〇七 家庭業：〇六
 簡易火葬法：〇六 簡易濾水法：〇六 監
 護義務者：〇六 監置：〇七 海港檢疫：
 〇七 學校衛生：〇七 學校病：〇八 學校

傳染病：〇八 學校生徒一般衛生：〇八
 學童の年齢と行程：〇八 學校醫の職務
 ・ 〇九 學校醫の資格：一〇〇 眼の學校
 衛生：一〇一 瓦斯中毒：一〇三 蝦蟇の毒
 ・ 一〇三 外國人強制入院：一〇四
 【よ】の部…………… 一〇四
 豫防接種：一〇四 豫防委員：一〇六 腰湯
 法：一〇七
 【た】の部…………… 一〇七
 體溫計測法：一〇七 體操：一〇八 墮胎：一〇九
 【れ】の部…………… 一一一
 冷奄法：一一一
 【と】の部…………… 一一一
 肉菜汁：一一三 素因：一一三 漕艇衛生：一一三
 掃除と結核菌：一一三 鼠毒：一一四
 【つ】の部…………… 一一四

通過毒：一二四 墜落：一二五
 【ね】の部…………… 一二六
 鼠：一二六 鼠驅除法：一二六 鼠の検査：
 一二七 鼠「チフス」菌：一二八 猫：一二八
 【な】の部…………… 一二九
 南京蟲驅除法：一二九
 【ら】の部…………… 一二九
 「ラムネ」の鑑定：一二九
 【う】の部…………… 一二九
 運動の過度：一二九 運動の效力：一三三
 【ま】の部…………… 一三三
 衛生：一三三 衛生事務の沿革：一三三 衛
 生行政：一三三 衛生技術員：一三五 衛生
 組合：一三六 鉛毒：一三七 繪具：一三八
 襟卷：一三八 嬰兒の啼聲：一三八 遠視眼
 檢出法：一三〇

【の】の部…………… 一三三
 蚤：一三三 腦振盪：一三三 腦貧血：一三三
 腦充血：一三三
 【く】の部…………… 一三三
 空氣傳染：一三三 活版工：一三三 花柳病
 ・ 一三三 換氣：一三四 果物：一三五 臥位：
 ・ 一三六 玩具：一三七
 【や】の部…………… 一三三
 藥物消毒：一三六 夜具：一三六 藥品巡視
 ・ 一三九 藥劑師：一四一 藥種商：一四二
 【ま】の部…………… 一四二
 埋葬：一四二 燐寸工：一四五 豆類：一四五
 麻疹豫防法：一四五
 【け】の部…………… 一四五
 血族結婚：一四六 鶏卵：一四七 警察醫
 ・ 一四七 警察醫員：一四七 結核初期：一四七

〔あ〕の部
 檢疫委員：一五三 擊劍：一五四 下痢：一五五
 不善感：一五五 婦人の労働時間：一五五
 風土と健康：一五五 糞便の消毒：一五五

〔こ〕の部
 呼吸器衛生：一六九 呼吸計測法：一六九
 工場衛生：一七〇 礦物の毒：一七〇 後天
 的素因：一七〇 香料：一七〇 校具：一七〇
 交通と傳染病：一七〇 公醫：一七〇 交接
 遂行：一七〇 婚姻：一七〇 口腔衛生：一七〇
 虎列刺豫防：一七〇 強姦：一八〇

〔て〕の部
 鐵道役人：一八二 朝鮮朝顔：一八二 傳染
 病：一八二 傳染病研究所：一八四 傳染病
 豫防：一八六 傳染病届出義務者：一八六
 傳染病と郵便物：一八六 溺死：一八八

〔わ〕の部
 按摩法：一九九 亞鉛板障扉：一九〇 皸裂
 酒：一九四 里子：一九六 殺鼠劑：一九七 最
 近死因：二〇〇 細菌：二〇〇 坐藥：二〇三

〔さ〕の部
 脚湯法：二〇三 吸入法：二〇六 汽車檢疫
 二〇七 汽車乘客隔離：二〇八 虚脱：二〇九
 蕈の中毒：二一〇 喫烟：二一一 狂犬病豫
 防注射：二一四 魚類と衛生：二一七 疑似
 症：二二一 牛乳醱酵：二二三 牛乳營業取
 締：二二三 教授衛生：二二三 教室内の温
 度：二三四 教室内の湿度：二三五

〔ゆ〕の部
 湯垢：二三五 游泳衛生：二三五

〔み〕の部
 蜜柑：二二七 未成年者喫烟禁止法：二二七

〔し〕の部
 處方箋：二二八 唱歌：二二九 就學年齡：
 二二九 試験と健康：二三〇 植物の毒：二三三
 姿勢：二三三 食事の時間：二三三 食物調
 理の熱度：二三三 食物の分量：二三三 手
 指の清潔：二三三 硝酸：二三六 小兒の勞
 働時間：二三六 神經衰弱症：二三六 種痘
 二二七 煮沸水：二三六 娼妓健康診断
 二二四 娼妓名簿登録申請：二二三 娼妓名
 簿削除：二二四 煮沸消毒：二二五 焼却
 二二五 死體腐敗：二二六 死徴：二二七 死産
 證書(死體檢案書)：二二八 死亡診断書
 二二九 消毒藥：二五一 市醫：二五二 疾病
 と土地：二五五 齒牙の衛生：二五六 小兒

死亡防遏政策：二五七 小兒精神病缺陷
 の區別：二五九 止血法：二六〇 寢室：
 二六二 身體構造の原資：二六二 刺傷：
 二六三 人身の生長期：二六四 人體の排泄
 物：二六五 人乳中の微菌：二六五 人工呼
 吸法：二六六 人種と疾病：二六七 除鼠船
 二六八 自殺：二六九 蒸氣消毒：二七〇
 持續的石灰撒布：二七二 自宅復習：二七三
 塵埃：二七三 十二指腸蟲卵死滅法：二七四
 蛇毒：二七四 繸蟲：二七四 自轉車：二七五
 衄血：二七九 人工の毒：二八〇

〔ひ〕の部
 砒石解毒劑：二八〇 皮膚衛生：二八一 擦
 涕法：二八二

〔も〕の部
 沐浴：二八二

〔せ〕の部……………二六四

船暈の療法……………二六四 船舶停留……………二六五 船

船消毒法……………二六七 船舶檢疫……………二六八 洗濯

……………二九一 戰疫……………二九二 精神衛生……………二九三 精

神病者監護法……………二九三 精神疲勞……………二九六 精

清潔保持……………二九七 生徒の懲罰……………二九八 製

藥者……………二九九 接吻……………三〇〇 切創……………三〇一 赤

痢豫防……………三〇二 石炭酸……………三〇四 善感……………三〇五

〔す〕の部……………三〇六

水蛭使用法……………三〇六 水中の病原菌……………三〇七

水銀鏡工……………三〇七 睡眠……………三〇八

▲餘白閑話

少年の婚するは不具者と爲るなり (シエクスピア)

身に健康を所持せざる人は何も所持せざる人なり

余は兵士の脚力に依頼すること腕力に依頼すると同様な

り (ナボレオン)

不具の書は實に精神をば麻痺せしむる鴉毒にして智力之

が爲めに枯渴せん (シヨウペンハウエル)

身體髮膚受之父母不敢毀傷孝之始也 (孔夫子)

生命は活るに在るにあらざれば健かなるに在り

安分以養福 寬胃以養氣 省費以養財 (マルテリアス)

健康は富に優れり (蘇東坡)

健康ならざれば人の生命は眞の生命にあらず (英國の諺)

健康快樂を生じ而して快樂又健康を生ず (スベクテータ)

人其れ健康を保つは各自人類としての一義務なり (スメンサー)

四體健康に耳目聰明なるは身の富なり (貝原益軒)

健康なる精神は健康なる身體に在る (西洋の格言)

心廣體胖 (孔夫子)

相生相養聖人之道也 (韓退之)

衛生辭林

關以雄 陸壯三郎 共編

色と衛生 (イロトニイセイ)

適當の色は人心に活潑愉快の感覺を與ふ。縦令直に其利益の影響を蒙らざるも、其色彩に就き多少の感覺を生ぜざるものなし。人間の視官は色に對して直に活動を開始するものなり。色を視て活動を生ずるは光及び熱に依りて一の感覺を生ずると毫も異なることなき理なり、或る種類の色は眼の健全に缺くべからずして、腦の健全は視官の感覺によりて生じたる神經の作用如何に關係すること尠からず、而も神經の作爲は色の種類によりて差異あるものなり。

色と衛生

凡そ神經は〔一〕赤色を視る時激し〔二〕綠色を視る時に慰安し〔三〕藍色を視る時殆んど麻痺するが如く〔四〕黄色を視る時視官の感覺を強くし〔五〕白色を視る時は開豁の情を發し〔六〕光の薄弱なる時は疲倦し〔七〕光の過敏なる時は注意力を薄弱ならしめ〔八〕不安の心〔九〕浮動の情を起し〔一〇〕陰影に在る時は精神をして注意思考並に休息に適せしめ〔一一〕暗黒なるときは悲哀及び鬱悒の念を生ぜしむ。元來人の精神は感覺により變動を生ずるものにして、適當の色を見ざるときは、精神活動することなし、赤色は疲倦したる機能をして健康の作爲を生ずしめ、

最も眼に適當したる色なり、若しも室内にありて久しく視力を勞したる後、大空の藍色又は遠方の風景を見るときは、眼は之に満足して視力を慰安せしむることを得るなり、而して色の變換は實に必要なるものにして、視力は色によりて慰撫することを得るなり、即ち眼は清爽壯快なる遠隔の色にして黄白明暗を混合したるものを見るときは安息することを得るものなり。

學校の如き、日光及び快活の景致なく、及び適當なる色を視ること鮮き不變の境遇に在るものは、色の衛生上の關係に深く注意を要すべし、有名なるナイチンゲール女史は、看病人及び病院に關する著書に於て、室内の天井は樺色や赤色を用ひず白色を用ふることを稱用せるは、衛生上色の注意す

べきことを唱道せる次第なり、久しく純黒なる又は純白なる室内に閉居するときは、白癡又は鬱性の病を生ずる傾向あり、沙漠或は積雪の白き閃光に依りて失明したる例もあり、又暗黒なる獄舎に閉居して發狂したる實例、綠色の覆面紗に代ふるに褐色を用ひて實效を收めたる學者もあるなり、勿論視力を保護する爲に、眼鏡の色を選択するは醫學上の實驗に依りて效用明なるは謂ふまでもなし、要するに人の健康及び快活を得んと欲せば、色の選擇は審美學の學理に基き、正當なる感覺に適し、天然の眞理に従はざるべからず、併し日常の衣食住に就き、此の如く複雑なる理論の實行を收むるは難事に屬すと雖も、勵めて同一種の純色を用ひず、快活慰安に適する色を選び、

單に嗜好或は便宜と云ふことに牽制せられざるを可とす、普通室内裝飾に就ては、健康上善美にして取合せよき色を用ひ、不健康の原料より成れる色を避くべきは勿論なりとす。

色鉛筆 (イロエンピツ)

紫鉛筆は人類の眼目を破潰失明せしむる危険性を有するものにして、「ドクトル」桑原勇七郎氏が研究の末、報告したるものに據れば蓋し左の如し。

鉛筆の名稱 (一)「コヒルビオレット」、(二)「リラヅイオレット」、(三)「ヨハンコピール」、(四)「ハ、ツエ、クルツ、コピール」等。

色素の名稱「メチール」紫、「ヒオクタニン」「ゲンチャナ」紫、「ユセジン」。

色鉛筆

而して氏は色素鉛筆が恐るべき眼炎を發起する理由と、眼炎其ものは如何なるものを決定して、曰く。

第一、鉛筆の原料たる一定の色素より來る、第二、色素は「アニリン」系の種なり、第三、「アニリン」色素は直達にも速かに角膜の表面的染色をなし、其基質の變化を來たし、色素接觸長時(二三日)間なれば、深く諸層に達す、第四、同色素は血管系に特有の毒素作用を有し、自から滲透侵入して障害を與へ、或は炎産生物、及代謝産物に甚だしき刺戟性毒作用をなす、第五、之に由つて表面なる角膜、結膜は、諸々の階級の潰瘍、壞疽を發し、同時に諸血管(虹彩毛様體、脈絡膜)炎を起し、或は屢次致死の原因となる云々。

又賀古博士(桃次)は、動物試験并に化學的及顯微鏡的検査を行ひ、左の結果を報告せり。

第一、紫色鉛筆は少量の色素と、多量の混合物より成る、第二、混合物は陶土たり、第三、鉛筆内の色素は「メチールピオレット」なり、第四、毒作用は専ら色素に負すべき者なり、第五、色素が眼に致す所の作用は、其溶液稀薄ならば組織の一時性刺激に止まり、濃厚ならば之を腐蝕す、而して此色素が眼内に入り、此作用を呈するは、夫れが亞爾加里性の液質に逢ひ溶解すると同時に分解し、因て以て游離する所の鹽基性物が組織を刺戟するより、性状を有するものたるに因る。

醫家交通遮断(イカコーツィンヤダン)

醫師の家に傳染病患者ありたる時遮断法施行に關し、明治二十八年九月鳥取縣知事の間合及び、臨時檢疫局長官の回答は左の如し。

醫家に於て、傳染病患者ありたる場合、該家の醫師遮断法施行云々の儀に付御問合の趣了承、右は自家に於て傳染病患者ありたる場合は、假令醫師たりと雖も、遮断法の施行は當然に有之候得共、患者が一時他より來り(例へば診察を受くる爲來りたる者の如き)發病したるものなれば、是其の局部の消毒迄に止め可然と存候間、右様御了知相成度此の段及御回答候也。

追て本文の次第には有之候得共、山間僻邑等醫師乏き箇所に於て、右等の爲他の患者を治療するの途を失する如き場合は不得止儀に付豫防消毒完全と被認候もの限り、御意見の通にて可然思考候間此段申添候也。

衣服の毒(イフクノドク)

衣服の用に供せらるゝ織物には染色せられたるもの多し、其色素には有害なるもの鮮からざれば注意せざるべからず、有害の色素は礦物性のものに多くして、「アンチモン」砒素、鉛、銅、水銀并に亞鉛等の化合物あり、又有機性の色素には、「アニリン」紫色、「アニリン」褐色、「アニリン」黒色の類なる有害なるものあり、製造用に供せら

衣服の毒 飲料水の標準

る物質にも、「ピクリン」酸、「アルセニツク」の類を含有するとあり、又染料は無害なりとするも、媒染劑として有害なるものを用ふることあり、「アンチモン」の如き是なり、是等の有害なる染色料を以て、染めたる衣服を用ゐたる場合には、或は皮膚の擦衝を起し、或は吸収せられて一般中毒を起すことあり、特に襯衣としては、染色せざるものを用ゆべし、何んとなれば、唯色を以て有害色素の有無を知る能はざればなり。

飲料水の標準(インリョウスイ)

其飲料たると使用水たるとに拘らず、一旦煮沸したるものを用ゆるは、最も肝要なる事なるが、凡そ水の注意は通例左の五項によるべし。

- 一、不快の臭氣を帯ぶるものは悪し
 - 二、不快の味を有するものは悪し
 - 三、濁濁したるものは悪し
 - 四、硬度過大なるものは悪し
 - 五、金屬を夾雜するものは悪し
- 又河水、雨水、泉水、深井水等の不純物の割合を擧ぐれば、左の如し。

- 一、雨水 (三十九種の平均) 〇、〇二九五)
- 二、河水 (七十五種の平均) 〇、〇九六七)
- 三、泉水 (百九十八種の平均) 〇、二八二〇)
- 四、深井水 (百五十七種の平均) 〇、四三七八)

飲料水中の有機物

(インリヨースイチユーノキフツ)

飲料水中に混在する普通の下等有機物の種類は、概ね左の如し。

水中に生活する下等動物、第一根足蟲、「アミーバ」の類、第二滴蟲、「モナス」、「チエルコモナス」、「オイグレナ」、「ゾウリムシ」、「ラツバムシ」、「ヘリカネムシ」の類、第三輪蟲、「ロチフェル」の類、第四蠕蟲、「アングイラ」の類、及寄生蟲卵の類、(蠅蟲卵、蝶蟲卵、蚊蟲卵、肝臟「ヂストマ」卵)、第五節足動物、「ミジンコ」、「ケンミジンコ」の類。

水中に存在する植物性微生物、第一細菌、(球狀菌、桿狀菌)にして、其他水中には絲

狀の細菌(所謂水菌)を見る、其種類は今日迄知れたるもの頗る多し、然して通常發見するものは、(一)「バツキアトア」(二)「グレノトリックス」(三)「クラドトリックス」、第二葉綠素含有の藻類、(二)分裂藻類(二珪藻、(三)癒合藻類なりとす。(池口藥學士に據る)

飲食物用防腐劑

(インシヨクフツヨーパーゼイ)

飲食物用防腐劑として、近來多く用ゐらるゝは硼酸、撒里矢爾酸、亞硫酸鹽類等なりと雖も、食鹽の外は皆多少人身に不利益なるものなれば、之を使用せざるを可とす。

莓(イチゴ)

莓は佝僂質斯病の患者に無害のみならず

ず、幾分か治療的効能を有するものなり其原因は未だ明ならざれども「サリチル酸」は莓のみならず林檎、葡萄、梅、櫻實、蜜柑等にも含有し、其分量は果實の一「キログラム」(凡そ二斤)に就き僅に一「ミリグラム」を有するに過ぎざるを以て、其中に含む「サリチル酸」の爲に効能ありとは稱し難し、兎に角、實際に於て莓は佝僂質斯患者に有益なるものなり。

異物嚥下(イブツエンカ)

針、碁石、硝子かけ、銅貨などの嚥下物は廿四時間乃至四十八時内に體外に出でたる例鮮からず、故に異物嚥下の節は泡を喰つて騒ぐとなく、靜に其經過を見るべし、長興醫學博士の談に據れば、或人一夜大醉し

翌朝に至り入歯の在らざるに心付き、必然
 醉中に嘔下したるものに相違なしとなし、
 騒然博士の診を乞ふ、當時は未だ「レント
 ゲン」の光線は無く、外見之を知る由なき
 により、一週間斗體を安静にして大便を檢
 し見るべきことを論したれども承引せず、
 嘔下したるに相違なきを以て何とか取り出
 し呉れよと迫つて聞かず、八方説諭して漸
 く歸宅せしめたるに、翌日彼喜々として博
 士を訪ひ、入歯は袂より出でたる旨を答へ
 りと云ふ、又或醫者の不完全なる光線に照
 し釘らしきもの見ゆる杯とて輕卒に切開し
 て、何物もあらざりしと云ふ恐るべき實例
 もあれば慎むべし、異物を嘔下したるとき
 は、芋を多く食し、糞を澤山にせば糞と共
 に自然に體外に排泄するものなり。

井戸の消毒(井ドノシヨードク)

極めて濁濁せる井水、及び河水中に浮游
 せしめたる「コレラ」菌、「チブス」菌、赤痢菌
 の如きも、一斗の水に三十瓦の生石灰、或
 は四十瓦の石灰を以てすれば、十分時以内
 に消毒し得るを以て、今假りに直徑二尺五
 寸にして、水の深さ一丈ある井戸ありとせ
 ば、其水量は稍や七石五斗なるが故に、約
 八百瓦の石灰、或は六百五十瓦の生石灰を
 石灰乳製法と同じく水に混和したる後、井
 戸に投入し、投入後充分攪拌して、數時間
 を經て之を浚渫すべし、是れ我が傳染病豫
 防法の規定に異なる所ありと雖も、以上の
 法は簡便にして且つ利益なりと柴山博士
 (五郎作)之を説けり。

労働時間(ロードジカン)

身體機關の靈妙なる作用は休養に依つて
 能力を養ひ、次で働作に變じ、體外に發顯
 するものにして、生理學上には自から數學
 的に證明し得べき標準あり、苟くも此範圍
 を踰えて労働すれば、衛生學上之を不適當
 と認むるものなり、之と同時に、此の學理
 に従つて居る、労働なりせば適法と云ふべ
 きなり、何んとなれば生理學上の標準に背
 きて労働する時は、即ち身體の疲勞を來た
 し、以て組織養分の缺損を招けばなり、茲
 に於てか一定の休養に依り、有限の能力を
 養ひ心身の缺を補ふにあらざれば、如何な
 る健康者と雖も、早晚恐るべき危害を買ふ
 に至るべし、故に労働時間に衛生學上の制

限を設くるの必要あるなり。

現今世界に於ける屈指の工業國を通觀す
 るに、工業の愈々熾なるに従つて、労働時
 間も愈々従つて短縮するは、自然の傾向な
 りとす、獨逸國の機業場は十時間を最長時
 とし、英國は六時間とせり、本邦の如きは
 何れの工場にても、概ね午前六時乃至七時
 に初まり、午後四時半乃至五時半に終るを
 多數とせり、故に九時間乃至十一時間労働
 せるものにして、特に婦女子の如き十四歳
 以下のものと雖も、同様に使役し居れり、
 併し労働の種類に従つて制限あるべけれど
 も、現今の狀態は之を改良せざるべからざ
 るなり

肺體操法(ハイタイソーホー)

「ドクトル」エス、ア、クノツプ氏懸賞論文結核豫防法中に呼吸操法に關し、左の説を爲せり。

生長しつゝある小兒には、出來得るだけ早く深呼吸をなすことを教ふべし、即ち第一法は窓を開放し、或は屋外に於て、所謂陸軍的「氣ヲ付ケ」の姿勢を取らしめ、口を閉ぢて徐々深呼吸をなすと、共に兩腕を地平に迄舉げ、此の位置に止むること凡そ三秒間の後、再び呼吸をなしつゝ兩腕を垂直に下す、是より第二法を行ふ、此の法の第一法と異なる所は、唯だ兩腕を頭上に迄舉ぐることなりとす、而して體力漸々増し來れば、第三法に移る、此の法は空氣中に於ける游泳とも稱すべし、先づ第一操に於ける如く、陸軍的「氣ヲ付ケ」の姿勢を取

り、手の背面相合する様に兩腕を前方に延ばしつゝ、深呼吸を營み、而して其間に兩腕を廻轉して、手を背後に合せしむ、此位置にて空氣を吸入したるまゝ、數秒間止まり再び兩腕を前方に延ばす際、呼吸を行ふ、此の操法は吸氣の際、徐々に足指を以て伸び上り、呼氣の際舊位置に復する時は容易なり云々。

肺結核豫防（ハイケツカクヨボ）

「肺結核豫防に關する件」は明治三十七年二月内務省令第一號を以て發布せられたるものなり、肺結核の恐るべきものたるは、人の熟知するところなりと雖も、之れが豫防方法は實施上頗る困難なるものあるを慮り、從來之に關し、何等の法令をも特に設

けられあらず、然るに前記の如く始めて本令の公布を見るに至れり蓋し多少の進歩と稱すべきなり。

本令は肺結核豫防法としては、極めて不完全なるものなるが爲に、敢て豫防法と謂はず、只豫防に關する件として公布したるものなり、而して全篇は九條より成ると雖も、其主張するところは、(一)多數一聚居の場所(學校、病院、製造所、寄席、劇場等)又は地方長官の指示する場所に唾壺の配置を命ずること、(二)多衆群居の場所に於ては何人と雖も唾壺以外に喀痰すべからざる

ありし家は消毒後にあらざれば他人を入れしめざること、(四)病院に關する取締、即ち(一)肺結核患者と他の患者とを同一室に收容せざること、(二)肺結核患者を入れたる室には消毒せざれば他の患者を收容せざること、(八)病室に汚染し若くは汚染の虞ある物品は使用者を更むる毎に消毒すると、(五)其他消毒方法の規定及罰則等を規定しあるなり。

蜂の毒（ハチノドク）

蜂は尻に針ありて其傍に蟻酸と稱する毒を蓄ふ、若し此針に螫されたる時は、傷部腫脹し、甚しきは手足も全體に腫上ることあり、眼などを螫さるれば一時激症となることあり、手、足等の螫口なれば、「アンモ

ニア」液を塗れば宜しきも、針の折れ止ま
ることあれば、之を抜き取ることを忘るべ
からず。

蠅取装置（ハイトリソーチ）

蠅取装置とは蠅を捕ふる方法手段を謂ふ
蠅があらゆる傳染病を運搬し、媒介する
ものたる事は、既に人の熟知するところな
るを以て、苟も傳染病流行の兆あるときは
は、必ず此蠅取装置を設備せざるべからず
其装置に種々あり、（一）硝子器にて蠅取器
と名付くるものあり、此中に砂糖水、醋、
酒等蠅の好むべき液汁を入れ、之を室内に
置けば、蠅は其下底の穴より器内に入り、
復出づること能はずして、遂に死亡するに
至る。（二）鳥糞を竹の皮に塗り、或は炮烙

（土製の器）の底面に塗布して、之を室内に
置けば、蠅自から之に集まり粘着して、復
た起つ能はず。（三）蚤取粉（インセクト）と
稱する藥品あり、微黄色の粉末にして、之
を火上に散布すれば、空中に飛散する蒸烟
の爲に、蚊、蠅の如き無血蟲は直に斃る、
ものあり。

赤痢病「ペスト」病等の流行時には、殊
に、此蠅に注意し、之を驅除する方法又
は之に觸れざる手段を講ぜざるべからず、
此目的には、或は庖厨の飲食物、并に其器
具に蠅の集まらざる様、之を「蠅入らず」
の中に藏するか、或は飲食の際は、蚊帳を
吊りて、其中に於てするか、此二つを適當
に行ひ、十分に抜目なくするときは、大抵
は是等の傳染病の、侵襲を免かるゝを得べ

きなり。

賣肉取締（バイニクトリシマリ）

賣肉取締とは、飲食物警察取締の一にし
て、主として公衆衛生保護の目的に出づ、
蓋し奸商ありて腐肉を賣却し、或は所謂羊
頭を掲げて狗肉を賣る者ありとも、何等
取締規定なきときは、之を罰するに由なき
を以てなり。而して之に關しては中央には
何等の規定なきも、各地方官廳に於ては、
各々適當の取締方法を發布しありと雖も、
固より區々たるを免かれざるを以て此に掲
ぐる能はざるなり。

賣藥（バイヤク）

賣藥とは、醫師に依らずして、治療の目

的を以て調製し、直に使用し得る状態に在
る藥劑を謂ふ。（内務技師藥學士池口慶三氏
の下したる定義なり）然れ共本邦に現在す
る賣藥を通觀するに、其二三者を除けば、
何れも治療の目的に適合するものならず、
多くは効能も無く、害毒も無きもの、みに
して、彼の歐米諸邦に於ける賣藥の如きは
本邦にては絶えて觀る能はざる所とす。是
れ蓋し賣藥取締規則によりて頗る壓迫を加
へたるに由るなり。

賣藥の許否は一に地方廳に在るが故に、
甲縣に於て不許可となりたるもの、乙縣に
於て許可せらるゝことなきにあらず、此の
如きは避く可き事柄なりと雖も、現時の制
度に於ては勢ひ止むを得ざること、思惟せ
ざるべからず。然れ共是等の不統一を避く

るの目的を以て、明治十九年三月内務省訓令第三十二號を發布して、(賣藥検査心各地方廳に通達し、準據するところを示したり、尙ほ「賣藥規則」の項を参照すべし。

賣藥規則 (バイヤクキソク)

賣藥規則は、明治十年一月太政官布告第七號を以て發布し、次で漸次之に改正を加へたるものにして、三章二十餘條より成る、其第一章に於ては、主として賣藥營業の免許鑑札に關する規定を掲げ、第二章に於ては賣藥税及び鑑札手数料に關する規定を掲げ、第三章に於て罰則を掲げたり。

其第一條に於て「本法ニ於テ賣藥營業者ト稱スルハ賣藥ヲ調製シ又ハ外國ヨリ輸入シテ販賣スル者ヲ云フ」と記して賣藥其物

に對しては、何等の定義をも下すことなし、本條は明治三十三年二月法律第十四號を以て改正せられたる所にして、改正以前の本條には「効能書ヲ附シテ販賣スル丸藥、膏藥、煉藥、水藥、浴劑、散藥等ヲ云フ」と記して、明に賣藥といへるもの、定義を下しありしも、改正と共に此定義は除却せられ、却つて賣藥業者の定義を下すに至れり。賣藥營業者は、藥味、分量、用法、服量、効能を詳記したる書面に、族籍氏名を詳記し、本籍地の區長の奥印を得て、管轄廳に願出免件を受けざるべからず。此願出に接したる地方廳は、願書を調査し、且つ之に添付せる見本品を検査し、明治十九年三月訓令第三十二號「賣藥検査心得書規定」に抵觸するものは、之を許可せず。

賣藥検査心得書に據れば(イ)毒藥及劇藥を含有するものは一切之を許可せず。

(ロ)和漢藥中有毒の稱ある藥品并に性効不明のものは許可せず、(ハ)然れ共以上不許可の藥品中に就きて或る分量迄は或藥品を用ゆるを許可す、(煩雜を厭ひて略す)(ニ)毒性劇性の成分を含有し、若くは其疑ある成分不明の天然物(動物、植物、礦物)は之を許可せず、(ホ)數品の配伍に由て有害の物質を生ずるの恐れあるもの竝に分解し、又は腐敗し易きものは之を許可せず、(例へば次硝酸蒼鉛に酸類を配伍し、沃度化鹽に過格魯兒化鐵を配伍するの類)(ヘ)毒劇藥以外と雖も有力藥品の内用劑は尋常醫用一回の中等量を以て一日量と爲すものに非ざれば之を許可

せざる(ト)銅箔、錫箔、鋁箔、鉛丹を衣としたる丸藥は許可せず、(チ)蒸烟劑、吸入劑、蒸氣浴の如き尋常の内用法、外用法(塗點、塗點、眼湯浴)に由らざるものは之を許可せず(リ)用法を誤るに由て危害を招くもの恐あるものは之を許可せず、例へば劇藥並有力藥品を配伍せるものにして其劇藥有力藥の含量誤つて一貼若くは一瓦を頓服すれば危害を招くもの(ヌ)専ら滋養に供する品類或は夏日飲料或は化粧水、齒磨粉の如き往々一二効能を附したる者あるも、固より治療を主とする者に非ざるを以て賣藥規則外となるべし。(ル)海水或は鑛泉を採酌運搬して溶せしむるは賣藥規則外たるべしと雖も、鑛泉中の固形物或は幾分の鑛泉を混合し、或

は藥物を加ふる者は既に全く其原泉と性質効用を異にし、人造に歸するを以て別に湯名を附し、鑑札を受けしむると(ヲ)電氣浴の如きは専ら醫師の施治に屬するを以て藥湯に準し許可するの限に非ず。

巴布 (パップ)

巴布とは皮膚の局部に貼して熱と濕氣とを與ふるに便利なる法なり、其効用は左の如し。

- 一、化膿を防禦し、化膿後なれば早く膿を表面に吸ひ上げ、掀衝部分をして、其緊張度を緩解せしむ。
- 二、組織をして柔軟ならしめ、且つ毛細血管を擴張して其疼痛を治す、或は掀衝の擴大を局限す。

之を作るには種々ありと雖も、其必要なるものは先づ亞麻仁を沸騰せし湯に少量宛入れて、七にて能く攪拌し、程能きになりたる時打ちて軽くし、後盆に擴げたる布の中央に移し、布片の縦横を折り完全針にて止め置くべし、爾他「パン」糊又は菟絲等にて作ることあり。

日光消毒 (ニッコロシヨードク)

日光消毒を行ふに際して注意すべきは、日光に晒らして損害せざるものと、厚さの小なるものとの二種なりとす。若し日光に晒らして損害を受くるものとせば、他の消毒方法に據らざるべからず、又厚さの大なるものならば、日光其内部、或は裏面に透徹せざるを以て有効ならざるなり、而して朝

夕の光線、及冬日の斜光線は、消毒力弱く夏期日中の光線最も良しとす、概して日光消毒の時間は、可成日長きを費ひ、場合に據りては數日間持續するを宜しとす、併し注意すべきは、確實なる日光消毒を行ひ得る區域區間鮮く、又其方法手數實際に應用し得べき場合少なきときは、一、焼却、二、蒸氣消毒、三、煮沸消毒、四、藥物消毒の四種に據るべきものとす。

日射病 (ニツシヤビョー)

軍隊の行軍には往々ある所の病氣にして、學校杯にても運動會若くは修學旅行等には之なしとも限らざるべし、若し之に罹りたる場合には冷水を與へて衣服を解除し、携帶品を脱せしめ空氣の流通よき所に平臥せ

しむべし、大抵は危険に至らずして恢復すると多し、併し之を行ふ時には成るべく樹蔭の如き所にて全身に冷水を灌注するを宜しとす、又人工呼吸法を要する場合もあれば、看護者は宜しく丁寧に監視するを要す。

保健食料 (ホケンシヨクリョー)

身體榮養の目的を達し、體質の消耗を補給して不足なきを期せんとせば、身體構成の原質に鑑みて、榮養品の配合に注意せざるべからず、田原博士が保健食料調の標準として發表せられたるもの、左の如し。

第一例

- 牛乳 一合 味噌 五匁 牛肉 (鶏肉、羊肉、豚肉の類) 六十匁
- 白米 四合

野菜 (一) 葱 (胡蘿蔔、蓮根、土當歸、蘿蔔、筍の類) 二十夕

(二) 馬鈴薯 (甘薯、青芋、慈姑、薯蕷、佛手薯の類) 二十夕

(三) 胡瓜又白瓜、十五夕

各榮養分 (蛋白質、九五、七瓦) (脂肪、二八、〇瓦) (含水炭素、四五四、三瓦)

第二例

鶏卵二個 味噌五夕 白米四合

野菜 (一) 菠薐草 (三つ葉、蔞菜、小松菜の類) 十二夕

(二) 土當歸 (胡蘿蔔、蘿蔔、蕪菁、蓮根、筍類) 十夕

(三) 百合 (慈姑、薯蕷の類) 二十夕

魚 (一) 鯛 (鱈、鰯、鯨、鮫、馬鮫魚の類) 三十夕

(二) 竹麥魚 (鱈、ムツ、鯖、松魚、鮪、泥鰌の類) 三十五夕

各榮養分 (蛋白質、一〇一、〇瓦) (脂肪、一九、二瓦) (含水炭素、四四六、六瓦)

第三例

豆腐二十五夕 莢菜豆 (菜豌豆、鵲豆の類) 十五夕

豆腐皮又燒狀、三夕 比目魚 (鱈魚、アイナメ、鰈、イサキ、鱒、鮒、ハゼの類) 二十夕

胡麻油 (豚脂、牛脂、牛酪、阿利襪油の類) 一夕 鶏肉 (牛肉豚肉) 三十夕

味噌十夕 白米四合

各榮養分 (蛋白質、一〇一、五瓦) (脂肪、一九、四瓦) (含水炭素四、三四、七瓦)

捕鼠獎勵法 (ホソキョーレイホー)

捕鼠獎勵法とは、「ペスト」豫防の目的を以て鼠を捕へたる者に對する諸般の獎勵方法を謂ふ。之れに種々あり (一) 公費を以て私人の捕へたる鼠を買収する方法 (二) 同じく公費を以て鼠に對する番號札を附し之に多額の賞金を懸け、一定の數 (例へば五萬頭又は十萬頭) に達すれば、抽籤を行ひて、其當り番號に規定の賞金を與ふる方法、恰も勸業債券の割増金の如きもの (三) 此 (一) (二) の方法を同時に行ふ法等の如き是なり

從來の經驗に據れば是等獎勵の中買収法は成績最も顯著にして、之を施行するとせざるには、鼠の届出數に非常の差異あり

捕鼠獎勵法 捕鼠器

り、極言すれば買収を廢すれば、鼠を捕ふる者無しと言ふも可なり、懸賞券は東京市に於ては、其効果餘り顯著ならずといふ、然れ共若し此金額を過大にするか、或は寧ろ賞金を賞品に代へ、其一等には金側懷時計、二等に金指環、三等に襦袢丸帶等の如く婦女の好む物を懸け、彼等の射倖心を挑發せば、却つて良成績を得ることあるべく思惟せらる、宜しく他日の研究を重ねべきなり。

捕鼠器 (捕鼠裝置)

(ホソキ)

捕鼠器に種々あり、捕鼠裝置にも亦其類多し (鼠驅除法の項を見よ) 其二三を擧ぐれば (一) 鐵線長方形の網函にして多く一方

口とし、彈條に依り入口を閉鎖するもの、
 (二)鐵線製圓形の網函にして上方に入口を
 設け、入口の周圍より漏斗形に垂下せる多
 數の鐵線あり、鼠の進入は妨げざるも外出
 するの途なきもの(本器は一時に多數の鼠
 を捕ふるを得)(三)、長方形の板片に彈力性
 撥條を附し、撥條より前方の鐵線に連絡し、
 該鐵線の尖端に香餌を附し置き、鼠之に觸
 るの刹那撥條によりて壓殺するもの、(之に
 も亦種類頗る多し俗間「パチン」と稱し價
 格廉なるを以て頗る多く需用せらる、其他
 或は古來より使用する「柵落し」、臺灣地方
 に行はる、「井落し」等ありと雖も、同一
 物又は同一装置を反覆するは不可なり、常
 に交互に使用すべく、其餌も亦毎夕異なり
 たる物を用ゆ可し。

捕鼠器を配置する場所、捕鼠装置を爲し
 置く場所は、常に鼠の往來出沒する場所を
 選むべく、餘りに縁遠き場所に配置するは
 勞して功なしと知るべし。

胞衣(ホーイ)

胞衣とは俗に稱する「エナ」の謂ひにし
 て即ち胎兒の臍帶、胎盤、羊膜等を總稱す、
 古來胞衣は土中に埋沒するの習慣あり、而
 も宗教上の迷信若くは卜筮者流の妖言に従
 ひ、方位を相し、時日を卜し場所を選みて
 埋却し、一も衛生上の見地より打算し來れ
 るところあらず。然れ共此事たる固より土
 地を汚損するものにして、決して等閑に放
 任すべきことにあらず、即ち清潔保持の點
 より、何等か之に對する取締規定なからざ

るべからず、都會地にありては幸に胞衣、
 産穢物等を適法に處置する營業者あるが故
 に敢て深く憂ふるに足らずと雖も、此種の
 營業者あらざる土地に於ては、衛生上多少
 顧慮せざるべからず。

警視廳に於ては明治三十年二月廳令第六
 號を以て「胞衣及産穢物埋納方并其取扱營
 業者出願方」を規定せり、其主眼とするこ
 ろは胞衣及産穢物を投棄するを禁止し、
 人家及井戸を距る五間以内の地には埋納
 するを許さず、五間以外の地と雖も、其穴
 の深さを三尺以上と爲すにあらざれば之を
 埋納すべからずとせり、又取扱營業者に對
 しては埋納地及燒却地の位置、地名、坪數
 等を詳記したる圖面を具し所轄警察官署を
 經由して願出免許を受くべしとなせり、而

して其取扱方は一に警視廳の命ずるところ
 に従はざるべからずと規定し、之を犯す者
 は二日以上五日以下の拘留又は五十錢以上
 一圓五十錢以下の料に處することを罰則
 として附加しあるなり。

防疫(ボーエキ)

防疫とは傳染病を豫防することを謂ふ、
 此文字の起源は近く四五年来に在り、即
 ち明治三十六年一月勅令第二號を以て「ペ
 スト」豫防の爲、臨時防疫職員を、警視廳に
 置かれたるを以て始とす。即ち其組織は防
 疫事務官專任三人、檢疫醫九十八人、防疫書
 記專任五人、監吏九十八人、外に防疫評議員
 を置くを得るの件は明治三十八年六月勅令
 第百八十號を以て追加せられたり、其以來

神奈川縣、兵庫縣、山口縣、大阪府等の如き「ペスト」流行地には何れも之に準したる職員を置き以て専ら「ペスト」の豫防制遏に従事せしむ、故に現時に於ては、防疫とは殆んど「ペスト」豫防を謂ふもの、如く解釋せらるゝに至れり、詳しくは「傳染病豫防」の項を見よ。

防水革製法 (ホースイガワセイホー)

皮革は自ら防水、防寒の効ありと雖も、之に人工的防水防寒の法を施すにあらざれば其効力を完全ならしむる能はず、而して其方法は第一製革の際に施すもの、第二製品に施すものとの二種あり、之に用する藥劑は左の如し。

第一法 黄蠟又は白蠟、九、乾燥油、一八、

牛脂、二、硼砂一、シエルラック一、染料適宜

先づ硼砂を適宜の水に溶かし、(温を與へ)之に「シエルラック」を投入して溶解せしめ、次に蠟と牛脂とを加へて攪拌し、「ジヤム」状となしたる後、乾燥油を加へて充分に攪拌したるものを、革面上に塗布し充分に浸透せしむ。

第二法 人造護謨、一〇、黄蠟、五、魚膠、五、樹、脂、三

人造護謨に黄蠟以下の三品を混和し、温を加へて溶解したるものを革面に塗布す。

墨汁 (ボクジユ)

洋墨汁(インキ)の中には殆んど常に靈絲菌(カビ)及他の有害なる細菌を多重に含有

すると検査によりて明白となれり、而して使用後蓋を掩はざる墨汁壺は右の細菌を含むと夥し、之を天竺鼠、家鼠及溝鼠等の如き小動に物種接する時は一二日の後斃死すと云ふ、是に由りて觀れば彼の墨汁の尖端に含める「ペン」先を以て、微少の刺創を受けたる人が往々死亡せるとある理由は自ら明瞭なり、學校生徒の多數に「ペン」先を口にて潤ほす悪習慣あるは人の知る所にして、之が爲め右の有害菌類を唾液中に混入せしめ、次に胃腸中に達し、設といひ直接の血清傳染を來さるも遂に疾患を誘起するとなしと云ふべからずとは、獨逸ミンデン縣知事が特に學校生徒の使用する墨汁の危険に關し其管下に諭告したる者なり、本邦の硯池中にも随分久しき間墨汁を放置し、往々又

之に浸したる毛筆を舐むる人あるは此論告に鑑み注意せざるべからず、尙ほ洋墨汁の危険に就きては左の實例あり、下總市川在の或農家の子供が芝居の真似をして遊び、眼球を大きく見せようとて黒「インキ」を眼邊に塗りたるに、墨汁眼中に流れ入て劇しき疼痛を發し失明せり、醫療によりて四日の後漸く物を見得るに至りたり、是は「インキ」中の石炭酸、鞣酸の作用にして、色鉛筆の「メチールバイオレット」と齊しく眼球を腐蝕せしむるを以て、殊に兒童の之を取扱ふ場合は大に注意を加へざるべからず。

平生の養生法 (ハイセイホ)

身體の强健を保つ第一の要義は平生の養生にあり、嘗て柴田博士は其著衛生談中に

其要訣とも見るべき者を載せられたり曰く
 冷ゆるな、貪るな、清潔なれ、氣強なれ、
 一、冷ゆるなとは、凡そ風を引き寐冷を
 なすが如き、原因を避くるの謂にして、
 夜中よく窓戸を閉ぢずして寢に就き、
 又は衣衾腹巻等を用ひずして晝寐、假
 寐をなし、無用に雨濕寒暑に曝露する
 が如き舉動を慎むを云ひ。

二、貪るなとは、都て飲食の常度を守り
 常に其分量を過ぎぬ様注意するのみな
 らず、生水、生物を避け、平生用ひ慣れ
 ざる飲食品、不消化物、各人平素の経験
 上より腸胃を損ふ者を取らず、小兒に
 間食を制限し、時を経たる殘肴、剩飯
 を捨つるに吝ならざるが如きを云ひ。

三、清潔なれとは、其身體殊に顔面、及

び手の淨潔洗浴を怠らず、皮膚の剝脱、
 創傷を等閑にせず、衣服、手拭、夜具の
 洗濯を頻繁にし、又は屢々之を日光及
 び空氣に乾かし晒らし、座右の塵埃を
 拂ひ、飲食する前には必ず手を洗ふの
 習慣を養ふが如きを云ひ。

四、氣強なれとは、漫りに流行病の襲來
 を恐れて心神を惱まし、却つて身體の
 變調を招き、抵抗性を減弱し無事の間
 は固より、一旦家内に緩急ある際、舉
 措宜しきを失して自身及び同家の住人
 に、一層大なる損害を來すが如き失態
 なきに注意するを云ふ。

勉學と精神病(ベンガクトセ)

歐洲の學生等は、往々暴酒に耽り決闘其

他非常の亂暴をなし、試験期日の迫るに至
 り、俄然勉強に従事し一時に腦裡を攪拌せ
 らるゝを以て、酒精中毒の爲め貧血を來し、
 加ふるに過度の勉學等に依り、精神病を發
 するもの多しと云ふ、日本にては斯の如き
 學生は甚だ僅少なるも、所謂小心翼翼とし
 て粗悪なる食物をなして苦學するもの多
 し。此等の學生には精神病を發する場合な
 きにしもあらざるべし、注意警戒したきも
 のなり。

「ペスト」病豫防(ペストヨボ)

性質、猛毒なる「ペストバチル、ス」と稱
 する細菌が、健康なる人體内に侵入して、
 發する疾病にして、其「バチル、ス」は先づ
 血液の中に混じ、侵入部附近の淋巴線其他

腹内の諸臓器に生育するが爲、何れも腫脹
 し、加之、血液中にも生育するにより、
 全身中何れの場所にも「ペストバチル、ス」
 の居らざる所なきに至る、扱其「バチル、
 ス」は劇烈なる毒物を産するものなれば、
 之が爲四十度以上の高熱を發し、且つ腦を
 侵して精神亂れ、衰弱の爲患者の十中八九
 分通りは斃るゝものなり。世人の心得べき
 は左の二箇條なり。

(一)「ペスト」病は「ペストバチル、ス」
 と稱する細菌の傳染に依りて發する病
 なること。

(二)「ペストバチル、ス」は血液に混じ
 て全身中到處に存在すること。

傳染の経路 この「バチル、ス」なる病毒
 は(一)如何なる所より現れ出で(二)如

何なる経路を取りて (三) 健康者の如何なる所より侵入するものなるか。其経路を知ることには豫防の第一の目的にして、極めて大切の問題なり、世人の知れる如く、虎列刺、赤痢の如きも、各々其病毒の傳染に依りて發するものなれども、傳染の経路極めて簡單にして、随つて豫防法も亦簡便なる者なり、虎列刺、赤痢の如き病毒は、病者の糞便若くは吐物に混じて體外に現はれ、出でたる其病毒は健康者の口より侵入するのみなるを以て、此點を警戒すれば足れりと雖も、「ペスト」病は之に反して、其病毒は何れの所よりも出で、健康者の何れの所よりも這入り、又家鼠の此病毒に感染し、人間に傳染の媒介を爲す等の事あり、この「バチル、ス」程癡猛なる病毒は他に類を見ざ

るなり、尙詳しく述べれば左の如し。
 (一) 病毒が病者の體外に出づる部位、「ペストバチル、ス」は病者の全身に充滿せるが故に、あらゆる分泌物、排泄物中に混じて、體外に出づるものなり、其内「バチル、ス」が最も多く出で病毒散蔓の主原因となるは淋巴腺の膿なり、前に述べたる如く「ペストバチル、ス」は好んで淋巴腺にて生育繁殖する爲、腺は腫れ終に膿に化し、自然に外部に漏るゝか、又は醫療として之を切り破る時は、絶えず膿汁出づ、其膿汁には夥だしく「バチル、ス」を含むものなり、其他「ペストバチル、ス」は病者の尿糞便、喀痰、唾液、鼻汁、等に混じて體外に出で、又汗に混じて出づる場合なきを保せず。尙病者の血液

には「バチル、ス」は充滿せるが故に、若し少しにても出血あれば、其一滴中に數百萬の「バチル、ス」を混ず、されば病中に喀血、衄血、痔血若くは月經等あるときは、これと共に體外に出で、又蚊、蚤、虱の爲に血液を吸ひ取るゝときは、彼等の小蟲の膜内に數十萬の「バチル、ス」を含み、危険なる傳染の媒介を爲すなり、尤も「ペストバチル、ス」は普通の場合に於ては、呼吸と共に體外に飛び出づるものにあらずれども、咳嗽「くさみ」等の場合には其愛ひあり。
 (二) 病毒の健康者に侵入する部位 病毒の最も這入易きは皮膚の創傷なりとす、元來人の皮膚の表面には上皮と唱ふる薄き一層ありて、之に何者が付着するも、

弾じく力あれども、若し其上皮に破損を生じ、肉眼に見えざる程の微創を被むるも、其處に付着したる外物は、悉く血液に吸ひ取る性あるものなれば、「ペストバチル、ス」も能く其所より血液内に侵入するなり、斯る微なる創にても能く病毒は這入得るものなれば、況して目に見ゆる程の創傷、例へば胼胝、皸、逆創或は他の創口よりは容易に這入り得べし、然るに其這入込みたる創には、痛みも腫れも起らざるものなれば、氣付ざるが常なれども、若し手の創口より侵入したる時は、腋窩の淋巴腺腫れ、足の創口より侵入したる時は、鼠蹊の淋巴腺腫るゝが故に、始めて之を悟り得べし、又塵埃と共に肺に吸ひ込みて、又飲食物と共に消化器に

嚙下して、其粘膜より血液に侵入することあり。

(三) 傳染の機會「ペストバチル、ス」は人體外に出でて直ちに死滅するもの非ず、人體外に於ても長く生命を保つ性あるが故に、傳染の機會甚だ多し、例へば、

(イ) 病者の膿汁、喀痰、尿、糞便、血液、唾液、汗等並に是等に汚れたる物品には、病毒長く生存するが故に、之を取扱ふ場合。

(ロ) 病者の身體、衣類、寢具等には病毒の付着するものなるが故に、病者を看護し、又は其物品を取扱ふ場合。

(ハ) 長く臥床せる部屋には、その塵埃中に病毒を含むことあるが故に、病室

内全部は汚染せるものと看做さるべからず、随つてその室内に出入するとき。

(ニ) 家鼠は該病に罹り鼠族間に大流行を來すことあり、(支那にては「ペスト」病を鼠病とも謂ふ程なり) 即ち家鼠は毎戸棲住せざることなき小獸にして、且つ如何なる物品にても咬嚼する性あれば、往々にして病毒の付着せる物品を食して感染す、然るに鼠は同士喰をなす性ありて、鼯鼠あれば忽ち之を食し、更に又該病に感染するものなり、故に一朝鼠族に感染すれば、陸續絶ゆることなし。而して鼠の「ペスト」病は最も多く人類に傳染するの機會を作るものにして、即ち病鼠尙歩行し得る間

は、家内何處の嫌なく徘徊し、糞尿等にて到る所に病毒を散莖す、故に病鼠を發生すれば其家の家財、器具、飲食物等は悉く病毒に汚れたるものと看做さざるべからず、随つて病家の家族は病人より傳染せざることに務むれども、裏道より鼠の所爲に依りて傳染すること往々あり、尙又病鼠は其棲生せる家内を汚すのみならず、或る場合には隣家に轉移し、加之貨物等に潛みて遠隔の場所に轉住し、以て大流行の原因となることあるべし。

(ホ) 患者の血液を吸ひたる虱、蚊、蚤は病毒を含むこと多し、故に病血を吸ひたる小蟲に刺さるゝときは、種痘と同様に彼の口針を以て、病毒を皮膚に

備へ付けらるゝなり。

(ヘ) 蠅は「ペスト」病に感染して斃るゝものにして、其身體並に糞尿は病毒を含み傳染を媒介す。

(ト) 病毒を含みたる排泄物等を地上に捨つるときは、地中並に附近の井水等に混入して、一定期間は、病毒生存す、故に其地を跳足にて歩行し、又其井水を使用並に飲用する場合。

(チ) 病毒は不潔にして、且暗黒なる室内にては久時生存して傳染の機會を爲す。

豫防法 該病毒は上述の如き經路を取りて傳染するものなるが故に、之を豫防せんには、其經路を中斷し、又一方には假令病毒に觸るゝも感受せざる道を講ぜざるべから

ず、之を詳述すれば左の如し。

- (一) 病者なき前の注意。
- (イ) 「ペスト」病者ある家、並に近邊に近くべからず。
- (ロ) 家の内外並に人體、衣服等を清潔に爲し、彼の棲住に適せざる様心掛くべし、殊に蚊、蠅、蝨、虱等の退治を爲すを要す。
- (ハ) 該病菌は日光に觸れ又乾燥するときは、容易に死滅するものなるが故に、家内に日光を導き、且可及的障子又は窓を開きて空氣を流通せしめ、又衣類、家具等は時々日光に曝すべし。
- (ニ) 飲食物は必ず煮沸すべし。
- (二) 流行に先だち鼠を驅除すべし、又斃鼠ありたるときは其「ペスト」に斃れ

たるや否やの検査を乞ひ、大に警戒を加ふべし、何となれば、人間の該病發生せざるに先んじ、鼠族の間に流行することあるべければなり。

- (ホ) 皮膚の創傷ある人は相應の醫療を加へ、又腓 胝、皸の類は「ワセリン」或は「コヂウム」を塗り封ずべし、又跣足にて徒歩すべからず。
- (ヘ) 若し惡寒、發熱等、寒冒の如き容體あり、又は熱なくも鼠蹊、液窩、頸部の淋巴腺を探りて、腫れ、痛み等あれば迅速に醫療を加ふべし、この病は恐るべきものなりと雖も、早く治療を施せば治療し易ければなり。
- (ト) 流行地より來る襪褌、古綿、紙屑、古着、古革、古毛布の類は勿論一般の貨

物等に至るまで、出所の明ならざるか又消毒せざるものは取扱ふべからず。

- (一) 病者を發生したる時の豫防法、
- (甲) 傳染病院若くは隔離病舎に入院すべし、該病に罹り長く就床する時は、種々の原因に依りて、其一家内は總て病毒にて汚さるゝ憂あるが故に、其家族は虎列刺病、赤痢病に對する位の尋常の注意にては到底傳染を防ぐこと難く、縦し其當時に於て傳染を免れたりとするも、其後に至り何時發病するやも計られず、終には其家屋を焼拂はざるべからざる不幸にも遭遇せん、依つて醫師の診斷上「ペスト」病と定まれば迅速に病院に入院すべし、然るときは、自己の利益なるのみならず、家族

并に公衆一般に對する徳義をも盡すべし。

- (乙) 已むを得ざる事情ありて自宅療養を爲す場合は、一家内は全部病毒に汚れたるものと認め、左の箇條を嚴守し一刻も油斷あるべからず。
- 一、手足並に其他の皮膚を探索して微かにても表皮の損じたる箇所あれば、「コヂウム」又は「ワセリン」の類を塗り、或は手袋を用ひ、且つ一日數回二十倍の石炭酸水にて洗ひ、又常に足袋を穿つべし、殊に看護するもの並に汚物を取扱ふものに於て然りとす。
- 一、飲料水、使用水、一般の飲食物、並に器具は煮沸して直ちに用ゆべし。
- 一、飲食物及其器具等は、蠅帳の類を以

- て、蠅類の襲來を防ぐべし。
- 一、患者は蚊帳内にて養生せしめ、蚊、蠅を防ぐべし。
- 一、家内の用ふる衣類、夜具の類は毎日日光に曝露すべし、然るときは萬一病毒の付着することあるも、之にて滅殺し得べし。
- 一、努めて家鼠を退治すべし、然るに俄に猫を飼ひ家鼠を脅迫するときは、隣家に逃走するの恐あるべし、寧ろ他の方法を用ゆるが穩當ならん、若し斃鼠を發見せば、火箸等にて挟み之を焼却し、其斃鼠のありたる場所は石炭酸水にて消毒すべし。
- 一、衣類、身體は日々洗ひ清潔に保ちて、病毒の付着するあるも生育せしめず、

- 又虱、蚤等の繁殖を防ぐべし、又可及的是等の昆蟲を捕獲して、火中に投ずべし。
- 一、看護するものは、病者及其夜具、其他一般の病者用器具に手を觸れたるときは、直ちに二十倍石炭酸水に手を浸して丁寧に洗ふべし。
- 一、病者の肌に觸るゝ衣類は、日々煮沸して取換へ、又夜具は病者に直接せざる様、白布にて上覆を製し、日々煮沸して取換ゆるを良とす。病者の膿汁、糞便、吐物、尿、喀痰、唾液、鼻液、血液等苟くも病者より排泄せるもの、並に之れに汚れたるものは、悉く消毒せざるべからず、病者の皮膚を拭ふときは其布片を直ちに二十倍石炭酸水に

- 自己の手と共に浸して洗滌消毒すべし。
- 一、病室並に他の居室は、塵埃の滞らざる様清潔に爲すべし、但普通行ふ如く、塵拂帚を用ゆることなく、煮沸水殊に良好なるは石炭酸水をひたしたる雑巾を以て拭ふべし。又鼠の尿并に糞塊には夥しく「ペストバチル、ス」を含むを以て、石炭酸水を濡したる布片にて拭ひ取り、共に焼却するか若くば消毒薬中に投入すべし。
- 一、病者に用ゆる總ての物品は、病者専用と爲して區別し置き、決して健康者と共用すべからず、又飲食器は毎用後病室に於て煮沸消毒すべし、殊に二十倍石炭酸曹達水にて煮沸すれば確實な

ペスト菌取締規則

り。

- 一、其他屍體の消毒、家屋器具の消毒實行の方法は、其筋の注意に服従して嚴守すること緊要なり。
(大日本私立衛生會號外)

「ペスト」菌取締規則

(ペストキントリシマリキソク)

「ペスト」菌取締規則は明治三十四年十二月、内務省令第三十九號を以て發布せられたるものにて全篇十二條より成る、其主要なる點を擧ぐれば(一)生活「ペスト」菌又は類似菌を貯藏し其培養又は動物試験を行ふ者は(イ)検査所の名稱及位置(ロ)建築物の構造、敷地の坪數及圖面(ハ)所長、主任者、及主任代理者の氏名履歴の各項を具して地方長官の認可を受くべきこと、(二)

衛生 中 辭 林

検査所の開始及廢止は五日以内に届出を爲すこと、(三) 検査所は他の建物を區別し少くも(イ)「ペスト」菌の培養及顯微鏡検査室(ロ) 試験動物の收容及解剖室(ハ) 消毒室の三室を設け出入口の扉には鎖鑰を備ふべきこと(四) 各室の床及側壁は不滲透質の材料にて作り、窓、其他外部に開口する凡ての孔隙は蚊蠅の出入を防ぐに足るべき緻密なる金網を以て被ふこと、(五) 検査所に於ける諸設備の規定、検査所主任又は代理者の遵守すべき各項の規定(六)「ペスト」菌又は疑ある材料の紛失、試験動物の逃逸の場合の届出規定、「ペスト」菌授受に関する規定及遞送の場合に於ける注意等(七) 診断の目的を以て臨時施行する醫師の検査には本則を適用せざることを、但地方長官は

必要と認むるときは、検査を停止し得ること等を規定しあり、尙ほ罰則として、地方長官の認可を受けざる者、「ペスト」菌を授受したる者は二十五圓以下の罰金に、開始廢止の届出を爲さざる者、材料紛失試験動物逃逸の場合に届出でざる者は只に十圓以下の罰金に處することをも附載せり。

豆腐 (トーフ)

豆腐は善良の食餌にして滋養に富み、決して有害の物質を含むことなく、庖厨食品中の第一等と謂ふべし、新しきものは水に沈澱するも、悪しきは水に浮ぶものを知るべし、故に背越の豆腐は注意すべし。

トリカブト

衛生 中 辭 林

「トリカブト」は一に「カブト」花、又は「カブト」菊とも稱す、美麗なる紫色の花を着く、植物中に於ける劇烈なる毒草にして、花にも、葉にも、根にも、「アコニチン」といふ毒を含めり、印度の土人或は北海道採にては此毒を以て矢毒を作り、以て猛獸を斃すの用に供す、若し花、葉、根等を口にすれば、口腔は灼くが如く、嘔吐、下痢を起し、心臓并に呼吸器は麻痺し、痙攣し、死に至ることあり、誤つて此等の有害植物を内服したるときは、應急の手當として有合の澁茶を煎じ出したるもの、又は「カッフェー」湯なり、又は「ダンニン」酸、即ち在來の五倍子の粉を飲み、直に醫師の許に至るべし。

凍傷 (トウシヨ)

凍傷は主として趾、指、耳等に發するものなり、之を豫防せんには該部の皮膚を鞏固ならしむるに如かず、其發症するや療法としては清潔を專一とす、即ち局所を微温湯、石鹼、にて洗ひ、石炭酸「コムブレネセ」を貼し、或は石炭酸「ワゼリン」を塗布して、軽く繃帯すれば可なり、此より以上の重きものに至つては醫治を乞ふべし。

吐血 (トケツ)

胃より出血するを吐血と云ふ、肺より出るものと誤る可らず、此鑑別は醫師に非ざれば區別を難しと雖も、大略の區別法を知り置かば大に醫師の参考となるべし、何と

なれば血液の色は時間を経過せば變化するが故に、遂には醫師と雖も鑑別に困むとあるが故なり、斯る場合には周章するとなく能く注意して調べ置べし、即ち血液の色鮮紅にして泡多きは肺の咯血にして、然らざるものは胃の出血なり、貧血性の人は胃に潰瘍(できもの)出来、老人は胃に癌腫の出来する爲に吐血するとあり、又婦人は月經不足の爲に攝代性と稱して、月經の代りに吐血するとあり、兎に角、咯血時の應急手當と同じく食鹽水を飲ましむるを可とす。

禿頭病 (トクトービョー)

禿頭病は(俗に臺灣坊主と云ふ)下等植物の傳染に因りて發するものと、皮膚神經の作用に因りて起るものとあり、前者は理

髮業者の器具の消毒を要すれども、後者は豫防の道なし、清潔を旨とし、禿部を芥子にて洗ひ、醫師より生髮劑を貰ひ受べし。

「トラホーム」豫防 (ヨトラホーム)

「トラホーム」は眼疾中、本邦に最も多くある所の疾病にして、今や個人問題を離れて國家問題とならんずる形勢なりとす、故に學校と謂はず、家庭と云はず、之が傳播を防ぐには唯清潔の二字にありとす、就中手拭を共用せざること、洗面器を別にすること、寢具を共用せざること、患者と共に遊ばしめざること、治療を怠らしめざること等は、最も重要な豫防方法なりとす、特に予は患者には眼鏡を用ひしめんことを唱道するものなり、何んとなれば眼鏡の爲め

に、幾分か手指、其他に對する不潔物の附着する機會を鮮くするを思へばなり。

土地の自淨作用 (ヨチノジ)

水の地中を通過するや、地層は濾過器の作用を營み、水中の不溶分を残留せしめ、又地の表面に存する細菌は、水中の有機性成分に腐敗作用を起さしめ、又地中の酸素も此等の物質に酸化作用を呈し、之を水、炭酸等に變じ、含窒素有機物を先づ「アンモニヤ」亞硝酸に變じ、遂に硝酸に化せしめ、斯くして水中の汚物は漸次に礦物性物質と化して消失すべし、土地の自淨作用とは即ち是なり、然れども、斯の作用は一定の制限ありて、若し汚水にして、絶えず地中に浸淫する時は、汚物は終に地中に於て

清淨せられざるに至るべし。

銅中毒 (ドーチユードク)

銅を油塗したる鍋、若しくは飲食用器具にて、醋又は鹽を用ゆれば、銅緑を生じて爲に銅中毒を起すに至るべし、左れば此の危険を防がんが爲に、相當の取締法は設けられわりと雖ども、自家衛生上、斯る有害毒物を發生するの理を知らざるときは、不時の危害を被るに至るべければ注意せざるべからず。

毒ウツギ (ドクウツギ)

毒「ウツギ」に中毒せられたるときは、應急の手當として有合の茶を瀝く煎じ出したるもの、又は「カッフエー」湯なり、又は「タ

土地の自淨作用 銅中毒 毒ウツギ

ンニン」酸即ち在來の五倍子の粉を飲み、直に醫師の許に走るべし。

動物の毒 (トリーブツノドク)

口に毒を含む蛇の如きあり、尾に毒を蓄ふ蜂の如きあり、皮膚に毒を備ふる蝦蟇の如きあり、内臓に毒を有する河豚の如きあり、各特有の部分に毒を蓄ふるは、其用に供するが爲にして、決して人類に危害を加へんが爲にあらざるなり、蛇は餌を獲んが爲めに口に毒を有し、蜂は敵を防がんが爲に尾に毒を有し、蝦蟇又同じ、獨り河豚は何の爲なるか未だ適當の解釋を見ざるなり、要するに人類の此等に中毒せらるゝは自己の罪にして、動物の罪にあらざるなり、中毒の應急手當に關しては其各項を見るべし。

中央衛生會 (セキクワイエ)

中央衛生會とは、中央衛生制度を組織する要素の一たる議決機關を謂ふ、(本邦に於ては此外尙ほ「日本藥局法調査會」あり)内務大臣の監督に屬し、公衆衛生及獸畜衛生に關し各省大臣の諮詢に應じ若くは建議するを得る合議制の機關たり、故に衛生に關する法律、勅令、省令等の案は實際は此會の諮詢を経るを常とすれども、其議決は決して絶對の効力を有せず。

其組織は二十八名以内の委員と一名の會長とより成り、臨時必要の場合には臨時委員を設くるを得、而して二十八名中其官職により自然委員たる資格ある者は、宮内省侍習局長、内務省地方局長、警保局長、土木

致命傷 (チメイシヨ)

致命傷とは、外力の作用によりて損傷を生じ、爲に死を招きたることをいふ。之を檢定するは法醫學上頗る必要なる條件なり、故に醫師は屍體を檢斷するに當りて先づ最近の死因を檢定し、次で其死因は果して損傷より來りしや、且つ何れの損傷によりて誘起せられしやを詳しく檢定し、以て其致命傷が何なりや將た又致命傷が他人の所爲に由りて生ぜしか、或は他の方法によりて受けたるやに就て、檢斷せざるべからず。(「最近死因」の項を参照すべし)

治療血清 (チリョーケツセイ)

治療血清とは、傳染病を治療する爲に或

局長、衛生局長、傳染病研究所長、陸軍及海軍省醫務局長、東京帝國大學醫科大學長、農商務省農務局長等にして、其他の者は民間より選任し或は官吏より任命せらる。

又醫師が其業務上に關し、犯罪若くは不正行爲ありし場合には其業務を禁止し、又は停止し若くは場合により其禁停止を解除するには、必ず中央衛生會の諮詢を経べき者とす、是れ醫師免許規則第十一條及第十三條により與へられたる重要な權限なり。

本會は明治十二年七月始めて内務省中に置かれたりし時、恰かも虎列刺流行の際なるを以て、先づ檢疫停船規則を議せしが、衛生の事務は平日に於ても忽緒に附すべからざるものたるの議起り、同年十二月より遂に恆立となるに至れるなり。

る動物を其傳染病に罹らしめ其治癒したる後採收せる血液より、固形分を沈降し除去されるものを謂ふ。今世人の其名を知れる實扶帝里亞血清に就て例を擧ぐれば、下の如し。

先づ強健なる馬に（血清は多量を採收する必要あるが爲に多くは馬を使用す）始めは極めて弱き力の實扶帝里毒を注射し、之れをして極めて輕症の實扶帝里亞に罹らしむ、其治癒後一定の時日を経て前より少し強き力の毒を注射し、又該病に罹らしめ、其治癒後又復た少し強き力の毒を注射す、此の如く再三再四反覆して毒力の弱きものより漸次毒力の強きものを注射すれば、遂には、如何なる強き力の毒素を注射するも、何等の病氣を發せざるに至るなり、之れ即

ち所謂後天免疫を得たる者にして、此の如き馬の血液中には、實扶帝里毒に對する抗抵物（アンチトキシン）即ち抗毒素なるものを生じたるが爲なり、今此馬より一定量の血液を取り、（馬の衰弱せざる程に）之より製したる血清を實扶帝里血清と謂ふ。

此血清を實扶帝里患者に注射すれば、直に其患者の血中に入りて、該抗毒素が實扶帝里亞毒素と結合し、之をして無害無毒のものとなす爲に、病氣は直ちに治癒するなり。「コレラ」「ペスト」等の治療血清も亦た之と同一の理によりて製出せらるゝものなれども、實扶帝里血清の如く、効果顯著ならざるは如何なる次第なるか目下尙ほ不明なりとす。

傳染病研究所に於て製造販賣せらるゝ治

療血清の種類は下の如し。

(イ)「チフテリア」血清、之に液體と固形とあり、甲に三種あり、其第一號は（六百免疫單位）金六拾錢、第二號（千免疫單位）金壹圓、第三號（千五百免疫單位）金壹圓五拾錢とす、固形のもの（五千單位）金五圓なり、(ロ)破傷風血清、之れ亦液體と固形とあり、甲に二種あり、其第一號（百單位）金七拾五錢、第二號（四百單位）金參圓とし、固形のもの（千單位）は金七圓五拾錢とす、(ハ)「ツベルクリン」(三〇、立方仙迷)金參圓、(ニ)腸窒扶斯血清（二〇、立方仙迷）金壹圓五拾錢（ホ）赤痢血清之に二様あり第一號（一〇、〇立方仙迷）金七拾五錢、第二號（二〇、〇立方仙迷）金壹圓五拾錢、(ヘ)「コレラ」血清（四〇、〇立方仙迷）

金參圓、(ト)「ペスト」血清（四〇、〇立方仙迷）金參圓、(チ)飯匙蛇毒血清（四〇、〇立方仙迷）金參圓、(リ)連鎖球菌血清（四〇、〇立方仙迷）、(ヌ)丹毒治療液（五〇、仙迷）金壹圓の各種なりとす。

畜牛結核病豫防

(チクキョウキョウツカ)
(クキョウキョウツカ)

畜牛結核病豫防とは、牛類相互間に於ける結核病の傳染及蔓延を防ぎ、兼て牛結核の人に傳染する（人、牛結核は同一なりと謂ひ、或は異種なりといひ、從て人結核より牛結核を起さすと唱へ、或は之に反して牛結核を惹起すと説き、學者間に於て今尙ほ確然たる決定なきものゝ如し）危害を防止するを謂ふ。而して國家の權力を以て、

之を行ふものなるが故に何等かの規定あるを要す、即ち明治三十四年四月法律第三十五號を以て發布せられたるもの是なり。

『畜牛結核豫防法』は、全篇十九ヶ條より成り、之に附帶する省令、訓令亦た少なからず、今該法律の重要たる點を擧ぐれば、

(一)乳用牛、外國種牛、雜種牛、并に結核病に罹り又は結核病の疑ある畜牛に對し行政官廳は「ツベルクリン」注射の方法に依りて検査を爲すこと、(二)結核病に罹り又は其疑ある畜牛を發見せし所有者管理者又は獸醫は届出を命ぜらるゝこと、(三)重症の結核牛は撲殺し輕症牛は隔離鎖飼すること、(四)撲殺牛又は燒棄物品に對しては一定の手當金を交付すること等是なり。

又本法の施行細則は明治三十六年六月農

商務省令第四號を以て發布せらるゝ、全篇三十七條より成り、最も緊要なる規定あり就中其主要なる點を掲ぐれば、(一)此法律により検査を受くべき畜牛の所有者、管理者は地方長官の告示せる検査期日三十日以前迄に住所、氏名、畜牛の頭數、種類、牝牡年齢、毛色、用途及住所在地を一定の書式に依り所轄警察官署に届出づること、(二)地方官は乳用牛、雜種牛、外國種牛に對し一年毎に検査を行ふこと尙ほ必要ありと認めたるときは全部又は一部の畜牛に對し一年二回以上の検査を爲し、結核牛又は其疑ある畜牛に對しては臨時検査を行ふこと、(三)結核病牛又は其疑ある牛の所有者又は管理者は自から進んで前項の検査を請求するを得ること、但し一旦「ツベルクリン」注

射を行ひ検査了りたる者に其注射後四十五日を経るに非ざれば検査を請求し得ざること、(四)前項検査の期日及場所は地方長官之を定めて期日より少くも四十五日以前に告示すること、(五)地方長官は検査の爲必要と認めたるときは、一定期間を限りて該畜牛の移動を禁止し又は制限するを得ること、但し此場合には少くも十五日以前に命令を發すべきこと、(六)検査には「ツベルクリン」注射を行ふ者と否とを問はず凡て臨床的診斷を爲すこと、(七)「ツベルクリン」の注射に由り攝氏一度以上の増温を爲し左の各號の一に該當する者は重症結核牛とし増温一度に達せるにも臨床結核病の症状重大なる者も亦同じとす (イ)乳房結核ある者 (ロ)重症肺結核ある者 (ハ)汎

發結核ある者 (ニ)前各號の外著しく榮養を損害せる結核諸症ある者 (ハ)注射に由り一度以上の増温あるも、臨床上の症状輕微なる者は輕症結核牛とし、一度以上の増温あるも臨床上の症状なき者、及臨床上疑はしき症状あるも増温一度に達せざる者は共に之を結核病の疑ある畜牛とすること (九)外國輸入牛の検査場所を、横濱、神戸、長崎、嚴原及下の關と定めたること (十)検査に従事する獸醫は畜牛結核病検査講習生規則第六條の修業證書を有するか又は官立學校に於て獸醫學を卒業せる者に限りたること等是なり。

此他尙ほ明治三十六年八月、農商務省訓令第九號を以て「畜牛結核病豫防法に依る検査員執務規程」を定めたるあり、同年同

月告示第六十九號を以て、「畜牛結核病豫防心得」を發布したるあり、共に此法律の施行に關聯するものにして、甲は單に検査獸醫の心得に供するものなるも、乙は廣く公衆に公示するものなるが故に極めて叮嚀に而も懇切に牛結核の原因、症狀、傳染系路、傳染状態、其媒介物、注意方法等に關し詳細なる記載ありと雖も凡て之を省略す。

チヨコレート

「チヨコレート」は「カ、オ」豆の皮を脱除し、之を焙燒せるものを粉碎し、之に蔗糖「ワラ、」丁子、桂皮等を配伍せるものなり、而して「カ、オ」豆の集成は、「カ、オ」脂四五、乃至四九%、澱粉一四、乃至一八%、糖分〇、六%、木纖維五、八%、色素三、五乃至

八%、蛋白質一三、乃至一八%、「テオブロミン」一、二乃至一、五%、灰分三、五%、水分五、六乃至六、三%とす、故に「チヨコレート」は消化し易き脂肪、含水炭素及蛋白質を含有するものを以て滋養品とするに足る、然れども嗜好品としては茶、及咖啡に類似す、蓋し其有効成分たる「テオブロミン」は生理上、及毒物學上、茶の有効成分たる「カフェイン」に均しき作用を呈するを以て、久時の服用は秘結するの虞ありとの説あり、又之を包装せる錫箔に多量の鉛を含有するを以て注意せざるべからず。

茶(チャ)

茶は適宜に飲用する時は、神經系統を刺激して精神を鼓舞し、身體を強壯にし、血

液の輸送を催進して筋及神經の作用を盛にす、又滋養を助けて筋肉を健剛ならしめ、動脈管中の血壓を強くし、尿の分泌を増す、(茶の灰中に含める、満俺及鐵は血液製造に甚だ有効なり)亦、安質母尼製劑及痲醉藥の消毒と爲し用ひて効あり、但し身體を勞働せずして坐業を採る者、身體の榮養不給の者、消化不良の者、小兒及虛弱の婦人、或は之を飲むに慣れざる者等は、之を飲用するが爲めに、不眠、腦充血、消化不良、心悸亢進、若くは慢性拘攣等の諸病を發するの害あり、而して以上の効害は、専ら茶素、鞣素の性質に係り、茶の風味及價格に關する香油の作用少なきに因り、衛生上の點より見れば、高價の製品必ずしも滋養の質に富むにあらす、賤優の者必ずしも亦之

が乏しきを告ぐるにあらす、要するに、茶の風味は生理的効害の如何に關せざるなり。

窒息(チツソク)

窒息に種々ありと雖ども、先づ食物を嚥下するときに食片咽頭に硬塞して、呼吸一時絶止する場合に起るものと、有毒瓦斯の吸入とに因りて起るものとを危険なりとすべし。

生餅や、肉片の爲め、喉頭を壓迫して悶絶せし場合には、迅速に左手にて窒息者の鼻を握りて、強く口を開かしめ、右手の示指と拇指とを送りて、咽頭内に硬塞せる食片を摘出すべし、若し指にて能はざるときは、「ピンセット」を用ゆべし、此法にて尙ほ摘出すること能はずば、窒息者の胸を固體

に俯し當て、手掌にて強く背部を打つべし、大概は奏功するものなり。尙ほ且つ効なれば速に醫に至るべし。

有毒瓦斯の吸入に窒息したるものを救ひ出すときは、多人衆群集せる爲め、炭酸瓦斯にて人事不省に陥りたる場合は、患者を直ちに新鮮なる大氣中に移し、衣服を脱がしめ、人工呼吸を施し、同時に顔面に冷水を吹きかけ、「日射病」の手當と同様にすべし、若しも室内又は古井に陥り窒息したるものを救ふ場合には、自己の注意を先づ第一着にせざるべからず、斯る際には、外より窓を開くか毀つかして外氣を通ぜしむべし、若し然る能はざる時は、冷水又は酢に浸したる手拭、又は布巾にて自から鼻、口を掩ふて入るべし、古井又は坑等に入る時

は、先づ冷水或は石灰水を多量に投入し、提灯に燈を點して下降し、瓦斯の有無を検して後入るべし、(燈火若し熄滅せば尙ほ毒氣あるなり)尙ほ鼻口を掩ふ布片、手拭(冷水又は酢に浸したる)は決して忘るべからず。尙ほ瓦斯中毒を見よ。

旅客停留 (リヨキヤクテイリユ)

旅舎に於て虎列刺病患者の發生したる時に際し、其處分方には明治二十八年六月靜岡縣知事の問合及び臨時檢疫局長官の回答は左の如し。

虎列刺病患者發生交通遮斷を實行する取扱方に就ては、傳染病豫防規則第八條及同心得書第四條に明文有之候處、今假りに宏大なる一棟の旅舎に於いて該病發生

し又は途中に於て病毒に感染し止宿せる患者有之交通の遮斷を實行するに當り、假令ひ患者の上りたる便所居室に出入又は近接せざることを判然たる旅客に對しても、右規則第八條及び該心得書第四條第五項に準據し、五日間滞留せしむる儀に可有之や又は便所居室を異にし感染の恐れなしと認むる旅客は相當消毒を施し出發せしむるも差支之なきや、右及御問合候條至急御回答相成度候也。

旅舎に於いて虎列刺病發生に際し、旅客取扱方の儀に付御問合の趣了承、右等の場合に於いては豫め能く其の發病の原因及び感染の系統を取調、而して其の病毒他より齎來のものなれば、現に其の患者又は吐瀉物等に直接し病毒感染の虞あ

るものみにて可然候得共、若し其の病毒にして旅舎自家に關係を有する場合に於いては、止宿中と他より來る者とを問はず、同家にて飲食を爲したる者は總て消毒の上五日間滞留の必要も可有之又發病の時と發見の時との關係長短の如何により、停留を要すると否との差別も可有之、畢竟是れ等は實地に從事する掛員に在つて職務執行上臨機の處置に屬することにて、一律を以て難論ものと被存候間其の場合に臨み可然御措置相成度此段及回答候也。

離乳法 (リニユーホー)

小兒七八ヶ月にして既に齒牙を生ずる時は、乳汁の如き液體の他、尙ほ固形體多少

を給與するも妨げなし、本邦の婦人は三年も四年も授乳するが故、早老の不幸に陥り且つ兒を擧ぐることに少きに至る、是を以て離乳は可成早く行ふを良しとす、即ち一年以内と心得ふべし、而して小兒の體重が、分娩時(三キログラム)に比して、二倍三倍となるに應じて、二十四時間内に要する「リットル」内外の乳汁を廢するには、必ず漸を以てせざれば、危険なる腸胃症を發するに至るべし、其減給法の如き、又は副食物の如きも一定の規則を擧ぐる能はずと雖ども、要するに鶏卵、鮮肉等、軟き消化し易きものを擇ぶべし、香料の如きは決して與ふべからず。

理髮衛生(リハツエイセイ)

理髮衛生とは理髮に關する衛生をいふ、換言すれば衛生上の原則によりて理髮を爲すの謂ひなり。然れども理髮其ものが、既に衛生上缺くべからざるの要件たる故に、敢て故らに理髮衛生と言はずとも事なるべけれども、茲には、理髮により種々の傳染性皮膚病例へば「シラクモ」、臺灣坊主(禿頭病)、などを傳染することあるが故に、之を防ぐの意味と、又理髮師より客に傳染する疾病、例へば肺結核、梅毒、癩病などを防ぐの意味とを以て發布せられたる取締規則を掲ぐ但し之に關する規定は、別に中央行政廳に於て定められたるものなきを以て、各地方行政廳の任意によりて之を定め従て一樣なる能はざるは勿論なりとす。

警視廳は明治三十四年三月、廳令第十一

號を以て『理髮營業取締規則』を發布したり全部十一條より成り、主として衛生上の除害を目的とし、特に巡查中より専務の理髮業者巡察官を設け、諸規則を履行するに勉む、其主要なる點を掲ぐれば(一)肺結核、癩病又は皮膚に疾病ある者は理髮業務に従事せしめざること(二)理髮業務に従事中は、清潔なる被服を着用し、使用する被服、被布、手拭、頸巻類、店舗内、流し場、椅子、手水鉢等の器具は常に清潔に保つべきこと(三)一客の理髮を了る毎に手を石鹼にて清洗し其使用せる器具を(イ)「フオルマリン」液(百分中一分の「フオルムアルデヒッド」を含むもの)(ロ)石炭酸水(二十倍)(ハ)炭酸曹達液(百分中五分の炭酸曹達を含むもの)の中何れかにて洗滌消毒

理髮衛生

すべきこと(四)若し皮膚に疾患ある客の理髮を了りたるときは、前記藥品中の一を以て其手を洗浄し、且つ之に使用せし器具を(イ)「フオルムアルデヒッド」瓦斯消毒法(ロ)蒸氣消毒法、(ハ)煮沸消毒法、(ニ)「フオルマリン」液(百分中一分の「フオルムアルデヒッド」を含むもの)及石炭酸水(二十倍)中に二十分間以上浸漬することの中何れかの方法により消毒すべきこと等なり、而して若し此規定に違背するときは科料に處せらる。

又二三の地方に於ては頗る嚴重なる規定を設け、或は警察醫をして、理髮營業者の身體を檢査し、其傳染性疾患の有無に因り、營業に従事するを許否するあり、蓋し當を得たるの所置なるべきか。

理髮器具中特に注意すべきものは、「バリカン」、「毛「ブラシ」、「フケトリ」器、及刈櫛等の消毒方法なりとす、愚按によれば、此等の器具は何れも前記の消毒方法に堪ゆるは勿論なるべしと雖も、最も簡便なるは無水亜留個保兒中に浸すにあり、左すれば確實に種々の細菌を殺すを得、(即ち消毒なり)而も器具を毀損するの虞なし、只此方法は少しく高價の藥品なるが故に、一般に行き届くには多少困難なる事情あるべし。

流行性腦脊髄膜炎豫防

(リユイコーセイノボセキズ#マクエンヨボ)

性質 腦及び脊髄を被包する薄膜の掀衝にして、此病に罹るときは、忽然重病に陥りたるが如き感を來し、劇頭痛、項部の強

硬及び疼痛、悪寒、發熱、嘔吐等あり、次に腦病の症狀著明となりて、眩暈、精神朦朧昏睡に陥り、時に譫言を發し、四肢或は其他の部に痙攣を發し後には偏身又は下半身癱瘓して、自ら動かす能はざるに至る、其の急劇なるものは二三日、甚だしきに至りては、數時間内に死することあり、輕きものは初め重き容態にて發するも、數日の後快復するものあり、平均二週間乃至四週間に、腦病狀の持續するを常とす、死亡割合は患者の半を出すことあり、又五分の一に過ぎざりし事ありて一定せず、本病は幸に全治するも、往々聾啞、盲目、頭痛、失神發作、全身痙攣發作、癡呆、半身又は偏身不隨意、失語等の症を貽し(元より除々快復すれども)中には終身病に陥ること尠からず。

流行歴史 太古の事は舉證すること難し、百年前瑞西國ゲンフに流行したるものを以て、歐洲に於ける初發流行と認めらる、本邦に於ては明治三十四年以來續々發生し年々蔓延するの兆あり。

原因 フレンケル氏肺炎菌たる雙球菌が、腦脊髄内に進入して發することもあれども、ワイクセルバウム氏の發見せる雙球菌狀の細菌なりと認めらる、該菌は豆形の球菌二個連結せるものにして、人體に寄生する時は好んで腦脊髄膜に寄生するの性あり、爲に腦脊髄膜炎を起す故に腦脊髄炎菌と稱す、偕此細菌が如何にして人の腦脊髄へまで侵入し得べきやと云ふに、左の二道より侵入するなり。

(一) 鼻腔の粘膜に附着し、茲に彼が巢窟

を構へ、漸次腦へ侵入す。
(二) 咽頭の扁桃腺に寄生し、次で一度血液に這入り、血流に隨ひて腦内に漂流し、茲に寄生増殖して本病を發するに至る。

されば本病の病菌は、患者の腦脊髄、即ち堅牢なる骨層の中に貯留するものにして、敢て體外に排出するものにあらず、従つて傳染上大なる意味あり、抑も本病菌は最初鼻腔及び咽頭に巢窟を構へ、次に深部に侵入するを以て、患者が噴嚏又は咳嗽を爲す時、鼻腔及咽頭の有害粘液を飛散し、患者に接せる健康者に直接に傳染するものと、患者の用ひたる鼻紙「ハンカチーフ」及び口に觸れたる食器類、衣服、夜具、病室等の媒介によりて、間接に傳染するもの

との二種あり。而して本菌は乾燥するも數十日間生活を保存するを以て、自然空中に飛散し得べく、随つて有毒空氣を吸入する時は、其病菌は健康者の鼻咽喉に附着して感染を來すなり、尙又體質によりて不感性の人あり、斯る人は病菌に感染するも、鼻腔咽頭に生住するに止り、深く腦脊髄に侵入せざるを以て、敢て疾病を自覺することなし、然れども病菌は依然として鼻咽頭に生住するを以て、敢て病者と異なることなく、傳染豫防上より云ふ時は、病者よりは尙恐るべき傳染媒介者となるなり。

誘因 鼻咽頭に本病菌を受けたるものにして、敢て本病を起さざる事あるも、一朝感冒に罹るか又は塵芥煤烟等を吸入したるが爲、鼻咽頭粘膜の加答兒を發し、其粘膜

の抵抗力減弱したる時は、之が誘因となりて深く腦脊髄に侵入するなり。

流行時に於ける一般の心得 少しにて感冒に罹りたる模様ある時は、直ちに醫師の診断を乞ふべし、此際細菌検査を行へば本病なるか否を容易に診断し得べし、又鼻咽喉を病ましむべき事件は一切避けざるべからず、即ち感冒に罹らざる様注意せざるべからず、塵芥煤烟等の充ちたる空氣を吸ふべからず、咽頭を損ずる様の刺戟物を飲食すべからず。

患者を發生したる時の心得 (一) 醫師の診断により本病と決定したる時は、一定の病院に入院するを最も適當とす、已を得ずんば自宅療養を行ひ、看護者を一定して、他の家族は病室に入らしめざるを要す。(二)

患者の病室にある物件は、猥りに室外に出すべからず、病中は患者の専有とすべし。

(三) 患者の飲食器は、毎使用後煮沸すべし。

(四) 喀痰、鼻液及び之を拭ひたる紙、布片の如きは、他に散亂せざる様注意し、嚴重に消毒せざるべからず、即ち此等の汚物は先づ一定の有蓋器に納め置きて、之に一握りの洗濯曹達を投じ、次で沸騰湯を滿注し、攪拌して蓋を掩ひ、冷ゆるに至るまで放置すべし、火上にて煮沸するは最も安全の法なり。(五) 病室は極めて清潔なるを要す、掃除には采配帚を用ひず、濕布にて拭取るべし。之に用ひたる濕布は、用後煮沸するか二十倍の石炭酸水に浸して消毒すべし。

(六) 看護者は病室にて飲食すべからず、汚物に觸れたる時は勿論、食時に際しては、

必ず手指を消毒すべし。(七) 患者の家族にして、診断上病菌を認むる時は、萬事患者同様の注意を以て、豫防法を實行すべし。

患者の快復又は死亡したる時の心得 (一) 患者に使用したる一切の物品は、蒸氣消毒法又は二十倍の石炭酸水、或は千倍の昇汞水にて消毒すべし。(二) 病室は「フォルマリ」瓦斯消毒法を行ひ、尙ほ疊建具は日光に曝露すべし。(三) 快復者又は看護者は鼻咽喉の細菌診断により、若し病菌を検出する時は、病者に對すると同様の豫防法を實行すべし。

白粉 (オシロイ)

白粉には鉛を混じたるものと、鉛を混ぜざるものとの二種あり、鉛を混じたるもの

は、附着宜しきのみならず色澤も多きを以て普通之を賞用すれども、其混合せられ居る鉛の毒は、實に恐るべきものなり、今其一例を擧げんに、明治二十年中村芝翫が福助と名乗りし頃、井上伯爵邸に於て天覽芝居を演じたる頃突然左足に顛へを發し身體に異狀を呈したれども、其當時は何病なるや判然せず、其後度々本症を發するを以て、松本、橋本、佐藤の博士の診断を受けたるに、白粉中の鉛の中毒と判明したり、斯の中毒は症狀の進むに隨ひ關節に疼痛を起し、重症となりては精神に關する種々の病氣を發し、猶進んでは血液中の赤血球を減少せしめて、顔面蒼白となり、突然腦出血を起すことあり、又腦栓塞と稱して血管を栓く病氣となりて、死に到ることあり、恐

るべし、無鉛のものを使用すれば、以上の害を蒙らざるにより東京衛生試験所にて、分析したる有害のものを左に掲ぐべし。
 有害白粉（鉛を含むもの）襟おしろい、菊おしろい、白菊おしろい、富士みかた、ひつの花、さく童、麝香玉、「クイン」白粉、無害水晶、今美人、音羽菊、初霜、花の雪、花王白粉、新花王、「バイオレット」、たつた、「ローヤル」白粉、都の花、（鉛毒の項を見よ）
 無害白粉（鉛を含まざるもの）白ゆり、御園の雪、御園の月、はな「ケラシン」、かえで、「エオフキリン」、水晶おしろい、尙有害無害を簡單に試験するには、木炭を二三寸に切り中央に凹みを付け、夫に練おしろいを積み「アルコホル」洋燈の火を管

にて吹き付くれば、有害のものは鉛の玉を殘し、無害のものは總て飛散するものなり。

嘔吐(オート)

嘔吐には種類多きを以て能く注意せざるべからず、悪しき食物を食したるが爲に來るものは、道理あることにて腹内にあるも益なきため、最も近き道より嘔吐排泄する實に天然の良療法なり、併し左の諸項に當る嘔吐は頗る重大なる關係を有するを以て相當の手當を要す。

- 一、腦病のとき嘔吐するあり。
 - 二、癌腫のとき嘔吐するあり。
 - 三、婦人妊娠したるとき嘔吐するあり。
 - 四、下痢と共に嘔吐することあり、
- 夏期流行病あるときは虎列刺病と思はざる

べからず。

周圍の人の知らざる中に毒物と知らずして（或は故意に）飲食したるやも計り難ければ、斯る疑あるときは速に微温湯を多量に飲ましむべし、微温湯は吐を増加して毒物を體外に出すの利益あるのみならず、胃中の毒物を稀薄ならしむなり。

嘔吐を鎮止せしめんとならば氷を呑むも効あり、又鼻を摘みて口のみにて深き呼吸をなさば嘔吐を減ずることを得、薄荷も又鎮吐劑として効あり。

世俗の惡弊として嘔吐の時吐物を金盃に受くることあり、吐物を捨てたる後假令之を研くとするも、若し本病が虎列刺の如きもなる時は、之にて頭を洗ひ口を嗽く場合に病毒附着しありて傳染せずとも限らざる

澤	河	四	草	伊	白	野	別	地	湯	澁	諏	淺	湯	關		
渡	原	萬	津	香	絲	澤	所	獄	田	湯	訪	間	澤	山		
四	四	三	九	八	一	八	六	一	七	一〇餘	二〇	六〇餘	一	一		
至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至		
百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百		
〇	五	八	四	二	〇	六	九	九	八	二	八	二	三	三		
二	十	十	十	十	九	十	十	十	十	十	十	十	十	十		
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上		
陸前	岩代				磐城				下野				越後			
同 郡大澤村	宮城郡作並村	名受郡秋保村	芝田郡前川村	同 郡湯本村	耶麻郡大谷村	信夫郡土湯村	安達郡永田村	磐城郡湯本村	西白河郡鶴生村	同 郡宮村	刈田郡藏本村	那須郡湯本村	鹽谷郡下鹽原村	上都賀郡日光湯本	岩船郡湯澤村	同 郡關山村

溫泉療法

定	作	秋	青	居	磐	土	深	三	湯	遠	鎌	那	鹽	日
義	並	保	根	平	梯	湯	堀	函	神	田	先	須	原	光
三	二	三	三	二	二	二	一	五〇餘	一	三	一	七	二〇餘	一
百	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至	至
〇	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百	百
二	三	三	二	七	十	十	五	二	二	三	二	七	七	五
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
陸前	岩代				磐城				下野					
同 郡大澤村	宮城郡作並村	名受郡秋保村	芝田郡前川村	同 郡湯本村	耶麻郡大谷村	信夫郡土湯村	安達郡永田村	磐城郡湯本村	西白河郡鶴生村	同 郡宮村	刈田郡藏本村	那須郡湯本村	鹽谷郡下鹽原村	上都賀郡日光湯本

溫泉療法

溫泉療法

湯川	湯本	湯本	白鳥	日奈久	山鹿	小濱	溫泉	古湯	嬉野	柄崎	湯平	濱脇	別府	武藏
內	本	本	鳥	久	鹿	濱	泉	湯	野	崎	平	脇	府	藏
三九十七度	三九十一度	一百〇二度	三百三十四度	一二百九十四度	四百度	五百三十一度	三百六十五度	二百三十三度	一百一十八度	一百一十八度	五百九十二度	二百二十六度	五百三十二度	一百一十四度
同	單	炭酸	鹽酸	炭酸	硫黃	鹽類	硫黃	單	同	炭酸	鹽類	同	炭酸	同
上	純	酸	泉	酸	黃	類	黃	純	上	酸	類	上	酸	上
薩摩		日向		肥後		肥前			豐後		筑前			
出水郡武本村		薩摩郡市來村		鹿本郡山鹿町		南高來郡小濱村			速見郡別府村		御笠郡武藏村			
		同 郡昌明村		蘆北郡日奈久町		同			川南郡谷川村		同 郡濱脇村			
				西諸縣郡末永村		小誠郡古湯村			同 郡濱脇村		同 郡濱脇村			
				同		藤津郡下宿村			同 郡濱脇村		同 郡濱脇村			
						杵島郡武雄村			同 郡濱脇村		同 郡濱脇村			

溫泉療法

道龍	湯崎	湯峰	湯原	鷺湯	湯島	大鰐	藏館	淺蟲	大澤	網張	花山	鬼首	溫泉
後神	崎	峰	原	湯	島	鰐	館	蟲	澤	張	山	首	泉
五至百八十七度	一百〇二度	八至百八十六度	一百〇七度	一百九十六度	一百三十七度	七至百六十四度	二百五十四度	八至百七十三度	三至百四十六度	一二百〇四度	三至百五十四度	五至百九十四度	八至百二十二度
單	同	炭酸	同	同	同	同	同	鹽類	單	同	同	鹽類	各種
純	上	酸	上	上	上	上	上	類	純	上	上	類	種
伊豫		紀伊		美作		但馬		陸奥		陸中			
溫泉郡道後村		西牟婁郡瀬戸鉛山村		大庭郡湯本村		勝南郡湯ノ郷村		同 郡大鰐村		南岩手郡長山村		同 郡首鬼村	
		日高郡龍神村		東牟婁郡湯ノ峰村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡首鬼村	
				同 郡湯本村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡首鬼村	
				同 郡湯本村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡首鬼村	
				同 郡湯本村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡首鬼村	
				同 郡湯本村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡首鬼村	
				同 郡湯本村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡首鬼村	
				同 郡湯本村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡大鰐村		同 郡首鬼村	

硫黄	谷	數十	自	百	七	〇	七	度	各	種
鹽	浸	二百	二	十	度	炭	酸			

大隅 桑原郡下鴨中津川村
同 郡宿窪田村

(備考 本表の温度は華氏なり)

綿工(ワタコ)

綿工に消化機病及び呼吸器病多く、且つ比較的肺癆多し、故に胸質弱きものは綿工たらしめざるを良しとす、豫防法としては業間には必ず外に出づべきこと、過勞なからしむること等を主要とす、而して業場は潤くして換氣法を充分にすべし。

腋臭(ワキガ)

腋臭は局部の不潔なるより皮膚分泌物の分解に主因す、而して個人の素質に依り、輕重の度異ありと雖も、平素清潔に注意せ

ば之を豫防し得べし、一般の療法は、醫診を受け其現症に應じたる處置を請はざるべからざるも、先づ局部の清潔的消毒を行ふにあり、故に毎日一二回局部を加里石鹼にて清洗し、布片を以て乾拭したる後、二百倍乃至五百倍の撒里知爾酸溶液を塗擦すべし、斯くの如くすれば甚しきものを全然無臭となすこと能はざるも、之を輕減することを得べし。

蚊(カ)

蚊の一種に「アノフェレス」と稱するものあり、本邦に於ても沼、澤等濕潤の地、

特に臺灣、北海道、并に加賀、常陸、能登の各地方に産す、此蚊は壁に止まるや體の後部を擡舉し立つが故に、一見之を判明することを得べし、「マラリヤ」熱の傳播媒介をなすを以て、之に整されざる様注意すべし。

灌腸法(カンチョーホ)

灌腸とは醫治の目的を以て、液體を外肛門より腸中に注入する方法を云ふ、其法夥多あれども主要なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、便通灌腸法
- 二、滋養灌腸法
- 三、興奮灌腸法
- 四、止瀉灌腸法
- 五、緩和灌腸法
- 六、鎮痛灌腸法
- 七、氷水灌腸法
- 八、殺蟲灌腸法

灌腸法

凡て灌腸を施行するには使用器械を清淨にし、消毒を行ひ、(殊に傳染病患者に在りては一層注意すべし)先づ最初油紙と木綿にて病處を被ひ、後患者の身體を左側を下方に伏せしめ、且つ膝を屈せしめて行ふ。

便通灌腸法を行ふには、護謨製の灌腸器械或は「イルリガートル」を用ゆ、其器内の空氣を排除する爲、先づ灌腸液を通じ置き、灌腸器の尖端に「オレフ」油「グリセリン」「バゼリン」の如きものを塗り、徐ろに肛門に挿入すべし、此時に當つては決して力を用ひて壓入すべからず、若し挿入に難き時は後方に戻し方向を變へて挿入するを可とす、是に於て自在に灌腸器を動し得るに至らば、始めて液體を徐々に注入すべし、若し疼痛を感じる時は、暫時注入を止

め而して全量盡さるまで持続すべし、結了の後は静に器械を取り脱脂又は布片にて肛門を壓抵し、十分時を経て排出せしむべし。灌腸の際は成るべく患者の體軀を現さぬ様にし、使用したる器械は温湯にて洗滌し石炭酸水にて消毒の上其一を高所に懸けて、器中液體の殘留せるものを流垂せしむべし、而して灌腸を行ふ前には、便器を準備し温湯を入れ温め置き、之を使用する時消毒薬を入れる、を可とす、次に其効能及び使用方法を各別に擧ぐべし。

一、**便通灌腸法** 通例便秘を療する爲に用ふるものなり、故に蓄滯物を洗出するのみならず、直腸を擴張すると腸管全部の蠕動運動を旺盛ならしめ以て良効を奏せしむ、之に用ふる藥物は、加里石鹼を熱湯に

溶解し微温とならしめ、其分量は大人にありては五百瓦乃至二千瓦、小兒にありては大人の半量、嬰兒は二十瓦乃至六十瓦とす、便通を強くせんと欲せば蓖麻子油、瀉利鹽等を供用す。

二、**滋養灌腸法** 患者危篤の場合若くは充分食物を取ること能はざるか、或は胃に治まらざる時に於て行ふなり、此法に由りて人命を救ふこと屢々實例あり、其最良なる法は、乳酪三十瓦牛茶七十瓦武蘭垚酒十五瓦を混じ行ふなり、若し分量少きときは充分の滋養物ならざかべからず、然れども腸に保留し得るは百二十瓦なり、故に過量に與ふるも其効なし、注入の際は能く注意して徐ろに入るべし、注入時間は四時間乃至五時間半の経過を待たざるべからず。

三、**興奮灌腸法** 此法は失神或は知覺耗衰等に用ふるものにして主に酒精劑を稱用す、然れども斯は醫に非ざれば危険なり。

四、此法は主として下痢患者に行ふものにして、藥液の灌腸器を自在に通ずる程稀薄なる糊六十瓦、阿片丁幾二瓦を加へ下痢せし時、或は三乃至四時毎に行ふものにして、之亦素人の施術し難きものなり。

五、**緩和灌腸法**、此法は患者便秘するか或は腸管に刺戟ある時に在りて、普通石鹼灌腸施行前に行ふものなり、之に用ふる藥物は亞麻仁煎汁又は糊、大麥の煮汁等を濾過して用ふ、而して使用の際適當に温むるを要す。

六、**鎮痛灌腸** 此法にありては應用單に骨盤腔にある疼痛を治するに行ふ。

七、**氷水灌腸法** 此法は腸管の出血を止むるか、或は下熱の目的を以て施行するものにして、其分量は千五百瓦より多く用ゆべからず、且漸次に與ふるものなり。

八、**殺蟲灌腸法** 此法は腸管中に寄生せる蛔蟲を滅殺する爲に行ふ者にして、大人に在りては稀薄なる石炭酸水若くは食鹽水を用ゆれども、之亦素人の施術は危険多きにより醫師に依るを可とす。

罐詰の鑑定 (カンツメノカンテイ)

罐詰を外部より試験して良否を鑑定するには、其罐の蓋底に注意すべし、良品は蓋、底共に凹陥状をなし、之を壓するも内部に瓦斯の膨滿せるが如き感を覺えざれど、腐敗に陥れるものは其底、蓋共に膨凸をなし

之を壓するに弾力性あり。

芥子泥 (カイシナイ)

腹痛、胃痛、「ロイマチス」病又は卒倒したる時、或は氣遠くなりたる時、即ち急場の場合に用ひ且つ素人にて出来得て安全なる應急方法なり、其貼布の場所は胸部、腹部足蹠等なりとす、平常食用に供する外、貯へ置くの要あり、尙ほ芥子紙と稱する便利にして即効紙の如きものあり、之を備へ置くも可なりとす。

牡蠣 (カキ)

牡蠣は滋養品にして、西洋にては之を視ること殆んど我邦に於ける生玉子の如し、盗汗あるときは夕食に牡蠣を食すべし、當

坐の手當たるを失はず。

脚氣衝心 (カッケシヨーション)

重症なる脚氣は下肢の運動麻痺するを以て外出する筈はなしと雖も、普通左程にあらざる脚氣患者は、平然旅行などして衝心に陥る場合あり、應急の手當としては大なる氷嚢を心臓部に貼布し置き、以て直に醫を招くべし、特に脚氣氣味あるものは船に乗るべからず、乗船は急に症状を増悪することあるを以て注意すべきことなりとす。

夏期休業 (カキキユーギョー)

小學校夏季休業時間に關しては、精確なる研究の業績なし、故に明らかに其の時間の限界を確言する能はざれども、地方の習

慣校舎の構造、位置、方位、收容せる人員、氣温、氣濕等に依りて加減するを至當とす、就中氣温によりて定むる方可ならん、獨逸に於ては午前十時日陰にて攝氏二十五度に達せば午後の授業を休むこと、なし居れり、本邦に於ては平均温度高きに因り二十七度として之を超ゆるときは授業を休むとして可ならん。

九州地方にては、八月は勿論休まざるべからず、七月九月は上旬中旬下旬の平均温度を取り、其平均二十六七度を超えたる月句より休みを初め、下れる月句まで休むを可とす。

喀血 (カッケツ)

肺より出血するを喀血と云ふ胃より出血

喀血

する吐血と誤るべからず、喀血多量なるときは其喀血前に胸内に暖かさ感を覺え、次で生臭き心地の呼氣を出す、胃より出血するものと異なりて血液中に空氣の泡あり、此場合の應急處置としては直ちに食鹽を酒杯に一杯溶して飲ましめ、安靜に就寤すべきは勿論、喫烟を止め談話を禁ぜしむべし、而して臥位の如きは半坐位(よりかり)とし、蒲團の如きものを捲きて之に倚らしむるを可とす、若し腦貧血の徴あらば地平に臥せしむること、心得べし。

喀血に用ゆる藥劑にして散藥なるときは「オブラート」を用ゆべし、その理由は嚥下するに便利なるなり、患者若し嘔などするときは大出血を再起せしむる恐れあるが故なり。

家庭業 (カテイギョー)

家庭業の廢すべからざることは、學校に於て團體的に學びたる所を、家に歸りて個人的に習ふにありと雖も、こは最も注意すべきことどもなりとす、若し學校教科の外に出んとする科業を課するは、則ち過擔の原因となればなり、然るを世上往々、己の子女をして知識他に踰えんことを欲して、退校後尙ほ頻りに勉學を奨め、或は誦讀を試み、或は難澁なる問題を課する等の父兄なきにしもあらず、誤れるも甚だしと謂ふべし、獨逸の或る學者は、家庭業の時間の法は、毎週下級に三乃至九時、中級に六乃至十二時、上級に十二乃至十八時とすと云へり。

神博士(保三郎)は、嘗て某小學校に於て、精神疲勞測定中、九歳の女兒あり、歸校後復讀の譴責に逢ひ、更に琴、三味線を二箇所に習ひ、又更に之を復習するを以て、就床間は殆んど僅々なりしを以て、顔面蒼白、羸瘦、舉動活氣なく、注意缺乏、眼光鈍麻、視向定まらず、時々座睡す、而して其成績は級中の最劣等なりし、併し三味線、琴の稽古をなさざりし以前は、中等以上の成績なりしと云へる報告をなせしことありき、父母教師の反省すべきことなりとす、尙ほ自宅復習の項を見よ。

簡易火葬法 (カンイカリーホー)

完全なる火葬装置の設備なき場合に於いて、屍體を火葬せんとするには、簡易なる

装置を假設せざるべからず、即ち粘土を以て深さ一尺以上大なる直径の火竈を設け、内底に適量の薪材を敷きて、屍棺を装置したる後、其周圍に薪材を投じ、石油若しくは酒精を注ぎて點火すべし、傳染病患者の屍體は、火葬を本則とするも、火葬装置の設備なき地方等に於ては、此の簡易法に據るを便とす。

簡易濾水法 (カンイロスイホー)

濾過器は種々の方法に由つて製作せられありと雖も、最も簡易にして何人にてても自己に於て直に装置せられ得べきは、先づ四斗樽の如き桶の下方に水の流出口を穿ち、其桶の底に鶏卵大の石を一列に並べ、其次には小なる石を列べ、漸次上に往々に従ふ

て粗砂を布き、最後に極く細かき清潔なる砂を、凡そ二尺か一尺五寸位を堆積し、此上に水を注加して濾過するを以て簡便なる方法とす、勿論最初の一二回は濁濁したる水を流出すと雖も、後に漸次透明となるべし、然して平均月に二回位は新らしき砂と交換すべきこととす。

監護義務者 (カンゴギムシヤ)

監護義務者とは、精神病患者監護法によりて定められたる精神病患者を監護すべき義務を謂ふ。精神病患者監護法の規定に據れば、監護義務者に二あり、一は私人にして一は行政機關なり。先づ私人に就て述べれば同法第一條に「精神病患者ハ其ノ後見人、配偶者、四等親内ノ親族又ハ戶主ニ於テ之ヲ監

護スルノ義務ヲ負フ但シ民法第九百八條ニ依リ後見人タルコトヲ得ザル者ハ此ノ限リニ在ラズ』とあり、之れ明かに監護義務者を定めたる規定なり、蓋し精神病者を監護する方法たるや、其自由を束縛するものなるを以て、何人にも其監護を許すは、頗る危険なるが故なり、立法の精神より考ふるも我憲法第二十三條には日本臣民は法律に依るに非ずして監禁せらるゝことなしとあるに依りて見ても、假定ハ精神の喪失者と雖も、固より日本國民たる以上は、法律の規定に依らざれば行政廳と雖も、之を監禁する能はざるは明瞭なり、況んや一私人に於てをや、故に本法に於ては特に監護義務者の規定に心を用ゐ、骨肉の最近親なるもの、若くは其監護に最も周到の注意を爲

し得べしと認むる者を選びて、之に義務を負はせたるなり。又同法第二條に『監護義務者ニ非ザレバ精神病者ヲ監置スルコトヲ得ズ』と規定し精神病者を保護するに於て勉めたるところあり、而して是等監護義務者は一面には精神病者を愛護すると共に、一面には社會に對し、精神病者の錯亂せる舉動に基づく、危害を防遏するに足るべき、注意をなすの義務あること勿論なりとす。若し一人の精神病者に、監護義務者たるべき者、數人ある場合には、同法は又其順位を定めたり、即ち(一)後見人、(二)配偶者(三)親權を行ふ父又は母、(四)戸主、(五)其他四等親内の親族中より親族會の選任したる者是なり、而して此順位の規定は、(一)監護義務者相互の同意あるとき、(二)精

監 置 (カンチ)

神病者監置の必要を認め、又は監置不適當なりと認めて、地方長官が監護義務者を指定する時、(ハ)市區町村長に於て監護する精神病者の、監護義務者を發見し、又は監護義務者、其義務を履行するを得るに至りたる時、等によりて之れを變更するを許しあり。

行政機關が監護義務者となる場合は、即ち市區町村なり。市區町村は(イ)監護義務者なきとき、(ロ)監護義務者義務を履行する能はざる事由あるとき、(例へば貧困、禁治産者、未成年者等にて)(ハ)監護義務者第八條に依り命を受けて命を履行せざるとき等の場合に於て監護義務者となるなり。尙ほ詳しくは『精神病者監護法』の項并に『監置』の項を参照すべし。

監置とは精神病者の錯亂せる舉動に基づく危害を豫防するの目的と、精神病者の身體を保護する目的とを以て精神病者に對し一定の拘束を加ふるを謂ふ、而して其原則としては監護義務者(其項を見よ)は必ず地方長官の許可を受けざれば監置する能はず、只急迫の事情ある場合に限り假りに之を監置し得るも此場合には二十四時間以内に警察官署に届出ざるべからず、且つ此監置は七日を超ゆるを得ざること等の規定あり、要するに監置の必要、不必要は一二例外の場合を除くの外は、地方長官の認定によりて決せらるべきものにして急を要する事情ある場合に、權宜警察官署に於て之を

認可し、又は監護義務者に於て、假りに之を監置し得るに過ぎず、畢竟名を監置に假り、精神病者ならざる者を、密室に監禁するが如きことあるを慮りたるに由るなり、詳しくは『精神病者監護法』の項并に『監護義務者』の項を見よ。

海港検査(カイコーケンエキ)

海港検査とは、國家が行ふところの傳染病豫防事務の一にして、本邦に在りては、主として海外及臺灣より來る船舶に對し、之を行ふなり。

之に關する現行法には明治三十二年二月法律第十九號海港検査法、同年七月内務省令第三十四號同法施行規則等あり、而して是等現行法に依れば、検査を爲す疫種は、

虎列拉、痘瘡、猩紅熱、「ペスト」及黃熱の五病に過ぎず。

海港検査の目的は、海外及臺灣より來る船舶に對し、検査を施行し、依りて病毒の輸入を防止せんとするにあり、此目的を達するが爲に法律が命ずる所の措置は主要之を三つに分つ即ち(イ)如上の船舶には入港前検査を行ふ、(ロ)検査の結果支障なしと認むるときは入港許可證を交付す、(ハ)許可證を得ざるものは、其港に入港し陸地又は他船と交通し船客乗組人の上陸、物件の陸揚を爲すを得ざること是なり。

又船舶に故障あるや否を認定するには大要下の如き方法に依る(一)左の船舶に對し検査信號を掲げしむること(A)現に傳染病患者若は死者あるもの(B)航海中傳染

病患者若は死者ありたるもの(C)傳染病流行地を發し又は其地を経て來航し若くは傳染病毒に汚染したる船舶と交通したるもの(二)船長又は乗組員に對し左の事項に付尋問すること(但乗客も亦尋問に應ずるの義務あり)(イ)發航地名(ロ)寄航地名(ハ)現に傳染病患者の有無(ニ)航行中及寄港同上の有無(ホ)傳染病ありし船舶又は旅行地より來れる船舶と交通の有無(三)船長又は乗組員をして所要の各項に事實を記載したる明告書を出さしむること(四)航海日誌を檢閲すること(五)船内の各部を開き検査すること(六)船客乗組員の全部又は一部を甲板へ集合せしめ検査を行ふこと等はなり。

如上の手續を爲して、若し故障ありし場

合に於ける措置として(一)前項(一)の(A)(B)(C)の船舶に對しては(イ)一定の期間停船を命ずること、「コレラ」黃熱は五日、「ペスト」は十日(ロ)警察官吏の指揮あるまで陸地又は他船との交通を禁ずること(ハ)消毒方法を施行することを規定し若し(二)傳染病の疑ある患者ある船舶に對しては二日より多からざる期間停船を命じ、物件に對しては消毒方法を施行し、警察官吏の指揮ある迄陸揚を禁じ、患者は海港検査所の隔離室に收容すること等是なり。

又消毒費検査所に移轉せしめられたる者の食費及患死者の費用は何人之を負擔すべきや、法は之に關して次の如く規定せり、即ち(一)船舶及物件の消毒費は船主、船長又は代理人の負擔(二)停留中の食費及患死者

に關する費用は、其乗組員に屬するものは船長又は代理人之を負擔し、船客に屬するものは本人之を負擔すること等是なり。

學校衛生(ガクコーエイセイ)

學校の如き多人數集合する所にありては諸種の病毒傳染し、兒童の健康を害すること多きを以て衛生上殊に注意を拂はざるべからず、而して之に關する醫學博士三島通良氏の説は左の如し。

一般の清潔

- 一、學校は多數生徒の集合する所なれば校地、校舎、便所等常に清潔になすを要す。
- 二、校舎及び教室内に於ては靴草履靴拭等の不潔ならざることに注意すべし。

三、教室及び廊下等に紙屑を棄つることを禁ずべし。

結核豫防

一、教室内に於て、痰唾を喀出すべからず便宜の場所に痰壺を備へ之に石灰乳若くは水を混へ日々之を交換すべし。

塵埃中には病素を含有す

二、校舎内に塵埃を起らしむることは甚だ有害なるを以て、洒掃に際し室内に於ては四方を開放したる後、床板に於ては之を潤したる後にあらざれば掃き出すべからず。

三、塵棄場は校舎より隔離したる所に置き、下水は時々之を浚渫すべし。

身體衣服等の清潔

一、生徒の衣服身體等は之を清潔ならし

むべく特に襦袢、手拭等は之を洗濯し又顔面、手足、頸部等の清潔に注意すべし。

冷水摩擦法

一、生徒は朝寐をなし、又夜更しをすべからず朝起き出でたる時は先づ顔、耳、頸、手等を充分に洗ひ毛髪を梳るべし、其他四季を通じて冷水を以て身體の全部を摩擦することを可とす。

入浴

一、時々温湯に浴し且つ夏時に於ては危険なき河海に沐浴するを可とす、然れども一日二回を過す可らず、又一回十五分を過す可らず。沐浴終らば乾きたる手拭を以て強く皮膚を摩擦すべし。

口及び齒の清潔

一、朝夕及び食後には微温湯又は清水を以て含嗽し、且つ常に齒を清潔にすべし。

爪の清潔

一、爪は各種の病毒を傳ふることあるを以て常に之を清潔にし、且つ時々剪除すべし。

體育法

一、運動は健康上最も必要のものなれば常に之を怠るべからず、遊戯、體操、游泳、操槍、擊劍、柔術、乘馬、相撲、農作、花卉の栽培等は年齢等に應じ適當のものを選びて之を行ふべし。

履物
衣服の厚長、襟卷、帽子、帶、靴、

一、衣服の厚きに過ぐるは人をして柔弱

ならしむるが故に薄からしむべし、又其長きは運動に不便なるが故に短からしむべし。

- 二、帽子は軽く柔なるを用ゆべし。
- 三、帯又は紐の緊きと靴の窮屈なると履物の重く高きとは、共に身體の發育を害す宜しく注意すべし。

飲食法

- 一、飲食は之を節し徐々に咀嚼し靜に嚥下すべし、且つ成るべく間食を禁じ食事の時間と其分量とは幼時より規則正しくすべし、又決して冷熱の度強きものを飲食すべからず。

飲用水

- 一、飲用水は最も衛生に關係あるものなれば、常に濾過若くは煮沸したる清水

を貯藏し生徒の使用に供すべし。

寢所

- 一、窓を開きたる儘寢に就くは夏時に於ては妨げなきも、能く腹部を覆ふことを忘るべからず。

寫字の體勢

- 一、黄昏に際して、決して讀書、寫字、等を爲すべからず、寫字の時は體勢を正しくし足蹠を水平に床上に置き、首は少しく前に傾け、机を近くに引寄せて爲すべし、胸部を机に倚らしむるは最も有害なり。

- 二、兩脚を交叉し、下脚を腰掛の下に屈め、若くは之を擲出す等のことは共に之を爲すべからず。

左方光線

- 一、机に對して坐する時は窓若くは燈火は必ず其左方に在るを要す、又眼と紙面との間には少くとも一尺二寸の距離を置くべし。

正視距離

- 一、書籍と紙とは必ず正しく之を机上に置くべし、讀書に際しては兩手に之を捧げ、若くは見臺に載せて四十五度の角度に置くべし。寫字に際しては兩臂を少しく斜に屈し、左手に紙の下端を鎮め書するに従ひて之を適當の位置に上下せしむべし、又自己の記載したるを他人に示さざらん爲、臂若くは首を傾けて之を匿す如きは必ずこれを避くべし。

烟草と酒と

- 一、烟草及び酒は兒童に在りては勿論青年の者にありても、又其心神を害する事甚しきを以て必ず之を用ゆ可らず。

空氣と日光と

- 一、新鮮なる空氣と清明なる日光とは人生缺くべからざるものなれば、室内は始終其流通射入に注意すべし。

- 二、夏時に於いては音樂唱歌の時間を除き、(聽器と發音器との保護)窓を開放したる後に非ざれば業に就く可らず。

空氣交換

- 一、放課時間に於ては全級の生徒を退出せしめ、教室内の空氣を交換すべし。

室内溫

- 一、教室内の溫度は攝氏十五度(華氏五十四度)を適度とす。

外套と傘

一、外套、傘の類は、教室内に置くべからず。

黑板と黑板拭

一、黑板は真黒なるを要し（黒色塗を以て塗り、消光澤を施したるもの）且つ黑板拭は濕布を用ひ、毎朝之を洗濯すべし。

耳目と其清潔

一、視力弱き者、耳に病あるもの、脊柱の屈彎したるものには特別の注意を要す、尙其狀況によりては家庭に通じて醫療を受けしむべし。

二、近視、弱視、重聽の生徒は級の前列に於て光線の最も佳なる位置又は聞取り易き位置を與ふべし。

三、凡そ普通の重聽は主として外聽内に耳垢の附着する等より發し、又多數の眼病は眼を不潔にするより發するものなれば、生徒をして常に其耳目を清潔にせしむべし。

四、教員は常に不注意、若くは呆然たる生徒の強力に注意し、其異常あるや否を檢すべし。

耳漏

一、耳漏を患ふる生徒にして其膿液の惡臭を發する間は傳染の虞あるを以て昇校を停むべし。

脊柱彎曲

一、脊柱彎曲症に罹りたる生徒には之を矯正せしめんが爲、特に机腰掛中の適當なるものを選び與ふべし。

學校傳染病

一、學校に於て注意すべき傳染病は左の如し。

第一類 (甲) 痘瘡及び假痘、實布埤利

亞、猩紅熱、發疹室扶斯、

(乙) 百日咳、麻疹、流行性感

冒、流行性耳下腺炎、風

疹、水痘、肺結核、癩病、

第二類 赤痢、虎列刺、腸室扶斯、

第三類 傳染性皮膚病（疥癬、頭部鱗

癬、大水疱疹、匍行疹、濕疹

等）傳染性眼病（トラホーム、

瀰胞性及び膿漏性結膜炎）

二、前項の疾病に罹りたるものあるときは其者の昇校を停むべし、其家内に於て前項一に掲ぐる疾病に罹りたる者あ

る場合と又同じ。（學校傳染病の項を見よ）

消毒

一、前項に依り昇校を停められたる者に於て再び昇校を許されたる場合に於ては其身體、衣服、携帶品等は必ず充分に消毒を行ふを要す、其家内に傳染のありたる場合も又然り。

二、學校に於て三十二項の傳染に罹りたるものあるときは患者を退去せしめたる後校舎、便所、備付品、用具等に充分の消毒法を施行すべし。

救急用意

一、生徒中に不快の徴ある者を認むるときは教師は之に相當の手當を施すことを怠るべからず。

二、學校に於ては救急に要する藥品器械等を備へ置き不時の用に供すべし、其品目及用法は凡そ左の如し。

(イ)二十倍及五十倍の石炭酸水、若くは千倍の昇汞水

(五十倍の石炭酸水は負傷の箇所を洗ふ用に供し、二十倍のものは吐瀉物其他傳染の虞ある不潔物の消毒用に供す、但し石炭酸は温湯を以て溶解し得べし、又千倍の昇汞水は其價廉にして消毒防腐の功は遙に石炭酸に勝るも劇毒の藥品なれば小學校等に備へ置くことは危険なるべし。)

(ロ)百倍石炭酸「オレーフ」油 百瓦
(右は火傷の節先づ冷水を以て能く火傷部を洗ひ暫く冷したる後此油を塗

布し、上を油紙にて覆ひ繃帯を纏ふべし。)

(ハ)生石灰 五ポンド
(右は十倍乃至二十倍に溶解し、吐瀉物喀痰等の消毒用に供す。)

(ニ)英吉利斯絆瘡膏
(右は擦傷等を生じたる節先づ其局部を防腐し其上に貼付するものなり。)

(ホ)晒木綿 二反
(右半反長のもの四裂、五裂又は八裂に爲し繃帯に用ふ三角繃帯を用意するも可なり。)

(ヘ)脱脂綿紗 二反
(右五寸乃至一尺に切りたるものを五十倍の石炭酸水にて煮、常に之を貯へ置き用に臨み絞りて創傷の局部に

當て上に油紙を覆ひ其上に繃帯を纏

ふべし(千倍の昇汞石にて製したるものも亦同じ)其他石炭酸「ガーゼ」昇汞「ガーゼ」と稱して乾製したるものあり其用同じ。)

(ト)晒綿花 一包
(右は創傷に繃帯を施す節其局部を包被するに用ふ。)

(チ)亞麻仁油紙 五枚
(右は創傷部の上若くは石炭酸「ガーゼ」等の上を覆ふに用ゆ。)

(リ)太き護謨管 三尺
(右は大出血の際上部の大血管を壓迫して止血するの用に供す。)

(ヌ)「イルリガートル」若くは水銃一個
(右は創傷を洗滌するに用ふ。)

(ル)鉢及び石油明罐 數個
(一は藥液を容れ、一は汚物等を容るるに供す。)

(ヲ)鉄及毛拔 各一挺
學校病(ガクコービョー)

始めて登校せる兒童の境遇に觀察を下せば、其兒童の心身上に對する影響の大なるものを知り得べし、身體上に束縛あると云ひ、精神上に勞役あると云ひ、専ら一定の校規に律せられて、毫も從來家庭にありし時の如き放縱隨意を許さざるが故に、其の生活状態に於ける衛生的の關係は全然一變し、絶えて不就學の兒童に見ざる所の病痾を醸すに至るものあり、斯る疾病に罹り、或は不健康に陥る原因は、主として學校生

活の影響なることは夙に識者の是認する所にして、之を學校病とは云ふなり、即ち左の如し。

榮養障害、學校兒童に多し、即ち食慾不振、胃加答兒、皮膚及粘膜の蒼白是なり、從來の經驗に依るに、本症は休業に於て治するを得べし、且つ學齡兒の本症を起すは、登校後に於てすることも事實なりとす。

其原因は校内空氣の不良と、食時の倉皇なるに醸成せらるゝなり。

下肢筋肉の發育不全、學校生活の永く坐して稀に歩行するに起因せり。

血行の障害、先づ頭痛及衄血となりて現はる、而して下級に少なくして上級に多し、此兩症は腦及腦膜の充血と鼻粘膜の充血の徴なり、而して一は腦の動作の激しきと、

塵埃を吸入して鼻粘膜を刺激するとに因り、二は「頭を垂るゝこと」、「衣の頸を壓すること」、「呼吸の淺きこと」等に因る、其他血管を縮むる神經の直に侵さるゝことにも因るべく、又室内空氣の不淨、暑熱、煖爐の射温等にも因るべし、要するに靜座勞思は其主なる原因なりとす。

脊柱彎曲、登校せる兒童に多くして登校せざる兒童に少なきは事實にして、八歳乃至十四歳のものに最も多し、而して彎曲は通例側曲にして左曲なるもの多し、即ち凸側の右に向へるなり、元利右利多きは多數にして、右上肢の勞働、左上肢より激しきは兒時よりして然るのみならず、既に字を書し、文を作り、繪を畫く等、常に左に傾くが故に脊柱を彎曲し、其凸側右に向ふを

以て病因となるなり、机榻改良の論、是に於てか有力となる所以なり。

近視眼、學校病中の主なるものなり、而して統計上其の數科程の進むに従ひて増加し、殆んど學齡期間は近視たらしむるの時期なるかを覺えしむ、唯其誘因は特に學校生活にのみ存するにあらず、家庭の生活も之を致すに於て力ありとす、今注意の點を擧ぐれば左の如し。

讀書、習字の眼を傷ふ多少は、學校室内の明暗に關す、暗き學校には近視眼多し。

讀む所の書籍印刷悪しきか、堅滑に過ぐる石板等は眼に宜しからず。

讀書、算術、習字、圖畫等に頭を垂るゝは血行に障害を來たすが故に近視となり易し、机榻の制宜しからざるときは、兒童を

して無意識に頭を垂れしむ。

神經衰弱、就學兒童中に多くして、下級よりも上級に多きは又明なる事實なりとす、其原因に左の別あり。

就學の早きにあり。

身體の發育未だ充分ならざるもの、登校。

學校の目的高遠に馳するにあり。

課業の繁多なるにあり。

既に得る所の知識未だ消化せざるに、次の知識を注入するにあり。

體育の不完全なるにあり。

諸種の傳染病、學校に於て傳染する疾病は、實布埜利亞、耳下腺腫、百日咳、麻疹、猩紅熱、結膜顆粒性炎、疥癬等は常に病兒より健兒に媒介するものなり。

學校傳染病（ガクコーデンセンビョー）

▲痘瘡及び假痘

病原菌の名稱及び形態 其豫防法たる善那氏の牛痘接種法は既に百年前より行はれたりと雖も、未だ病原を確定し能はざるこ
と他の發疹性傳染病（發疹室扶斯、麻疹、猩紅熱）と同じ。

潜伏期 十日乃至十四日間とす、假痘は十日間にして眞痘は十四日間を要すとの説あり、潜伏期中に種痘するも發病を免れざるは勿論なれども、經過必ずしも悪しきにあらず。

病原の所在及び傳染の経路 病毒は全身に互りて存す、即ち疹疱、鼻汁、唾液、汗、乳汁（女）血液尿中にあり、病者より直接に或

は他の健康者又は衣服、手巾、玩具、家具等を介して傳染するとあれども、其多くは空氣を経て氣道より血液に入るものゝ如し。

素因 男女に拘らず胎兒と雖も之に罹ることあり、秋冬の期多く流行す、一と度之に罹れば免疫す。

豫防及び消毒の概要 種痘を厲行するは本病唯一の豫防法なり、但一回の種痘を以て足れりとせず、五年乃至七年毎に再三行ふべし。患者を隔離し其病室衣類は嚴重に消毒すべし、看護には種痘を経ること久からざるものを以て之に充つべし、病屍は嚴重に消毒し又は火葬すべし。

▲實布瑛利亞

病原菌の名稱及び形態 實布瑛利亞桿菌、明治十八年獨逸帝國衛生院のレフレル

氏の發見せる所にして稍太き直形或は微彎形をなし、其端屢々棍棒様に膨脹し運動性を有せず。

潜伏期 二日乃至五日間稀には五日以上に渉る。

病原菌の所在及び傳染の経路 咽喉の義膜及び痰唾中に病菌を含む、患者に由て汚染せられたる手拭、飲食器、玩弄物は傳染を媒介す、其他飲食物及び空氣中の塵埃より傳ふ、屢々學校より傳染すること天然痘に同じ。

素因 大人も亦浸さるゝことあれども主として一年乃至九年の小兒最も多く罹り易し、咽喉加答兒は本病の誘因となる。殊に冬春に多く流行す之れに罹りしものも免疫せず。

豫防及び消毒の概要 義膜中にありては乾燥しても尙百餘日生活力を有す六十度に加温すれば死滅す。嚴に患兒を隔離し家屋内空氣の流通を善良ならしむべし、同家の小兒には消毒的含嗽、若くは豫防的血清注射を行ふ、（其効期短し）殊に傳染の疑ある患者には速に注射を施すべし。

▲猩紅熱

病原菌の名稱及び形態 病原不明なり。（一種の微生物にして乾燥するも能く久しきに耐ふるものならん。）

潜伏期 多くは四日乃至七日間とす、尙ほ之れより短く或は長くして十九日に達せる例あり。

病原菌の所在及び傳染の経路 病毒は殊に患者の皮膚及び其落屑其他鼻汁、唾液等

其の全身に互る、又患者周囲の空氣中に存す、感染の経路は未だ詳ならずと雖も氣道よりするもの、如し、其他の健康者及び物品を介して傳染す。

素因 乳兒は却て罹病すること少く、二年以上七年迄の小兒最も多く、大人も亦免れず創傷あるものは罹り易し。一とたび之に罹れば免疫す。秋冬に多く行はる。

豫防及び消毒の概要 患者を嚴重に隔離すべし、八週間或は其以上傳染の危険あり、患兒及同家小兒の登校を禁ずるは謂ふまでもなく、時宜によりては學校若くは幼稚舎を閉鎖すべし、患者に接近したる人及び家屋物品は嚴重に消毒すべし。

▲發疹室扶斯 病原菌の名稱及び形態 病原未だ明かな

らず。
潜伏期 一週日より長きものは三週日に至る。

病原菌の所在及び傳染の経路 病毒は患者の身體及び周囲の空氣中に存するもの、如し。人より人に傳はること最も多し、而も氣道よりするか口よりするか未だ詳ならず、家屋物品亦之を傳介す。

素因 廿歳乃至四十歳の壯年者に多し、殊に困苦の境遇貧窶の生活等は大に傳播を助く、故に饑饉熱、戰爭熱、監獄熱の異名あり、女子よりも男子に多し、一回罹れば免疫となるが如し。

豫防及び消毒の概要 嚴重に患者を隔離し、又患者に接觸したる物品及び病室は消毒を厲行すべし、患者の用ゐたる物品は燒

却するを安全なりとす。

「ペスト」豫防法の項を見よ。

▲百日咳

病原菌の名稱及び形態 病原未だ明かならず。

潜伏期 未だ一定せざれども概ね二日乃至七日間。

病原菌の所在及び傳染の経路 病毒は呼吸氣及び喀出物中に含有せらる、傳染の劇烈なるは初期にあるが如し、患者に接觸し又病毒汚染の衣類手拭等を介して傳染す。

素因 小兒病にして一歳乃至六歳の小兒は之に侵され易く、一年以下の乳兒には比較的少し殊に氣管支加答兒に罹れる小兒は注意を要す、而して春期多く流行す一回の

罹病は免疫をなす。

豫防及び消毒の概要 本病に罹りたるもの及び同居の小兒は昇校を禁じ患者を隔離すべし又寒冒に侵されざる様注意を要す。

▲麻疹

病原菌の名稱及び形態 病原未だ發見せられず。

潜伏期 十日乃至十三日間。

病原菌の所在及び傳染の経路 病毒は患者の血液に存し分泌性に成る者の如し、本病は特發せず必ず或地方より流行し來りて人より人に、又は物品衣類等を介して傳染す而して發疹前は傳染の力最大なるが如し。

素因 男女に關せず一歳以下には之に罹ること少し、二歳より十歳までは感受性増加之より以上は衰ふ、一度の感染は免疫

性を有す。

豫防及び消毒の概要 隔離及び消毒は稍寛にすることを得べし、餘病發せざれば危険少き傳染病なればなり、然れども攝生を怠れば肺炎の如き危険の餘病を來すべし、大に注意を要す。

▲流行性感冒

病原菌の名稱及び形態 「インフルエンザ」桿菌、明治二十六年獨逸國バイフェル氏の發見せる甚だ細かなる桿菌にして兩端鈍圓なり。

潜伏期 二日乃至三日間稀には十日に至ることあり。

病原菌の所在及び傳染の経路 病菌は主として氣管支内にあり、喀血と共に體外に排出せらる。人及び物品よりも之を傳ふれ

ど多くは空氣の媒介に由て呼吸器に感染するもの、如し。

素因 男女に拘らず人口の九〇%を襲ふ感冒は誘因たり易し、一度の感染は感受性を長ず、多人稠居は傳播を大ならしむ。四季を選ばざれども冬期最も多く流行す。

豫防及び消毒の概要 豫防は交通に注意すべし又感冒を防ぐべし、乾燥は約二十四時間にて本菌を殺し得るも痰液中にて七日間生存す、身體虛弱なるは特に注意せざれば危険を招くこと少からず。

▲流行性耳下腺炎

病原菌の名稱及び形態 病原確定せず一種の鏈鎖狀球菌なりと云ふものあり。

潜伏期 不明なり。

病原菌の所在及び傳染の経路 本病は耳

下腺炎の炎症にして俗に於多福風と稱す、時に化膿することあり、間々睪丸炎を起して時々陰唇腫起又は乳腺炎を併起す、傳染の方法詳ならず。兵營監獄の如き多人稠居の場所に多し。

素因 概して小兒及び少年者を侵し乳兒及び大人には少し、又女子よりも男子に多し秋冬二季に屢々現はる。

豫防及び消毒の概要 疾病の性質概ね良性にして其經過短かきときは患者を隔離するの必要なし、但小兒の體質と流行の性質とに顧慮して相當に處置をなすべし。

▲風疹

病原菌の名稱及び形態 病原は未だ確定せず。

潜伏期 通常二週日乃至三週日とす。

學校傳染病

病原菌の所在及び傳染の経路 本病は輕症の發疹病にして空氣の傳介によりて感染す、人體若くは器具も媒介をなす而して恢復期に於て其傳染力最も強きが如し。

素因 専ら小兒に來る、學校及び多人數稠居の家屋に蔓延派及し而して春及び夏に多く流行す。

豫防及び消毒の概要 本病は最も良性にして其經過短かきものなれば患者を隔離するの必要なしと雖も、小兒の體質と流行の模様とによりては相當の處置をなすべし。

▲水痘

病原菌の名稱及び形態 病原未だ明かならず。

潜伏期 十三日乃至十五日間。

病原菌の所在及び傳染経路 直接に人よ

八九

り人に傳ふ、或は空氣及び物品の媒介に由りても傳染するもの、如し。
素因 四季氣候に關係あるを見ず、而して専ら小兒を侵し、學校遊戯場等に蔓延せしむ。

豫防及び消毒の概要 患者は隔離するの必要なし。

▲肺結核

病原菌の名稱及び形態 結核桿菌、明治十五年獨逸國ローベルドコッポ氏の發見せる桿菌にして極めて細く、屢々中に小球體を含み運動性を有せず。

潛伏期 其の經過一般に慢性且つ潛伏性なり。

病原菌の所在及び傳染経路 患者の病竈及び之より分泌排泄する痰、尿、糞便等の

中にあり又痰の乾固したるの塵埃中に混じ來る。又患者の用ひたる手巾、飲食器其居住其他汚染せられたる物體によりて多くは氣道より感染す、又結核牛乳の飲用によりて腸結核を發し或は又皮膚創面より感染をなすことなきにあらず。

素因 遺傳的に結核性質ある人、又は消化機の衰弱せる人、他の呼吸器病に罹りたる人は殊に肺結核に侵され易し。

豫防及び消毒の概要 患者をして徳義上の警戒を守らしめ猥に其痰唾を一定の痰壺外に喀出せしめず、又其使用したる痰壺手拭等は五%石炭酸水を以て消毒するを必要とす。而して乾燥せる喀痰の中には三ヶ月乃至八ヶ月間病菌は生活し濕潤せるものにも五六週日は生存す百度の流通蒸氣は三十

分間喀痰を煮沸すれば五分間にて死滅す。

▲癩病

病原菌の名稱及び形態 癩病桿菌、アルマン氏ハンセン氏及びバナイセル氏の發見せる桿菌にして酷だ結核菌に類似して稍々短かし又自動性を有せず。

潛伏期 慢性病に屬す。

病原菌の所在及び傳染の経路 患者結節中に癩病菌を含む其排泄物中には生活菌を含むこと僅少なり、感染の素質ある人は鼻腔より侵入す。

素因 本病に罹り易き素因を遺傳するのみならず流行地及び流行時代には接觸傳染することあり。

豫防及び消毒の概要 最良なる一定の養生所を設けて患者を隔離し、又其居室及び

什器を嚴正に消毒すべし。

▲赤痢

赤痢病豫防の項を見よ。

▲虎列刺

虎列刺病豫防の項を見よ。

▲腸室扶斯

病原菌の名稱及び形態 腸室扶斯桿菌、明治十七年頃獨逸國のエーベルト氏發見せる桿菌にして、短く太く兩端鈍く活潑に自動す。

潛伏期 七日乃至二十四日間とすれども十四日を平均期とす。

病原菌の所在及び傳染経路 患者の腸壁、腸間膜、膿瘍、糞便と共に體外に出づ通例は病毒に汚染せる飲食物と共に口内に入り嚥下によりて傳染すること虎列刺に同じ

衣服、食器は傳染の媒介をなす、工事不完
全なる厠及び下水に接近する井水は病毒を
含有す。

素因 二十歳乃至四十歳のものこれに罹
り易し、過勞は素因を増すこと虎列刺に同
じ、流行地の旅行は最も危険にして秋冷の
候に多く流行す、一回之に罹れば免疫性を
有すれども往々再感を免れず。

豫防及び消毒の概要 豫防は赤痢虎列刺
に同じ、殊に井戸及び下水の構造を完全
に汚水の滲透を防ぎ、土地の清潔を計るべ
し、糞便中に病菌の含む間は危険なり。排
泄物は必ず消毒すべし。病菌は乾燥五日乃
至十五日間生活を保ち六十度の蒸氣にて三
十分間に死す寒冷の爲二三回氷結せらるゝ
も死に至ることなし、消毒法は規定に遵ふ。

▲傳染性皮膚病
此種の病は絲狀微菌の寄生に依りて發生
す癩風、截髮疱疹の如き是なり。

▲疥 癬
疥癬蟲の寄生により發生す傳染力甚だ速
なるものにして、指間及前膊の内側に最も
多く發す、搔痒劇しく皮膚を爬破し濕疹を
生ず。

▲頭髮虱
頭髮虱は頭髮に寄生し毛髮部に附着す、
搔痒劇しき時に生ず。醫治を請はざるもの
は登校を禁ずべし。

▲傳染性眼炎
學校に於て最も多く認むるは「トラホー
ム」なりとす。
眼の分泌物に依りて傳染し上限險は面の

結膜に紅色の一粒を發し眼險腫脹紅潮し羞
明あり、害を角膜に及ぼすや遂に失明する
に至る恐るべき病症なりとす。

手巾、書類等荷も患者の眼邊又は手指の
觸れたるものに注意すべし、醫治を請はざ
るものは登校を禁ずべし。

學校生徒一般衛生

(ガクコーセイツイツパンエイセイ)

▲身體の保護

一、新鮮なる空氣と日光とは健康を維持
するに缺くべからざるものなり、故に
此二者は居室にも寢室にも充分入らし
むべし。

二、全身體は、日々冷水を以て洗滌し、次
で濕潤冷却せる身體の表面を摩擦し、

或は洒浴法を行ひ、以て身體を鞏固な
らしむべし、而して尙ほ出來得べくん
ば、時々微溫浴を行ひ、身體を清潔な
らしむべし。

三、溫暖なる季節には力めて戶外殊に日
光の照輝せる所に於て水浴を行ひ、而
して入浴の時間は長く共十分時以内と
すべし、入浴後皮膚を手拭にて拭擦し
緩かに衣服を纏ひ、散歩によりて體溫
を取るべし、日光輝きて風靜なる日は
入浴後裸體の儘光線に晒すも妨げず。

四、朝は離床後口齒を清め、又毎食後に
も之を行ふべし。

五、戶外に於て多く且つ活潑に遊戲、速
歩、跳躍、體操、游泳、氷滑、園藝等
の運動をせよ。

六、衣服は温に過ぐべからず、頭には輕きものを被ひるを可とす、頸には襟卷などするを不可とす、胸あて并に身體一二の部位を過度に狹窄する勿れ。

七、靴底は足の形狀に適合せるものを可とす、上革は足の内側に於て外側より稍高くするを可とす、「カ、ト」は幅廣く低きを要す。

八、濕潤せる衣服、又は靴足袋及靴は可成速に乾燥せるものと取り換ふべし。

九、飲食は適當にし、不良なる不消化性食物及醜料を用ひず、簡便なる食物と又可成一日三食のみを馴すべし、血温より高きもの、又は冰冷なるものを飲食すべからず、強き刺戟品(強き珈琲、茶、鋭き藥味、多くの鹽、烟草、酒精

含有飲料)又は生の肉を食ふべからず。

十、食後又は疾病に罹りたる後は、直ちに精神の努力せざる様にすべし、早く寐、早く起くべし、就床前に身體の疲勞するまで努むれば、精神の興奮を起して安眠する能はざるものなれば注意すべし。

▲呼吸の保護

一、呼吸は口を閉ぢてなすべし

二、塵埃立ち又は不良なる臭氣ある空氣を吸入するを避くべし、室内又は戶外に於て、塵埃の中に取卷かるゝを避くべし。

三、室の床上、または手巾に喀痰すべからず。

四、休憩時間には校庭に出て運動をなす

べし。

五、夏期には可及的窓を開放し、天候宜しき時は數回窓戸、入口の戸を同時に開放し、新らしきものと換氣すべし、身體の熱したる時は冷氣を吸入する勿れ、寢室は季節により多少窓を開き置き又冬季は適當の煖爐を設け、内外氣の温差により空氣を交換せしむべし。

六、朝夕含嗽をなし、毎食後には、口内を新鮮なる水を以つて清らかにせしむべし。

七、作業に際し胸に凭れ、或は下腹を屈迫せしむべからず。

八、閑あらば新鮮なる空氣中に於て活潑なる運動をなさしめ、而して殊に胸廓及下腹の筋肉を身體の作用に(速歩、

跳躍、遊戯、體操、游泳、氷滑、園藝等)によりて、強壯ならしむべし。

▲眼の保護

一、薄明に於て、読み書きをなすべからず、複光の下に細小なる手工をなさしむべからず。

二、日中は天の一片を望み得、窓は左手に於ける所を座席に選び、光線は仕事の材料の上に落射せざらしむべし。

三、「ランプ」は暗色の蔽をなさずして、少しく左方に備ふべし、光の揺揺する時、又は車中に臥床して讀書す可らず、火室は乳色硝子の蔽、鐘狀蔽は常に作業「ランプ」に備へ置かざるべからず。

四、書寫の際は、上體を眞直にし、胸は机縁に凭ることなく、頭は僅に前方に

- 傾け、薦骨部は倚靠に倚るべし。
- 五、字を書く方は胸の中央の前に於て斜めに置くべし、文字の縦線は机縁と鉛直に當る如く書くべし。
 - 六、讀書の際は背を倚靠に凭れ、本は兩手を以て机上に固く斜めに保ち、目と書物との間は、少くとも三十五糎隔つべし。
 - 七、書き物は濃黒色の「インキ」を以て鮮明なる濃青又は黒色の野紙を用ひず、書くことを早く馴れしむべし。
 - 八、若し少しにても、眼の疲労を感じば、直ちに休息して其の間遠き戶外を見よ。
 - 九、重き疾病に罹りたる後は、數週の間眼を大切にすべし。

- 十、眼内に塵埃等入りたる時は妄りに目をこすることなく、止むを得ざる時と雖も、外眥より内眥の上方「マブタ」を和かに指頭を以てなでるべし、之にて尙異物を除く能はざれば醫に至れ。
 - 十一、視力障害又は眼病の起りたる時は、醫に至り、眼鏡を要するや、眼鏡は持続的に必要なるや、又罕に書き物の際又は遠きを眺むるとき(黑板等)必要なるや、其度は何度が可なるや等決定を仰ぐべし。
- ▲耳の保護
- 一、強き震動をさげよ。(耳打ち、耳内に呼び込如き事)
 - 二、筆、編針、小楊子等の如き尖りたる物體又豆の如き固き物體は耳内に挿入

- すべからず。
- 三、耳内に入りたる異物は、只微溫水を以て洗ひ流し出すべし、此の場合に於いても醫師の診察を乞ふを尤も可なりとす。
 - 四、昆蟲耳内に入りたる時は頭を反對側に傾け、而して昆蟲の死する迄油を耳内に點滴すべし。
- ▲家庭に於て書物又は讀書する時の姿勢
- 一、窓(ランプも同じ)は左側にして坐すべし。
 - 二、かきもの之際には、腰掛を机の下に机の前縁より約二―五糎引き寄せすべし。身體の正直なる姿勢の際は、胸を机板に觸れしむること勿れ。
 - 三、椅子の高さは、腕を下垂したる時は

- 臂の高さに、机板の縁を見る程にすべし。普通の椅子は餘り低き故に座蒲團を敷くべし。
- 四、足は其蹠面(裏面)を床上に置くべし、若し足が達せざれば脚臺を置きて其上に乗すべし。
 - 五、腰掛には胸が机の縁と平行なる様坐すべし、而して背の下部はかきもの、間、しつかと倚靠の前面に附けたる蒲團にもたるべし。
 - 六、脚部は互に交ふべからず膝并に跟も又然り、而して足は腰掛の下に引き置くことなかれ。
 - 七、前時は肘のあたりまで机上に置き、左手を以て書冊を支持し、而して書くことの間、かくべき紙面の部位に應じ

- 八、かきものは體の中央の前に斜に置き、文字の縦線は机縁に鉛直に當る様置くべし。
- 九、讀書の際には腰掛を少しくもどし引き、後方に倚りかゝり而して机上に兩手を以て斜に固定すべし。
- 十、女兒は其衣服を座面に平等に擴がらしむる様注意すべし。
- 十一、讀書の際又は習字の際は、目は少くとも三十五種かきものより隔つべし。(獨逸伯林教育會より一般に公布せられたる訓示)

學童の年齢と行程

(ガクドリーノネンレイトコーテイ)

成年男兒の行軍に就ては、衛生學上略ぼ制限の設けあり、即ち一日の行軍なれば五十「キロメートル」、二日行軍なれば七十「キロメートル」、連日行軍なれば一日の行程二十五「キロメートル」を踰ゆべからずとせり、學校兒童の年齢と行程とに關しては、未だ研究を経たる報告を見ずと雖も、一般の規則に従ひ、體重の比を以て之を改算せば大過なかるべし、特に兒童の筋力は體重に比して遙かに強大なるものなれば、滿六年乃至滿十年のものなれば、一日の里程は三里乃至四里以内、滿十年乃至十四年のものなれば、一日に四里乃至六里以内と推定せば適當なるべし。

學校醫の職務 (ガクヨクイ)

- 學校醫の職務に就ては明治三十二年二月文部省令第六號(同三十三年同第五號にて改正)を以て左の如く規定せり。
- 第一條 學校醫は本令に規定あるもの、外地方長官の命を受け學校衛生に關する職務に従事す。
- 第二條 學校醫は毎月少くとも一回教授時間内に於て當該學校に到り衛生上の事項を視察すべし學年の終及學期の初に於ては殊に當該學校に到り視察することを要す。
- 第三條 學校醫は學校視察の際左の事項を調査し之を視察簿に記入すべし。
- 一、換氣の良否。
- 二、採光の良否。
- 三、机腰掛の適否。
- 四、前列及最後列の机と黑板の距離。

學校醫の職務

- 五、煖爐の有無及び煖爐と最近生徒の距離。
- 六、室内の溫度。
- 七、圖書掛圖黑板の衛生上の適否。
- 八、學校清潔方法實行の情況。
- 九、飲料水の良否。
- 十、其他學校衛生上必要なる事項。
- 第四條 學校醫は學校視察の際疾病に罹れる生徒を發見したるときは其病症により缺課休學又は療養を爲さしむべきことを學校長に申出づべし。
- 第五條 學校醫は明治三十三年文部省令第四號學生生徒身體検査規定に依り各生徒の身體を検査し身體検査票を調製すべし。學校醫は生徒の入學退學等に際し學校長の請求に應じ其生徒の身體を検査すべし。

第六條 學校醫は學校の近傍若しくは學校内に於て傳染病の發生したるときは數次學校に到り必要なる豫防消毒方法を施行し尙其情況により學校の全部若しくは一部分の閉鎖を必要と認むるときは管理者及び學校長に申告すべし。

學校生徒の所在地に傳染病の發生したる場合に於て其通學生徒の昇校を禁ずべき必要を認むるときは之を管理者及學校長に申告すべし。

第七條 學校醫は衛生上必要と認めたる事項に就ては、管理者及び學校長に申告すべし。

第八條 此規程施行の爲め必要なる細則は地方長官之を定むることを得。

學校醫の資格 (カクコイノシカク)

學校醫の資格に就きては明治卅一年二月文部省令第七號を以て左の如く規定せり。

第一條 學校醫を囑託するには左に掲ぐる各項中の一に該當し且醫術開業免狀を有するもの、中に於てすべし。

- 一、帝國大學醫學科卒業の者。
- 二、元東京大學醫學部醫學科本科又は別課卒業の者。
- 三、高等學校醫學部醫學科卒業の者。
- 四、元高等中學校醫學部醫學科卒業の者。
- 五、大阪府京都府愛知縣醫學校醫學科卒業の者。
- 六、元府縣立甲種醫學校卒業の者。

第二條 第一條の資格を具ふる者を得難き場合に於ては帝國大學醫科大學國家醫學講習科修了の者又は明治十六年布告第三十五號醫師免許規則第二條又は第四條に依り醫術開業免狀を有するものに囑託することを得。

眼の學校衛生 (ガンノセイク)

近視の原因に就ては、先天的に眼球膜質の抵抗力薄弱なるより發するものありと雖ども、之を例外とし、先づ學校に於ける近視の主なる原因を察するに、第一は常に細字を見ること、第二は光線不足の爲に調節機を過勞すること、第三は頭部を前に垂れ、眼球をして充血せしむること是なりとす、左れば學校設備上深く注意を拂はざるべか

らざると同時に、學生をして毎に守らしむべき要點は、(一)眼球と書籍との距離は少なくとも一尺二寸以上たるべきこと、(二)讀書寫字に際し姿勢を正ふること、(三)自修の時は光線不足、及通氣不良の室に於てすべからざること、(四)夜間の光線は之を左より取ることを、(五)薄暮の際「ランプ」を照らして讀書すべからざること、(六)過食不眠を避け、眼を清潔にすべきこと、(七)點燈して寢床に就くべからざること等なりとす。

尙ほホエルレル氏は眼の衛生に就き論じて曰く、勉強して近所を見るときは、大抵明視距離の減少する傾向ありて、四十五分乃至一時間視力を勞すれば、此の傾向明らかに現はれ、眼を役するの時間増すに従ひ

て比較的強く増大す、而して眼鏡を用ゆるときは、用ゐざるよりも其傾向著明なり、且つ眼鏡を用ふれば一定時の後、調節機の不確實を來たし、物を見るの距離變動一ならず、依て同氏は其の節制を左の如く規定せり。

- (一) 勉強して近所を見るは、唯四十五分乃至一時間以上に亙らざることのみ之を許すべし、(二) 數時間近所を見るときは、長くとも四十五分毎に休息すること十五分なるべし、(三) 近所を見るとき眼鏡を用ふるは萬已むを得ざるときにのみ限るべし、(四) 玻璃製眼鏡を用ふるときは、一時半乃至二時間毎に、縦令汚染或は濕潤の痕なきも注意して之を拭ふべし、(五) 水晶製眼鏡は玻璃製眼鏡に優れり、蓋し彼は此よりも

拭ひ清むるの必要少く、且つ容易に拭ひ清むるを得ればなり。

濾泡性結膜の流行は、多くは塵埃多き不潔なる空氣に原因す、故に一室内に多數の人類密居し、而して火鉢、暖爐等よりする、不潔なる燃焼産物の發生多き場合に於て患者の生ずること亦從つて多し、特に春冬兩期に好んで流行し、屢々學校兒童を侵すものなり。

「トラホーム」の流行も亦之に同じ、故に兩病の流行は、自然同時に來るを以つて例とす。

要するに眼病を患ふる者は、曾て學校に入學したることなきものに少なくして、文明の人に多きは一般に悉知する所にして、獨逸國にては廿一歳以上のもの、中、六八

%が近眼其他眼に缺點あるものとの事實を發見したる驚くべき實例ありし。

學校に於ける視力を保護せんが爲に、室内の壁は黄色、綠色、青色、灰色等の内、何れかを以て着色すべし、黑板の如きも之を使用せざる時は、壁に着色したるものと同様の色を帯びたる物質を以て掩ひ置くを可とす、窓掛は其幅を廣くし、上下より自在に捲き得らるゝ様にすべし、机等の器具も各右と同じく着色するを要すとの説あり以て参考とすべし。

瓦斯中毒(ガスチユードク)

瓦斯中毒とは炭酸瓦斯、酸化炭素瓦斯、炭化水素瓦斯によりて中毒せられて窒息するをいふ、炭火を盛にして寐ね、古井戸又

は麴室の中に入る時などは注意せざるべからず、故に炭酸瓦斯あると思ふ所に入るときは、手拭に酢を漬して嗅ぎながら入るを良しとす、又古井戸に入るときは、多量の水を投入して先づ充分に井内の空氣を動かす、提灯を試下して其滅火するや否やを檢すべし、室内に瓦斯の満ちたりと思はば、戸障子を開放して換氣を計るべし、窒息者の應急手當は、空氣流通の宜しき處に引出し人工呼吸を施し、又は顔面に水を注ぎ、足跡に芥子泥を貼布し、毛布に捲きて強く摩擦すべし。

蝦蟇の毒(ガマノドク)

蝦蟇は皮膚に朮の如き毒腺ありて、其腺中に毒を含む、手にて之れに觸るれば痒痛

を感ずるに過ぎずと雖ども、若し其の毒汁眼、口、鼻に入れば、疼痛を起し腫脹を生ずるに至る。

外國人強制入院(カイコクシキヨ)

外國人の虎列刺病に罹りたる場合に於て強制的に避病院に入院せしむべきや否に關し明治二十八年八月京都府知事の伺及び内務大臣の指令は左の如し。

當地僑居又は旅行中止宿の外國人にして虎列刺に罹りたる場合に於て其患家において治療を許すの危険を認め而して避病院の構造稍々完全にして相當の醫療を施すに難からざる時は強制入院を命じ候ても不苦候哉何定置度候に付電報を以て何分の御指令相成度候也。

本月二十日臨檢第四三〇號附外國人強制入院何の件は本人の承諾を経る儀と心得べし。

豫防接種(ヨボーゼツシュ)

豫防接種とは、主として人體に對し後天性に人工を以て、或る傳染病に對する抵抗力を能ふる方法なり。例へば「ペスト」豫防液を用ゐて「ペスト」に罹るを免かれしめ「コレラ」豫防液を用ゐて「コレラ」に罹るを防ぐが如き是なり。種痘は以て痘瘡を豫防すべく、狂犬病豫防接種は、以て狂犬病に罹るを防ぎ得べき等、悉く此豫防接種の發見ありし効果に歸せざるを得ず。

始めて豫防接種を行ひたるは、彼の有名なる英醫ジエンナー氏なりとす、同氏は偶

然たる發明により牛痘を人體に接種すれば、痘瘡に罹るを防ぐの効あることを知り、廣く之を行ひたるも、其學理に至りては尙ほ闡明せしところあらず、其後佛國の大醫バストゥル氏は狂犬病の豫防接種を始めて卓然たる効果を得、次で諸多の學者の研究により、今日に於ては先づ多くの傳染病は、豫防接種によりて當然其侵襲を防ぎ、或は之に犯さるゝも、極めて輕症に經過するの事實を確め得る迄に進歩したり。

現時我國の傳染病研究所に於て製造せらるゝ豫防液は痘苗、「ペスト」、「コレラ」、赤痢、狂犬病、腸窒扶斯等にして其他血清類も亦一時的豫防の効あるものとす。豫防接種を行ひたる後直ちに効力を生ずるものにあらざ、必ず一定の時日を要し、而して其時日

豫防接種

は各種の病により同一ならずと雖も大抵二週乃至四週を要すといふ、之に反して血清を以て行ふ豫防接種は、極めて早く其効力を生じ、大抵接種の即時より効あり、而も効力の持続時日は甚だ短かくして普通一週間内外のものなりといふ。詳しくは免疫の項を見よ。

豫防接種の方法は下の如し、即ち普通の皮下注射器又は血清注射器を用ゐて成るべく壓迫若くは外部と觸接する部分を避け、皮下に注射す、其良好の部位は肩胛間部、季肋部等なりとす、勿論注射器并に局所の消毒方法は嚴重ならざるべからず。

豫防液の賣下價格は下の如し(イ)腸窒扶斯豫防液一壘(四〇、〇立方仙迷)金壹圓(ロ)赤痢豫防液(同量)(ハ)「コレラ」豫防液

(同量) (二) 「ペスト」豫防液(同量)各金壹圓、而して此ものは廳府縣、臺灣總督府、其の他の官衙に限り交付せらるゝものにして、市町村、公私立學校、病院、製造所等に於ては、廳府縣の承認を経て、豫防液の交付を請求することを得るなり、尙ほ此他之れが交付方を請求し得る者は、傳染病研究所講習修了者なりとす、而して單純なる開業醫若くは一般私人は之れが交付を請求する權能を有せざるなり。

豫防委員 (ヨボーイイン)

豫防委員とは、傳染病豫防事務に従事せしむる爲、地方長官の指示に従ひ設置せらるゝ市町村の自治機關を謂ふ。傳染病豫防法第十五條に曰く「傳染病流行シ若ハ流行

ノ虞アルトキハ市町村ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ市制第六十五條ニ依リ傳染病豫防委員ヲ置キ檢疫豫防ノ事ニ從ハシムベシ但シ市町村會ノ議決ニ依ルノ限ニ在ラズ」又其の第二項には「豫防委員ニハ醫師ヲ加フ可シ其ノ醫師ヨリ出ヅル者ハ市町村長之ヲ選任ス」とある者即ち是なり、市制第六十一條町村制第六十五條は共に市、若くは町村會の議決に由り臨時又は常設の委員を置くことを得るの規定なり、而して此規定に由る者は名譽職たるとも亦規定しあり、故に原則としては此豫防委員も無報酬にてあるべき筈なりと雖も、醫師には相當の手當を給せざるべからず、然らざれば適當の人を得んこと難し、此故に醫師は其市町村に備ひ入れたる者の中より選任するか、若くは市

制第六十二條町村制第六十六條により、(委員に相當の報酬を給するを得るの規定)報酬を給すれば強ち困難なる事なかるべし。

腰湯法 (ヨートーホー)

此法は患者入浴して良しからざる時、或は身體下半部の機關を治療する爲に用ふることあり、此を行ふには浴器の三分の二湯を入れ只腰部のみ浸して、毛布にて周圍を被ふべし、其効用は鎮癒、搐搦を治する爲、又は發汗せしむるか、或は神經を興奮せしむる爲にも用ふるなり、而して熱き湯に長時間浴せしむる時は失神、眩暈を招くことあり、又熱き湯は月經時、妊娠の末期は不可なり、冷水浴は非常に發汗するとき、内臓に掀衝ある時、或は惡寒戰慄する場合に

は行ふべからず、而して入浴時間は醫師の命令する所に隨ふは勿論なれども大要左の如くすれば妨なし。

微温湯浴は二十分乃至二十五分。

熱湯浴は十分乃至十五分。

冷水浴は三分乃至五分。

理解なき小兒に冷水浴をなさしめんには、最初水を暖かにし桶の直上に毛布を廣げ此上に載せ漸次槽中に入るべし、而して後水を入れ水を追々冷すべし、然し冷水に堪へ難き病氣なれば、長く微温湯に入るべし、斯すれば下熱するものなり。

藥物を混入する浴湯は、醫師の示教を乞ふて初めて實行すべし。

體溫計測法 (タイランケイソクホー)

溫血動物は常に一定の溫度を有す、之を體溫と云ふ而して人間の體溫は四時變化する者にあらず、身體健全なる時は攝氏の檢溫器にて平均三十七度、女兒は之より少しく高きものなり、故に溫度平均より下るか或は上る時は疾病の兆候なりとす。

檢溫器は硝子と水銀とより成る、之れ水銀の溫度に由つて膨脹するに基きたる者なり、此器を以て體溫を計るには、先づ平度より二三度振り下ろし、患者の腋窩部の汗を拭き取り、靜に挿入して五分乃至十五分を經て抜き取り、其度を檢するなり、若し腋窩に障りある時は、直腸、舌下に於て行ふことあり。

直腸にて行ふ場合は、譫語の患者又は嬰兒等に於てす、故に挿入する前油を塗り後

消毒し、凡そ三分時間にて計るものなり。

體操 (タイソー)

學校に於ける體操は、全身の隨意筋をして一定秩序の下に運動せしめ、以て筋肉運動の平衡を得せしむるものなれば、學校衛生上の通論として、不規則なる發育を矯正する手段として、之を奨励せざるべからず、然れども體操を教授する教師は、解剖及生理學上の知識を具有すべきは勿論、能く生徒の過勞を察し、以て之を操縦せざるべからず、過勞の徴候は呼吸の促迫不整、顔面の潮紅、若くは蒼白、働作の著しき不齊整等にして、尙ほ左の事項を記憶せざるべからず。

(1)體操の時間は場合に依ると雖ども、可成的諸學科の終りに於て爲すべく、即ち

ち午後なりとす。

(2)急性諸病の恢復期、身體一部の麻痺、關節の強直、癩癩等は體操を爲さしめざるを可とす。

(3)校外散歩、又は校外運動は適當の組を編制して能く監視し、塵埃の起らざる地を擇むべし。

(4)女生徒に對する體操上の注意も、必要としての體操は兩性の區別なしと雖ども、女子にありては月經の來潮あるを以て、腹部機關の顧慮を要すると同時に、生徒の申出に苦しむ場合を察せざるべからず。

(5)體操後に於ては發汗したる儘、寒風の中に長く佇立せしむべからず、若し雨などにて衣服の濡ひたる場合は、速か

に之を更へしむべし。

墮胎 (ダタイ)

墮胎とは體內に在る胎兒を、自然に分娩する迄待たずして、人工に由りて體外に出すを謂ふ。俗に所謂「おろす」「問引」など即ち是なり。墮胎を爲すは國法の禁ずるところなり、蓋し妊娠満月に至れば、當然世の中に生れ出でて、人類の一員となるべき運命を有する者を、不自然なる手段により故らに之を殺すこと、天理に悖り人道に背くの所爲なればなり。

墮胎の方法に藥用的と器械的との二あり、甲は從來歐米各國に於て用ゐられたる藥品は、麥角、「サビナ」的列并油、「サフラ」熱酒、蘆薈、沃度、鐵、砒石等にして、

本邦に於ては酸漿、巴豆、水銀、鐵漿、芥子、紅、桃仁等是なり然れども何れも確固たる効果を現はし得るものにあらず。乙は直接に卵を損傷せしめ、或は子宮の器械的刺戟により、墮胎せしめ得るものにして、其精確に効を奏するは醫術上の目的に應用せらる、此方法に種々あり、(一)腹部按摩法なり、(二)器械を子宮頸に挿入し卵膜を穿刺し或は破裂せしむる方法なり、俗間にては、消息子機器具、編針、筆軸、諸草の莖幹等を用ゐるものあり。

墮胎に關する罪は、刑法第三百三十條乃至第三百三十五條に在り。其主要なる點を掲ぐれば、(一)懷胎ノ婦女藥物其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ハ一ヶ月以上六ヶ月以下ノ重禁錮、墮胎セシメタル者亦同ジ、因テ

婦女ヲ死ニ致セシ者ハ一年以上三年以下ノ重禁錮。産婆、醫師、藥商此罪ヲ犯シタルトキハ各一等ヲ加フ。(二)懷胎ノ婦女ヲ威逼シ又ハ誑騙シテ墮胎セシメタル者一年以上四年以下ノ重禁錮。(三)懷胎ノ婦女ナルコトヲ知ツテ毆打其他ノ暴行ヲ加ヘ因テ墮胎ニ至ラシメタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス其墮胎セシムルノ意ニ出タル者ハ輕懲役ニ處ス。(四)前二條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ癱瘓又ハ死ニ致シタル者ハ毆打創傷ノ各本條ニ照シ重キニ從テ處斷ス。

醫師が墮胎の婦女を診察して或る疾病又は骨盤の畸形、其他の事由に因り、妊娠満期まで胎兒を母體內に保続するときは、母體に危険ありと認定したる場合に限り、人工流産術又は人工早産術を行ひ、胎兒を娩

出せしむることあり。是れ亦墮胎たるに外ならずと雖も、此の如き場合は刑法の制裁を受くることなし、但し此の如き場合に於て施術するときは後日法律問題となるの虞あるを以て、必ず一人にて專行せず、立會醫師一名以上と協議し共同して施術するを方則とす。

冷奄法(レイアンホ)

此法は主に掀衝に應用するものにして、掀衝の初期に於て用ふ、然しながら膿を持てる局部には用ひざるものなり、故に此法を施すや、時々交換して冷ならしむるを可とす、若し其交換を怠りて爲さざる時は、却つて弊害を招くべき者なり、是れを施すには布片を冷水に浸し患部に貼附するなり、

冷奄法 肉羹汁

而して、度々取換へ暖ならぬ様にすべし。凡て水を用ふるには病褥又は衣服の濡れぬ様始めより注意すべし。

氷を用ひて、奄法を行ふには、即ち氷嚢を用ふ、此は氷を碎き氷嚢に半分より多く入るべからず、而して氷の全く溶解せざる内に入換ふべし、凡て氷嚢を使用するときは、皮膚と氷嚢との間必ず一枚の薄布を以て中隔をなすべし。

肉羹汁(ソツプ)

「ソツプ」は昔は一般に、素人も醫者も大に効あるがごとく稱したりと雖ども、「ソツプ」はたゞ、加里劑を含むを以て、死に瀕するものに用ゐて、僅かに心臓を激ますくらゐの價值あるに止まるものなり、何ん

となれば、「ソツプ」一合は固形體僅かに一匁なり、まかして是れ皆體質の分解を補ひ、又は體温を醸すに必要なものにあらずして、たゞ興奮劑となるのみに過ぎざるなりと。

素因 (ソイン)

素因(感受性)は之を三種に區別することを得べし、第一は其人自身が病毒に感じ易き傾きを有して居るものを云ふ、人に就ての素因是なり。第二は土地、若くは場所に付て、病毒の擴がり易き状態を有して居るものを云ふ、土地に就ての素因是なり。第三は春若くは夏、秋若くは冬と、季節に従ひ疫種の流行するものを云ふ、時に就ての素因是なり。第一、第二の素因に關して

は人力を以て之を左右することを得ると雖へども、第三の素因に至つては、中々に之れを如何ともする能はざるものなり、是に於てか衛生問題、倍々研究を要するに至るなり。

漕艇衛生 (ソーテイメイセイ)

漕艇は開窓新鮮なる空氣中に於て、特別なる装置及簡單なる器具により。踏板を踏むこと、腕を伸すこと、及び豫め前屈したる身體を展張する等により、不知不識の間に定型的全身諸筋の運動を遂行し、練體上有益なるは疑を容れずと雖も、之に對する衛生上の顧慮を缺くときは、其害は蓋し其利を償ふに足らざるべし、元來漕艇に於ける危険は日射病を以て主とす、何んとなれば

炎天艇上に全身の筋肉を一齊に運動し、皮膚血管は極度に擴張し、發汗甚しく血液中の水分は漸次蒸發して血液濃厚となり、全身の血量は血管内容と一致せざるに至り、初め潮紅したる顔面は次第に蒼白となり、冷汗は以て全身を被ひ、脈搏頻數幽微となり、呼吸短迫甚しきは假死に陥るに至るあり、故に漕艇者は之が豫防法として(一)白色寬裕なる漕艇服を着用すること、(二)運動過度に失せざること、(三)適當に渴を醫すべき飲料を艇中に準備すること等を戒意すべきこととす。

掃除と結核菌 (ツカゲキョク)

結核菌は有體のものなる故、濕氣を帯びたる所に附着せば浮動するものにあらず、

換言すれば結核菌を含める喀痰も水分を有せる中は無害なり、勿論之を嚙下するか、又は腸に觸れしむる如きは別なり、喀痰に濕氣ある時は遂に腐敗して菌は死滅するなり、乾燥せる喀痰は其危険云ふべからず、コルネット氏は肺結核患者の室内の塵埃中に、有毒なる結核菌の夥しく存在せるを證明せり、其試験によれば、患者の死後六ヶ月を経過せる室内に於て尙該菌の存在を認めたりと云ふ、去れば學校の如き塵埃の多き所にありては、掃除の際該菌ありとせば浮游するが故に非常に危険なりとす、抑も室内に於ける結核の感染は、掃除の際に於てせらるゝものと謂ふを得べし、掃除の間前後に於て、空氣中の細菌數に著しき差異あることはノイマン氏之を證明せり、同

氏の試験によれば、室内十立方「リートル」の空氣中八十乃至百四十個の細菌を認め、二時間を経過すれば、六十四個となり、四時間を経過すれば二十個となり、六時間を経過すれば四個位に減少すると謂ふ、即ち掃除後一時間呼吸する細菌の数は、其後の二十三時間呼吸する数よりも多きを知るべし、故に掃除後時間を経過すれば、毒菌に感染する機會は少き理なり、總て掃除の際は及ぶ限り濕布を用ひて拭き取るは安全なれども、帚を以て掃き立つる時は直ちに換氣を要す、而して近來小學校の如き、兒童に掃除番を命ぜる所尠からず、掃除の方法が如何に感染危険の多少に影響するかを想は、大に注意を要するなり。

鼠 毒 (ソドク)

鼠の怒る時は一種の毒物唾液中に現はるるものなれば、鼠の咬創は注意せざるべからず。潜伏期は一定せず、數日數週にして來るもあれば、數月數年の後に來ることもありと云へば、其咬まれたるときは態と創口より血を搾り出し醫師の許に至るべし。

通過毒 (ツイカドク)

多くの細菌は、幾遍となく適當なる動物體を通過すれば、毒力を強烈にするの特性を有せり、例令ば虎列刺菌の弱きものを取つて之を「モルモット」の腹腔に注射すれば、初めは之を斃す迄に六日又は七日を要したるものと雖も、更に其腹腔に發育した

る細菌を取つて、第二の「モルモット」に注射するときは、四日又は五日にして斃るるに至る、而して又第二の細菌を取つて第三の「モルモット」に注射するや、二日乃至三日にして「モルモット」を斃すことを得べし、斯く動物の身體を何遍となく通過したるものは、遂に僅かに二十四時か三十六時を以て通常の「モルモット」を斃すに至るべし、獨り虎列刺菌のみ然るにあらず、多くの細菌悉く然り、學問上之を稱して通過毒といふ。

墜 落 (ツイラク)

階梯を踏み外し、或は器械體操の不手際の失敗などより高所より墜落したる時は徐かに左の方法に隨ふを可とす、否らざれば

思ひも寄らぬ間違ひを生ずるとあるべし。

- 一、呼吸せざるものは人工呼吸法を行ふべし。
 - 一、出血したるものなれば假りに止血法を行ひ、戸板に載せて醫師の許に運ぶべし。
 - 一、脱臼(即ち骨外れ)又は骨折等ある場合は決して之に手を付けず、醫師の許に運ぶべし。
 - 一、人事不省なるときは胸を叩き「ホフマン」液又は醋を嗅がしむべし。
- 以上の外氷を求むる準備をなすべし、斯る場合は醫師を招くよりは醫師の許に運ぶの速かなるを忘るべからず、戸板に載せて徐かに運搬せば、大抵は其爲症狀を増悪することなし。

鼠(ネズミ)

鼠に咬まれる、や数日又は数月にして一種の病を發することあり、鼠に學者間の問題なる鼠毒症是なり、咬傷部には發炎を起し、全身も發熱し、麻痺、心臟衰弱、破傷風様瘡癩等の症狀を呈するに至る、特に皮膚に紫斑を生ずるは、本症固有の徴とす、「ペスト」病は鼠族の媒介する劇甚なる疾病なれば、之を捕殺することを持續的に厲行すべし。「ペスト」豫防法を見よ)

鼠驅除法(ネズミクチヨホ)

鼠驅除法とは、「ペスト」病豫防の目的を以て、鼠の數を減ずる方法を謂ふ、故に或は驅逐法もあるべく、或は殺鼠法もあるべし。

し、而して從來「ペスト」流行地に於ける實驗家の言ふところに據れば、鼠族の驅除法には、頗る多種多様ありて、何れの方法が果して最も良く効果を奏すべきやは、今尙ほ不明なりと。試に左に其方法の二三を掲ぐれば(一)鐵線製又は木製の箱等を以て生擒する法、(二)竹製又は鐵製の装置を以て壓殺又は絞殺する法、(三)戸板又は疊等を以て壓殺する法、(四)網又は袋を以て捕ふる法、(五)瓶又は桶中に溺死せしむる法、(六)罌紙を以て纏絡する法、(七)罎を以て誘ふて捕ふる法、(八)電撃法、(九)銃殺法、(十)巢窟搜索法、(十一)撲殺法、(十二)猫をして捕へしむる法、(十三)毒殺法、(一)亞砒酸(口)「ストリキニーネ」(ハ)燐等、夫れ此の如く許多の方法ありと雖も、要

するに唯一拔群の法無く且つ如何なる方法と雖も、屢々用ふれば遂には慣れて捕ふる能はざるに至る、故に何れの方法を問はず、常に彼是交換して用ゆ可し。(普通の家屋に於て最も簡單に使用せらるべきは諸種の捕鼠器なり「捕鼠器」の項を見よ)公力を用ひ大舉して鼠を驅除するには(十)(十一)及(十二)の方法を用ふるを可とす、(十二)の方法は「ペスト」病毒の存在する際は却て不可なり、是れ猫も亦「ペスト」に罹るべき動物なると、若し猫が「ペスト」鼠を食ひたる場合には、其鼠體中の「ペスト」菌を室内に散布するの危険あるとに因る。

鼠の検査(ネズミンケンサ)

鼠検査とは、「ペスト」豫防上必要なる事

項にして、鼠體に「ペスト」菌の有無を検索するの方法を謂ふ。蓋し「ペスト」病毒の伏在するや否を偵察するの手段なり、故に會て「ペスト」病毒ありし地、又は常に「ペスト」病毒所在の地と交通ある開港場、大都會等に在りては、常に此検査を施行して、以て大害を未然に防ぐの策を採らざるべからず。

鼠検査の方法及順序は次の如し、尙ほ前提として検査すべき鼠を得る方法を講ぜざるべからず、即ち(一)は斃鼠を發見したる者に届出を命じ(二)は買収其他の奨勵法を用ひて捕鼠を勉めしめ之を公けに届出しむると是なり。此の如くにして鼠を得れば先づ(イ)之を解剖す、解剖の類は其頸腺、顎下淋巴腺、鼠蹊腺に注意すべし、(ロ)脾臟より

乾燥標本を作る、此際は脾臓の大き、其色澤等に注意すべし、(ハ)標本を染色す、液は普通リヨフレル氏染色液を使用す、(ニ)顕微鏡下に検査す、此検査に於て疑はしき細菌を發見すれば則ち細菌學の方則に従ひ或はグラム氏染色法を行ひ、或は動物試験、培養試験を遂げて以て之を決定するなり。

鼠「チフス」菌 (チフスキン)

鼠「チフス」菌は、是迄人體に對しては全く無害なりとの試験成績に基き、廣く之を野鼠退治に使用されしと雖ども、近時歐洲に於ては、所々に鼠「チフス」の感例出でてしより深く學者の注意を惹起し、且つ一方には「バラチフス」の流行或は散發の續出せしより、遂に精密なる比較研究行はれ、バ

ラチフス」の病原菌と、鼠「チフス」の病原菌とは全く同一種物なりとの結論に達し、一定要約の下には、確かに人體に感染すること明了となりしを以て、鼠「チフス」菌使用に對しては充分なる注意を拂はざるべからざるなり。

猫 (ネコ)

猫の「ペスト」病毒に對する感受性は不定にして、之を實驗に徴するに、感受するもあり感受せざるもあり、然れども一般に言へば若き猫は感受性强きが如し、猫の「ペスト」に感受せし例は、曾てシドニーに於て發見されたることあり、我日本にては和歌山縣湯淺町一頭、横濱市一頭并に大阪市に二頭「ペスト」流行時に於て、何れも「ペ

スト」敗血症を起して斃死せしことあり、是を以て病毒の存在する場所にては、猫を飼養せざるを良しとす。

南京蟲驅除法 (ナキンムシ)

南京蟲は一に盜賊蟲と稱せらる、何んとなれば夜間燈光のある間は決して出でざるを以てなり、之を驅除するには「フォルマリン」瓦斯(田原氏消毒燈)薰蒸法、硫化炭素洗滌法、石油洗滌法等皆有効なりとす、故に物質或は場所の情況に依り、適宜以上の方法を選用すべし、近來の發見に係る、二度豆の葉を戸又板の透間等、本蟲の出入する所、又は棲息すると思ふ場所に貼布し置けば、之を捕殺することを得べし。

「ラムネ」の鑑定 (ラムネノカンテイ)

「ラムネ」の腐敗を簡易に試験せんには、其外觀及臭味に注意すべし、即ち不快にして腐敗臭味、又は醋様臭を有し、又は著しく濁濁し、若くは沈澱物あるものは、概して變敗に陥るの徴とす。

運動過度 (ウンドーカド)

運動及び遊戯の健康増進に著大の効力あるは謂ふ迄も無きことなりと雖も過度に運動するの害は又免るべからざるなり、米國の「ドクトル」クリーン氏は競争的遊戯の直接に人命に損失を與ふるの事例を調査し、千九百五年中其死亡數百二十八中、其五十は之より生起せる疾患に因り、七十八は種

種の傷痰に原因せりといへり、而して其疾患は多くは心臓病にして、イリノイス大學のジエームス教授も、運動家に心臓病多きことを實見し、「フットボール」及び「ベースボール」、又は「ローンテニス」に耽るものは、多く心臓衰弱に陥るを常とすと報告せり、元來適度の運動は却て心臓を強壯にするの作用あれども、兎角競争的のものは過度に陥り易きものなれば、従つて其弊害を受くることの甚しきものとす、就中満十八歳以下、身體仍ほ嫩弱なるの少年者は最も有害なりとすといへり、近時「ドクトル」ウエイル、ミッチェル氏は、運動遊戯過度の弊害として、一の決案を設定したりと柴田博士は語れり、(一)運動家は心臓病に罹り易し、而して其心臓病は或は生理的肥大

なることあり、擴張を兼ねる肥大なることあり、心内膜炎なることあり、心筋炎なることあり、又は種々の瓣膜傷害として現はる、ことあり、(二)運動家に肺炎を發したるときは死を致すこと多し、蓋し常に心臓障害を之に併發すればなり、(三)運動家は傳染病に罹り易く、且つ死亡に陥ること多し、(四)運動家の死亡原因中、肺結核は頗る其多數を占む、(五)運動家の平均的死亡年齢は普通生活を營む者よりも迥かに短少なり、(六)千九百五年の遊戯季節中、米國に行はれたる「フットボール」は悲むべき遭難及び致命の原因となりしこと極めて夥しく、全く其危険を防止せんが爲め、之に干渉するの必要は明白となれり、(七)總て運動的遊戯の理想は、人格を高尙にし、勇壯

なる男子を養成し出さんと欲するにあり、決して不具者と罹病者とを増加し、甚しきは夭折者を生ぜしむるの目的には非ざるなり、故に過度の競争は嚴に之を戒しめざるべからず云々。

登山(不熟練) 四一、〇二四
右の如く運動活潑なるときは、炭酸の量三倍以上に達するものなり。

運動の効力(ウインドノコリヨク)

體操は勿論、登山は著しく呼吸作用を催進して全體を新陳代謝せしむるの効あり、今炭酸の一點に就きて見るに一定時中に呼出せる分量(瓦)は左の如し。(ゲールペール氏)

静謐	一一、七〇六
歩行(平地)	一七、三九〇
登山(熟練)	三二、〇六二
登山(不熟練)	三九、九三九

衛生(エイセイ)

衛生を稱して「ヒギアイネ」と云ふ、蓋し健康を保護する所のヒギエイアと云ふ女神の名に取りたるものなり、此のヒギエイアはエスクラピオスと云ふ人の女にして、其神像は體に蛇を纏ひ、手に杯を持ちて蛇を養ふの狀を爲せり、蓋し蛇は健康の徴表にして、今尙ほ外國にては醫家の記章とせり、左れば衛生學の性質も此理に因つて推知し得らるべく、即ち健康を保護し、且つ増進すると云ふ義に過ぎざるなり。

衛生事務の沿革 (Jエイセキム)

第一期、(衛生事務勃興時代) 明治六年三月文部省中に醫師局を置く、其六月太政官より醫制の取調を命ぜられ、十二月稿成る、無慮七十六條、之を本邦衛生事務着手の權興とす。

明治八年三月、醫制を刪正して醫學教育に係れる事項を除去す、是れ衛生と醫學との事務を截然分劃せしにあり。

明治八年六月、太政官令して衛生事務を文部省より分離し、之を内務省に屬す、其七月内務省中に第七局を置きて該事務を處理せしむ、次で第七局を改めて衛生局を置く、衛生局の名始めて此に現はる。

明治十一年五月、五月二十七日乙第四十

四號)始めて衛生擔當吏員を各府縣に置き、以て衛生の事務を施行せしむ。

明治十二年十二月、(十二月二十七日乙第五十五號)始めて各府縣に衛生課を設置し、課長を選任し、職務章程を定めしむ。

明治十三年二月、(二月二十八日太政官達第十六號)衛生事務の擴張を計る爲め定額の増加をなせり。

此期間に於ける衛生の事務は、専ら人を得て事に就かんとせし時代にして、其地位を高等にし、定員を増加し、府縣知事の權内に屬する分課までに立入りて、章程を本省より示達し、或は衛生課員をして他課を兼任し、或は下級の屬官に事務を兼任し、増加の定額を他に融通することを制限し、三府四港の各地方は判任官各七名、(一名金

三十圓)其の他の地方は各五名、(一名金三十圓)と嚴重に之を緊束し、以て責任ある事務を取らしめ、努めて斯道の普及擴張を謀れり。

第二期、(衛生事務不振時代) 明治十九年七月、(七月二十日勅令第五十四號) 地方官制の改變に伴はれて第二部に附屬し、同二十三年十月(十月十日勅令第二百二十五號)の改制には内務部第三課に分屬し、踵て同二十六年十月、(十月三十一日勅令第六十二號)に依りて警察部に移されたり。

第三期、(衛生事務復興時代) 明治三十一年十月(十月二十八日訓令第九四五號) 各府縣警察部内に衛生課を獨立せしめ、以て今日に至る、之を明治衛生事務の沿革の概要とす。

衛生行政 (ヌイセイギョーセイ)

衛生行政とは、讀んで字の如く、衛生に關する行政を謂ふ。少しく細かに之を解釋すれば「衛生行政とは、衛生學の要求する所に従ひ、民衆の健康を保持するに因りて、國家の生存條件を完うせんが爲に、國家及び自治團體に依りて行はる、行政の謂ひなり」と謂ふを得べし。(法學士小原新三)

衛生行政は其標準とするところに従ひ、之を種々に區別するを得べし、即ち(イ)中央衛生行政及地方衛生行政 (ロ) 官治衛生行政及自治衛生行政 (ハ) 普通衛生行政及特別衛生行政 (ニ) 普通衛生行政及衛生警察行政 (ホ) 行政の目的が單に衛生上にのみ存するもの及然らざるもの (ヘ) 保健行

政及醫藥行政是なり。

(イ)中央衛生行政とは、全國を通じて同一に行はる、所の衛生行政を謂ふ、即ち内閣總理大臣、内閣、内務大臣、及文部大臣に依り(是等を凡て中央衛生行政機關と謂ふ)統轄して行はる、ものにして、地方衛生行政とは、各地方に於て、個々獨立に行はる、所の衛生行政を謂ふ。即ち各地方衛生行政機關に依り、其官制又は法令上の職權に基づき、行はる、所の行政を謂ふ、例へば臺灣總督及内地に於ける各地方長官の行ふもの之に屬するが如し。

(ロ)官治——とは國家が直接に自己の事務として行ふ所の衛生行政を謂ふ、例へば彼の海港檢疫事務の如き是なり之に反して自治——とは自治團體が、自己の生存の爲

に自から必要と認めて行ふもの并に自治團體の生存の爲に國家より強制せられて行ふ所の衛生行政を謂ふなり。

(ハ)普通——とは廣く一般に關係を有する衛生行政を謂ひ、特別——とは、軍隊監獄、學校、工場、及交通機關に關する衛生行政を謂ふなり、即ち甲は廣き意義のものを指し、乙は狭き意義のものを指して謂ふに過ぎず、故に此分類は敢て正確なる標準に基づきたるものには非ざるなり。

(ニ)普通——及衛生警察行政とは前項に述べたる如く甲は普通一般に行はるるものを謂ひ、乙は衛生警察の範圍内に於て行ひ得るものを謂ふに過ぎず、故に此區別も亦た必ずしも正確なりといふ能はざるなり。

(ホ)行政の目的が單に衛生上にのみ存す

るもの及然らざるもの、區別は或る行政の目的が只衛生一點張なると他の目的と抱合するものとあるの謂ひにして例へば、上水道、下水道、汚物、飲食物、傳染病及醫藥等の如きは、前者に屬し、道路行政、風俗警察、營業警察、精神病者看護法等の如きは後者に屬するものとなすが如き是なり。

衛生技術員とは醫師、藥劑師、化學者等にして直接に中央官廳若くは地方官廳の衛生行政事務に當る者を稱するなり、即ち或る技術を有する衛生官吏に限り此名稱を附すべきものたるなり、例へば中央官廳に於ては、衛生局に於ける内務技師、臨疫事務官、内務技手等を指し、地方官廳に於ては、府縣第四部に於ける(警視廳に於ては第三部、東京府に於ては第一部の庶務課)衛生事項を取扱ふ技師技手の類を謂ふ、然るに地方官廳に於ては往々此名稱の適用を誤り屬若くは警部にして衛生課に勤務する者は、悉く此範圍内に收め、或は何等の特別技能無き者をも、衛生技手に任用し居れ

る所なきにわらず、共に其當を得たるものと謂ふべからざるなり、只地方に於ける公立病院の醫員及薬局員等は、法の所謂直接衛生事務に當る者に非ずといへども、均しく之れ衛生技術員と稱するを得べきこと、固より論を須るざるところなりとす。

衛生組合（ヌイセイツミアヒ）

衛生組合は法律第三十六號傳染病豫防法第二十三條に據り設けられたる者に係る、其の組合設置の主旨とする所は、隣保相助け相戒めて相互の健全幸福を圖るにあるなり、元來傳染病の豫防は、個人衛生の發達如何に關係すること頗る多大にして、然かも衛生的自治の基礎は、之を個人衛生の進捗に待たざるべからざるが故に、此組合の

設置を促がすに至りたるなり、而して其依據する所は、即ち舊來の五人組制度の如く、連戸適宜に相團結して、以て一人一家を増大にしたるの謂に過ぎざるなり、然り而して、其事業たるや間接に市町村の事業を補助し、上級機關と相待つて豫防上の効果を結ぶべき筈のものなれば、市町村は其市町村内の衛生組合に於て、傳染病豫防救済の爲め支出する費用の全部又は一部を補助することを得と規定せられたる保護法もあるなり、故に當該吏員は最も力を此組合の發達に用ゐ、以て適宜に且つ順正に進歩せしめざるべからざると同時に、組合員も又大に自治衛生の上に顧慮する所なくんばあるべからざるなり、約言すれば衛生組合は防疫機關の主腦なり、自治自衛の本源なり、

故に個人衛生の發達を喚起して、疫病を未發に防ぎ、以て市町村住民の安寧強健を謀り、公衆衛生進歩の原動力となり、富強の淵源を構成する大なる責任あるものと謂ふべきなり。

鉛 毒（エンドク）

鉛の中毒に急性及慢性の二種あり、急性中毒とは、誤つて鉛糖、鉛醋等を服用したる時に生ずるものにして、一二時間の後には其症狀を呈するに至るべし、要するに其遲速は毒物の溶解さるゝ難易に由るものと知るべし、今假りに彈丸の如きものを嚥下したりとせば、他の異物嚥下の時の如く、炭たる甘薯の如きものを多量に與へて、之を腸に下行せしめ、糞便中に排泄せしむるも

可ならん、又化學的解毒劑として、硫酸ナトリウム、(芒硝)或は硫酸「マグネシウム」(瀉利鹽)液を、大量に與へ、鉛をして難溶化合物として、鹽類の催下作用に由り排泄せしむることに努むべし、併し此際注意すべきは、坐位を取るか、又は散歩せしむるかをとり、静臥せしむべからざること是なりとす、慢性中毒とは、多くは衛生上の不注意よりして、鉛毒を體內に蓄積せしむるに基因す、例へば鉛の職工の如き、(活字は鉛四分、「アンチモン」一分より成り、而して砒素之に混ず、活字箱の塵には、一瓦中、鉛五七、七密瓦、「アンチモン」一八六、八、砒素痕跡あり)俳優の如き之に罹り易しとす、要するに發病に遲速あるのみにて、鉛毒を受けて止まらずんば、異日突如として毒

性の顯はるゝや必せり、現今坊間に販賣せらるゝ白粉に就ても然りとす、尙ほ白粉の項を見よ。

繪具 (エノケ)

繪具の中には、其毒性紫鉛筆以上のもの多く、雌黄は砒素の化合物にして、往時より畫家は其門人を戒めて、之を染めたる筆は決して甜めさせざりし程のものなり、又一般に雌黄と稱し居る藤黄は、劇しき下痢を起す有毒性の護膜脂にして、クロムエロールは俗に綠青と稱ふるものなり、其他「エメラルングリーン」は銅の化合物、岩綠青は砒素の化合物なれば、何れも有毒なること勿論なり、左れば兒童等の弄ぶ畫筆は深く注意せざるべからず。

襟卷 (エリマキ)

襟卷は之れを常用するが爲めに、之れを去るときは感胃に罹るなり、蓋し之れを廢するに若かず、故坪井博士(次郎)は其の著生理學に説いて曰く、襟卷はなくてもよし、何となれば頸以下は衣服に包れたる皮膚と、衣服の間の空氣は高温の爲めに温められ、絶えず襟の間に昇りつゝあり、頸に布片を纏はずとも、頸は十分に暖を保つものなり。

嬰兒の啼聲 (エイジノナキゴエ)

未だ言語を爲さざる嬰兒にありては、其の意思を告げ若しくは苦痛を慰んとするに、唯啼くの一法あるのみ、故に母たるも

のは常に其啼聲に注意を拂ひ、不完全ながらも之に依りて其慰ふるところを搜らざるべからず、産婆界に於て多年經驗に富める老練家、西尾京子氏の説に據れば、大略左の如し。

- 一、大聲でもなく、小聲でもなく、頻りに泣き續くるは決して悪しきにあらず、運動の一として、斯る時には泣くに任せ置くべし。
- 二、早産兒は決して泣かぬものなり、故に前記の理由より、痛みを與へざる程度に於て、刺戟を與へて泣かすを可とす。
- 三、饑渴を慰ふる時は、乳を求むるが如く、口を開きて泣くべし、然れども、決して定時刻外に乳を與ふべからず。
- 四、口にて母親の指を咬み、又は嬰兒自

から手の掌を握り、或は開き又兩足を伸縮して、烈しく泣き叫ぶ時は、必らず腹痛の意を示すなり。

- 五、着衣の紐が固く過ぎるか、若しくは膚に塵など附きて痛みを發する時は、頻りに首を動し、眉間へ八の字を寄せ、力なき泣き方をなすなり。
- 六、氣分の悪しき時は能く寐入らず、泣いて目をねむり、又眠りては又泣く、即ち間歇的の力なき泣き方をなすなり。
- 七、過度の寒暖に依りて泣く時は、其體に手を觸れば能く分るべし。
- 八、腦膜炎の時は泣かず、唯四肢を動かすと見れば、又突如として泣くことありて、同時に腹壓を起すものなり。
- 九、泣き聲の間に咳するは氣管に異状あり

るなり、併し之が生れた計りの嬰兒なるか、更に六ヶ月以後のものにありては、

- (一) 意に逆ひたる時は烈しく泣き叫ぶ、
- (二) 睡眠を催せし時は、如何にも物憂げに泣く、欠伸しては泣き、泣きては又欠伸するも同様なり、
- (三) 眠より醒めたる時は甚だ鋭し、
- (四) 悲しき或は淋しき時は嘔吐す、
- (五) 飢渴の時は涙を流して泣く、
- (六) 身體に故障あるときは、其故障ある場所により泣き方も異れり、齒の痛む時は大に「ヂレテ」泣き、耳の痛む時は鋭き聲にて苦し相に泣き、腹痛の時は泣き聲に間斷あり、兩脚を締め大に力む。

以上は健康の場合にて、此の外病氣の時は、(一) 氣管支加答兒は咽喉に痰の残り居るが如き聲にて泣く、(二) 肺臓に故障ある

ときは泣くと云ふよりも、寧ろ呻吟と云ふを適當とす、(三) 腦膜炎のときは泣き聲中に強く、聞くに忍びず、(四) 一般に重病のときは其泣くとき涙を流すは先づよき方なれど、萬一涙なき時は特に大に注意を要することと知るべし。

遠視眼検査法 (コンジュンクタンケ)

凸面「レンス」を用ひずして、遠視眼なることを検査する法、即ち學校生徒の多數の視力を検査するに當り、遠視眼の疑ある場合に、簡單に遠視なることを知るに眼鏡を用ひずでは確なるものなし、唯他覺的固有の變狀として、眼球は正視眼に比し概して小に、眼軸は短くして、眼球の回轉は前後に扁平なり、又時により眼窩は狭小にし

て、顔面も矮小、發育不充分なるを認むることあり、瞳孔も多くは小にして前房に淺狭なるを認む、元來遠視眼者は、遠見にも調節を要するものにして、其は近見のとき殊に著し、故に此調節機能の多少により近業をなすときに屢々眼の疲勞を來し、時々物象は朦朧となる暫らく眼を休むるときは直に恢復すれども、暫らくして又此症狀を來す、而して頭痛、神経痛、結膜充血「カタル」などを屢々起すことあり、内斜視も伴ふこと稀なり。要するに正確なるは眼鏡を用ゆるにあり。

蚤 (ノミ)

蚤は人間と鼠族間とに於ける「ペスト」媒介をなすものなり、動物學上人蚤と鼠蚤

とは別種にして、人間を襲はずと稱すれども、實際は然らざるもの、如し、假りに鼠蚤は人を蝨さずとするも、人蚤によりて人より人に傳染せしむべきは異しむに足らざれば、戒意せざるべからず。

腦振盪 (ノーショント)

轉倒したり、墜落したり、落馬したり、又は汽車、電車等の衝突したる刹那、俄然として腦の劇しく振動せられたる場合に起るものにして、即時に人事不省となり、顔面は蒼白色を呈し、皮膚は厥溫し、脈搏は遅徐として小となり、呼吸は淺弱となつて昏醉の状態に陥るものとす、二三時間にして死することもあれば、又無事なることもあり、應急の手當としては患者を安靜に仰臥

せしめ、能く顔面に注意して蒼白色が復舊せざれば寧ろ枕を低くすべし、特に戒意すべきは一切の内服薬を興ふべからざることは是なり、何んとなれば呼吸器、即ち肺に液体の入る處あればなり、直に醫を迎ふべし。

腦貧血(ノーヒンケツ)

劇しく精神の感動を受けたる時、又は大出血の後に起ることあり、顔面は蒼白となり、或は眩暈することあり、或は耳鳴することあり、或は嘔吐することあり、或は睡眠に陥ることあり、而して瞳孔は散大して人事不省となる此場合には患者を平臥せしめ、枕を撤し頭を足部よりも低からしめ、以て血液を腦に呼ぶ事に努むべし、水を飲み得るならば「ホフマン」液を興ふ、芥子泥

を胸部に貼布するも、又應急の一たるべし。

腦充血(ノーツユケツ)

長時間熱湯に浴したり、又は盛夏炎天に長途の旅したり、總て血液を頭部に集注せしむるが如きも本症の原因となる、特に便通の不充分なるときは發病し易きものとす、而して眼球は赤く朱を注ぎたるが如く、頭痛を起し、眩暈を訴ふるを常とす、俄然として劇度に来るや人事不省となるなり、斯る場合には腦貧血のそれと反對にして、頭部を高くし、氷塊を以て終始額及頸の邊を冷し、直に醫を迎ふべし。

空氣傳染(クイキテンセン)

空氣傳染は近時學者の重きを措かざるも

のに屬すと雖ども、結核、肺炎、「ペスト」等は、其菌若し空氣中に飛散し游離し、然かも未だ死滅せざる時は、空氣の媒介に因つて傳染することあるや必せり、而して其空氣中に飛散游離するの狀況に關しては大に説あり、患者の咳嗽、噴嚏或は談話の際に於て、空氣中に飛散する場合に主として傳染するものなりとするあり、或は塵埃に混じ、之と共に飛散して他の呼吸に入りて傳染するものなりとするあり、前者はフリツゲ氏の主張する所にして、後者はコルネット氏の論ずる所なりとす。

活版工(クワツパンコ)

活字は鉛四分、「アンチモン」一分より成り、且つ砒素之に混ぜり、植字箱の塵には

一瓦中、鉛五七、七密瓦、「アンチモン」一八六、八、砒素痕跡ありしを報告せし學者ありき、而して消化機病及呼吸器病最も多く、肺結核又屢あり、故に工場は換氣に注意し、植字箱は掃除し、職工をして業後必ず手洗はしむべし。

花柳病(クワリユビョウ)

花柳病とは、微毒、下疳、淋疾の三病を總稱したる名稱にして、獨逸語の所謂 *Die venereischen Krankheiten* を謂ふなり。花柳病などとはチト美しく過ぎたる名なり、是れは是れ等の病が、多くは遊蕩の結果、即ち情事を解したるものに起るよりして、攀柳折花といふところより命名したるものならん。

是等の病は本邦に於いて随分古くよりあり、文明の進歩と共に、頗る非常の蔓延を來せり。而して其結果は國民の健康を傷害し、國家の元氣を消耗せしむること、急性傳染病よりも甚し、故に識者は此病を以て彼の恐るべき結核病と同一なりとし、其蔓延を防遏せんが爲に、先年來日本花柳病豫防會なるものを組織し、多數の會員を募りて、此事業の遂行を期しつゝあり。

換氣(クワンキ)

空氣は千分の七百八十八分の窒素と、二百七分の酸素と四、七分の水及び〇、三分の炭酸と、一二稀なる化學的成分と、微細なる固形物とより成る混合瓦斯なり、其室内に於けるものは室外に於ける成分と全く

集成を異にし、室内にありては居住人の呼吸、燈燒、薪炭の燃焼等によりて、大に炭酸及水分の含量を増加するを常とす。

人の呼吸の外、他の原因によりて發生したる炭酸は、千分中の十分即ち、平常の三十倍以上に至るも人體には影響する所なしと雖も、室内に於ける人の呼吸より生じたる炭酸の増加、千分の一即ち三倍以上に至る時は、頭痛惡心の如き不快の感覺を生ぜしむるなり、是れ多人數の室内には一種の臭氣を生ずるに原因す、蓋し人體より揮發する「アルカロイド」なるやも知れずと云ふ説あり。

人の居住する室内の空氣の斯く不良なるは免るべからざる結果にして、其空氣を流通交換するの必要なるは云ふまでもなき事

上大切なる事柄と知るべし。

果物(クワフツ)

其種類によりて衛生上に與ふる効能を異にす、之を大別すれば、

- 第一、酸味を有するもの、
- 第二、甘味を有するもの、
- 第三、澁味を有するもの、
- 第四、油質を有するもの、
- 第五、澱粉質を含むもの、

而して、櫻實(サクランボ)櫻莓(オランダイチゴ)覆盆子(クサイチゴ)「グロースベリー」桃實、林檎、「レモン」橙子の類は第一種に屬し、衛生上殊に價値あるものなり、併し櫻實は胃神經病を患ふる者には宜しからず、又櫻莓、覆盆子は膽汁過多の者、

にして、學問上の規則に従へば、大人一人毎一時間に要する空氣交換の量は、三十二立方「メートル」とし、一人に對する室内の容積十立方「メートル」以上と規定せるを以て、多人數集合せざる様注意を要するなり、併して日本の家屋は障子類の開閉自由なるを以て、十分に換氣の方法を營み得べし、たゞ窓の閉鎖嚴重なる家屋にありては、數人同寢せざるを宜しとす。

呼吸以外の害因は閉ぢたる室内に於て炭火を熾ならしむるにあり、炎の不完全なる燃焼より生ずる酸化炭素なる劇毒は、頗る寒心すべきものにして、密閉したる洋風の室内にて之が爲め昏倒死亡したるが如き實例乏しからず、要するに時々室内を開放して、新鮮なる空氣を流通せしむるは、衛生

多血性のもの、痛風患者に用ひて大なる効能あるも、痲病ある者若くは其兆候ある者は決して之を食すべからず、梅實は一般に衛生上價値を有するのみならず、痛風、痲質斯等の諸病には豫防の効能あり、葡萄は果物中滋養分を含有すること第一等にして、彼の乾葡萄の如きは食慾乏しき患者に與へて最も妙なり、其他この葡萄は一般に健康を進むるのみならず、貧血、胃弱、肺癆等の諸症に用ひて特效を有し、肝臟病、痛風の類には顯著なるものなり。

元來果物は未熟のものを食すべからざるは云ふまでもなく熟したるものと雖も、煮沸水にて洗ひ皮を剥きて食ふべし、林檎、梨、桃の如きは煮て食する方安全なりとす、如何となれば、蛔蟲其他寄生蟲の危険ある

のみならず、果物の皮は不消化にて腸胃の働きを害するの憂あればなり。要するに人體は冬は體內に於ける酸化燃焼の作用を盛ならしめて、體温を供給する必用あるべけれども、夏期は全く之に反して、身體を清涼ならしむるの必用あり、果物は此目的を達するに必要にして、自然は人類にこの最好の清涼劑を供給しつゝあるなり、殊に血液を新鮮ならしむる最良の食品とす。

臥位 (グワイ)

眠る時は右脇を下にすべしとは夙に學者の唱道する所なるが、之に適當したるは竹中醫學士の説なり曰く。

『胃病』あるものは右側臥を奨励す、其理

由は胃の出口は本人の右方にあるを以て右方を下となす時は、胃の排出上に理學的便宜を興ふるが故なり。

『肺病』の爲にも又右側臥を良とす、何となれば空氣の多量に入る方の側に肺病の初發するは殆んど確定せる學説にして、右肺の氣管枝は左肺の之に比して直徑大なり隨ひて右肺は左肺よりも空氣(之れに據りて細菌も又)入り易く、事實に於いて結核は左肺よりも右肺に多きなり、今右側を下にして眠る時は、右肺に入るべき空氣多少減せられ、炭酸の排除も或る度に於て妨害せらる、炭酸多き肺には結核發生せざるものなるを以て、肺に炭酸を貯ふるは、結核に對する一の防禦具なりとす。

『肺炎』の一にして『沈下性肺炎』なるものあり、久時仰臥する時は肺の最も低き部に鬱血を起して本症を發することあるが故に、體力薄弱なるもの、久時仰臥するは良しからず。

『卒中』を起したる患者は、手足の麻痺せる側を上にして眠らしむべし、左すれば腦の出血する部が枕に觸る、様になりて、多少患部の安靜を保ち得て、再度の出血に對し若干の豫防となるなり。

玩具 (クワンダ)

玩具の着色料に就ては、其の筋の調査に係り、發賣を嚴禁され居るに係はらず、往販賣せられあるを以て注意せざるべからず、今一二の有害なるものを舉ぐに、赤色

には酸化鉛、綠色には亞砒酸銅、黄色には硫化砒素等を含むものあり、獨り之れのみならず、玩具に因つて恐るべき疾病を傳染せられたる實例あり、ストツガルトの玩具商が、種々の喇叭を吹き試して賣りたる爲め、此の店より喇叭を買ひ求めたる百餘人の小兒は、悉く梅毒に罹れりと、元來梅毒は口内に病竈を發し、唾液内に病毒を含むを以てなり、心あるものは注意せざるべからず。

藥物消毒 (ヤクブツシヨードク)

藥物消毒とは、傳染病毒に汚染したる家屋又は物件に對し或藥品を用ゐて其病毒を撲滅する方法を謂ふ。詳しくは『消毒藥』の項を参照すべし。

夜具 (ヤグ)

夜具は一の睡衣なるを以て、晝間の衣服と同一の要約を備ふべきは勿論、却つて一層上乘ならざるべからず、人の睡眠中は内部の血液をして、多く外圍に注ぐ様にせざれば、皮膚を温めて其血管を擴張せしむる能はざるものなり、故に晝間の衣服より温ならざるべからず、若し夜具が寒冷を感ずるとせば、其刺戟の爲に皮膚の血管は收縮せられ、血液は多く内部に湊まりて、外圍に温を興へざるを以て、腦も安息することなくして、終夜安眠を取ること能はず、曉告ぐる頃には精神疲勞して不快を感ずるに至るべし、斯くの如きこと連夜に亙るときは、遂に重き病を發するを以て、努めて快

温を求めて快眠せざるべからざるなり、然らば夜具の程度如何と謂ふに、普通の室温にては夜具の空氣層は四〇「ミリメートル」となし、内部の温は殆んど皮膚温に等しからしむる様にすべし、此の目的ならば、四布蒲團一枚に要する綿の量は約二貫目にて可なるべし、而して天氣快晴の日には、努めて日光に曝露すべし、日光は細菌を死滅せしむる効力あるの外、着用久しきに亙りたる夜具の屑をして、膨脹回復せしむるの利あり、其曝露すべき時間は、十時より二時の間を以て好適となす、何んとなれば學理上射光は薄弱なるを以てなり。

藥品巡視 (ヤクヒンジュンシ)

藥品巡視とは、明治二十二年三月法律第

藥品巡視

十號藥品營業並藥品取扱規則第三十八條に「内務大臣ハ監視員ヲシテ薬局及藥品ヲ販賣又ハ製造スル場所ヲ巡視セシムルコトアルベシ」とあるに基づき、同年同月省令第四號を以て藥品巡視規則を定め、以來引續て行はるゝものなり。該巡視規則に従へば、(イ)衛生官吏、警察官吏及藥劑師を以て監視員と爲すこと、(ロ)薬局を巡視する際は「(一)藥品(二)取扱規則第十二條(日本藥局法第一表藥品備付)第十三條(秤量器の精否、權衡は少くも一「サンテグラム」を定量し得るや否)第二十八條(貯藏法所定に従ふや否)第二十九條(劇毒藥の區別毒藥の貯場に鎖鑰の有無)第三十六條及第三十七條(藥品の容器又は包紙に藥名記入、製造所名の記入の件)の事項(三)調劑録を檢

査すること、(ハ)販賣又は製造場所を巡視する際は(一)薬品(二)取扱規則第二十二條(容器を開きて零賣を許さざる件)第二十八條、第二十九條、第三十六條、第三十七條(前記参照)の事項を検査すること、(二)公立病院及醫師の調劑所に臨み検査すると、(ホ)巡視の時間は午前八時より午後五時迄の間たること、(ヘ)必要量の薬品を携へ歸りて検査すること、(ト)監視員の検査に費消せし薬品は代價を請求するを得ざることをの規定あり。

然るに同年九月廳府縣に對し、訓令第三十八號を以て、此巡視事務を地方廳に於て施行すべき旨達したり。由是觀之、薬品巡視は規則の正文に於ては、内務大臣の行ふべき所なるに拘らず、訓令を以て地方廳の

施行に移されたるものなり。元來法律が特に行政機關を指定して、或種の事項を其權限に委ねたる場合に、其行政機關が自己の便宜に依りて擅に之を下級行政廳の權限に委ぬるが如きは穩當ならざることなり、然れ共現行の實際は如上の訓令によりて地方廳に於て薬品巡視の事を行ひ居れり。

監視員は巡視の際、其證票を携帶すべしとの規定あるを以て、假令ハ警察官吏にして、正當服裝ある者と雖も、此際は必ず薬品監視員の證票を携帶するを要す、從て被巡視者は、此證票を所持せざる監視員には臨檢を拒絶するを得るなり。

監視員は規定の上より言ふも、衛生官吏一人のみを以て巡視する能はず、然れ共衛生課の主任警部なるときは一人にて衛生官

吏と警察官吏とに當て、之に藥劑師たる技手を加へて、巡視するも差支なしとなり尙ほ『藥局』『衛生官吏』等の項目を参照せよ。

藥劑師 (ヤクサイシ)

藥劑師とは、藥局を開設し、醫師の處方箋に據り、藥劑を調合する者を謂ふ。(明治二十二年三月法律第十號藥品營業並藥品取扱規則、第一章第一條)此定義に従へば、藥局を開設せざる者は、藥劑師と稱する能はざるが如しと雖も、決して然らず、藥劑師免狀を有する者は、假令ハ官吏たるにせよ、製藥會社に奉職するにせよ、均しく是れ藥劑師たる事勿論なりとす。

同法同條の第二項に従へば『藥劑師ハ藥品ノ製造及販賣ヲ爲スコトヲ得』との規定

あれども、要するに一の資文たるを免れず、即ち是等の規定なくとも法文中に禁止の規定なき限りは、藥劑師は當然の權利として、是等の業務に従事し得べき身分なればなり。

藥劑師の資格に就ては、(イ)滿二十年以上にして(ロ)藥劑師免狀を得たる者に限り、又藥劑師免狀を得るには(イ)正規の國家試験に及第すること、(ロ)醫科大學藥學科若くは文部省直轄醫學專門學校藥學科の卒業證書を有すること(ハ)外國の大學藥學科若くは藥學校を卒業し、或は外國に於て藥劑師免狀を得たることの何れか一あるを要す。

藥劑師試験は毎年春秋二回文部省直轄の下に施行す、其現行試験科目は左の如し。

(學說) 物理學、化學、植物學、生藥學、製藥化學。

(實地) 藥品鑑定、調劑術、製練、分析術。

藥種商(ヤクシユシヨ)

藥種商とは、他人の製造に係る藥品(血清類及痘苗をも含む)を、販賣する營業者を謂ふ。明治二十二年三月法律第十號『藥品營業並藥品取扱規則』によれば、藥種商は(一)地方廳の免許鑑札を受く可きこと。(二)劇毒藥は藥劑師、衛生試驗所又は製藥者に於て緘封したる容器を開きて零賣する能はざること。等の規定ありて、他の藥劑師、製藥者とは大に其趣を異にせるものあるを見るべし、是れ畢竟藥品に關する、専門的知識を有せざる一個人なるが故なり。

埋葬(マイソ)

埋葬は其種類甚だ多し、而して此事たるや人生大禮の一に屬し、且つ宗教上の關係も大なりとす、印度にては宗旨に依りて或は火葬し、或は水葬し、或は土葬せり、希臘人は火葬、土葬共に行はれ、羅馬人は專ら火葬を取れり、波斯人は一種の奇葬を行へり、即ち地上に一の高塔を築き、屍體を之に置きて群鴉の攫み食ふに任せり、韓國の僧侶間にも之に類似せる葬式あり、而して同國一般の葬法は風葬を用ひ、白骨を見るに及びて始めて埋葬すといふ、又古の埃及人は木乃伊法を用ひ、今の伊太利又は西班牙人中には、往々地上の鳩窠葬あるを見る、黒海東岸のコルチス人種、及「アイヌ」

の一屬には、水葬の式を用ひたることあり、其他鹽藏法、硝子棺若くは石鹽棺の法あり、然れども衛生上よりは寧ろ習慣上の關係よりして、古今東西土葬を以て、國々の本葬とせるが如し。

●火葬の土葬に優るは論を俟たず、獨り墓地の設定に多くの敷地を要せざるのみならず、屍體土中に腐敗して以て衛生上に危害を興ふるの憂もなく、特に傳染病の屍體の處置に於て之より安全なるはなし、又戦地の一衛生法としては火葬を稱揚するものなり、千八百七十年「セマン」の戦、及明治二十七、八及び三十七、八の戦役に於ても専ら火葬を用ひたり、戦役に伴ふ疫病の免るべからざるは事實なれば、最も缺くべからざるは火葬法なりとす、然れども一般に火葬

を以て葬法となすべからざる場合あるは、蓋し(一)生焚の恐ある事、(二)司法上の關係あるに由る事、(三)經費上の關係に由る事等なりとす。生焚の恐を絶つには、蘇生信號器の装置を備へざるべからず、猛毒を以て殺害せられたる痕跡を發覺するには火葬を避けざるべからず、如此公衆の安寧を維持せんと欲する前には、衛生上の顧慮も一步を譲らざるべからざることあり。

●火葬の方法の同一ならざるあり、(一)は火葬後遺骨を瓶に納むるあり、又直に埋葬するあり、或は空氣中に散亂せしむるもあり、本邦に於ては淳和天皇の遺詔に依り、火葬し奉り、御骨を大原野に散亂せしめたまへり、故に同天皇には御陵なしといふ。佛敎の我國に流布せし以來、佛語にて茶

毘又は開維といふ)火葬大に行はれ、持統天皇遺命を以て之を行はれ、靈元天皇は其不仁なるを詔りし給ひしが、御厨の魚屋八兵衛なるもの、熱心に運動したるを以て、遂に天皇を土葬し奉りたり、是れより至尊の葬は永く火葬を停められたり。

改葬は一般に已むを得ざる時にのみ於てするものなり、其季節は寒冷の候朝間に於て之を行ふを善しとす、而して其發掘に従事するものは勿論、近傍の人々に危害を及ぼさざらんことを努め、塋穴を發しても充分空氣の通換したる後に於て棺を擡ぐべし。

墓地と住居との距離は、土地の情況に應じて各市郡町村にて定むるものなれば、通則を與ふること能はずと雖も、衛生上如何を審査すべきは勿論なりとす、明治十七年

十一月内務省達乙第四十號、墓地及埋葬規則細則標準第二條に依れば、新設せる墓地は國道、縣道と、鐵道、大川に沿はず、人家を隔つること凡そ六十間以上として、土地高燥、飲用水に障りなき土地を選ぶべしとありき、尙ほ歐洲各國の標準を揭示せんに、獨逸は二百尺、佛蘭西は四十米突、倫敦は百八十米突、埃地利は十二「クラフラル」とせり。

塋穴の深淺は、屍體の分解上及屍臭の漏逸上より之を定むるの必要あり、之を経験に徴するに、其深さを一、八八米突となすときは、漏臭の憂なかるべし、併し地温の屍體分解にも關係あり、且つ年齢の長幼にも關係あれば、小兒七歳迄は一、一五米突、七歳以上十四歳迄は一、四三米突、成人は

一、七二米突とせば可なるべし、尙ほ埋葬規則標準第八條に塋穴の深さは六尺以上なるべしとあり。

燐寸工 (マツチコ)

燐中毒は燐の蒸氣を氣道に受くるが爲めなり、其症初め腸胃加答兒、氣管支加答兒等ありて、顎骨疽に陥るに至る、豫防法としては白燐を用ゆることを禁止すること、(白燐を用ゆるときは蝸蝕あるものを使役せざる)業前業後に衣を更ふること、弱酸性水にて口を漱ぎ、又は手を洗ふこと、業中に飲食せしめざること、業場の天井を高くし、換氣機を設くること等に注意すべきにあり。

豆類 (マメル井)

豆類の成分は菜豆、豌豆、大豆、小豆等品種に論なく、總て窒素料に富み、時としては百分の三七以上の蛋白質を存し、灰分の含有も亦鮮からず、殊に多量の硫黄と燐素とを含み、水分少く食品中榮養質に富むもの之を以て第一位に置くべし、たゞ稍や難きを以て外皮を除きて食ふべし。

麻疹豫防法 (マシヨポーホ)

麻疹は皮膚、結膜及び氣道に占居せる觸接性傳染病にして、病原物は汗、呼吸氣、結膜、鼻腔、咽喉及び氣管の分泌物中に存す、故に患者の衣服、寢具及び使用したる器具、室内の空氣、塵埃、其他患者に接した

る醫師、看護人等より傳染し得るものなり。平時の豫防法としては、確實なる方法なし、本病は恰も痘瘡と同じく、各人凡そ一回は（殊に通例幼時に於て）罹らざることなく、而して一旦收得したる免疫性の持続は永年に互るを以て、全生活中再び感染するもの亦稀なり、古來學者間に於ては種痘の痘瘡に於けるが如き豫防接種を試みたることありと雖も、未だ完全なる効果を奏するに至らず、故に今日の程度に於ては、住家、衣服、身體の清潔及び住室の換氣、採光に注意するの外なし。

既に本病の發生したる時は、患者を嚴重に隔離し、其病毒的分泌物及び之を以て汚染したる物品を消毒し、而して患者に接する者は、他の健康者とし交通を遮断すべし、

醫師の如き其他已むを得ずして外部に交通せんとする者、患者に接觸したる場合には消毒衣を着用すべく、病室を去るに臨んでは患者に接觸したる手腕、器械等を消毒せざるべからず。

又本病の流行時に在つては、未だ麻疹を経過せざるものにして涙流、羞明、鼻流、聲音鈍濁、咳嗽等の症狀を呈するものは疑似症として隔離を厳行するを要す、何となれば、本病の傳染は何れの病期を問はず、潜伏期に於てすら之れなしとせざればなり。

血族結婚（ケツゾクケツコン）

血族結婚の間に生ぜし兒童が他族結婚間に生ぜし兒童に比して、天死、畸形、聾啞、眼病、腺病、虚弱及び白癡等の多きは一般學

者の唱ふる所にして、之が反對者は甚だ少し而して種々の障害を被むる中にも、殊に聾啞と色素性網膜炎とを來すと最も多く、而も之に關する一人の反對者なし、歐米諸大家の調査する所に據れば、聾啞二〇%、色素性網膜炎三〇%は血族結婚間の兒童なり、我が日本に於ける聾啞と血族結婚の關係に就て、金杉博士は以上の理由と俱に左の如く報告せり。

第一 盲啞學校統計表 聾啞總計二百二十六人、内、兩親血族結婚間に生れし者五十二人（二二、一%）なり、而して血族結婚の種類は「叔父と姪二組」、「從兄弟姉妹三十三組」、「再從兄弟姉妹七組」、「從兄弟の娘を妻とする者六組」、「遠き血縁の者二組」。

第二 東京耳鼻咽喉科醫院調査 聾啞總

鶏卵

計百八十四人、内、兩親血族結婚間に生れし者三十五人（一九、五%）なり、而して其種類は、「叔父と姪三組」、「從兄弟姉妹二十四組」、「再從兄弟姉妹四組」、「遠き血縁の者四組」なりとす、以て血族結婚と聾啞との關係を察知し得べし、尙ほ注意すべきは血族結婚は、其血縁愈近ければ其實愈甚しく、叔姪結婚に生ぜし兒童の如きは多くは慘狀を呈するものにして、之に反して遠縁結婚は其數多きにも拘はらず、其害を蒙ること比較的少きが如し。

鶏 卵（ケイラン）

鶏卵の生卵、半熟、煮沸せる等に依りて、養價を失ふ如き説をなすものありと雖どもこは信ずるに足らず、成分上決して變化あ

るものにあらず、又卵蛭を含むが故に危険なりと謂ふものあれど、直接に人に寄生する肝蛭とは異なるものなれば愛ふるに足らず、然れども本蟲の卵は主として鶏卵の糞に存するものなれば、之を脱して食すれば安全なり、況して百度以上に加熱せられたるものなれば、之を脱せざるも害あることなし。

警察醫(ケイサツイ)

警察醫とは、明治十四年一月太政官布達第三號に據り、警視廳職制并に事務章程を定められたる際に、始めて顯はれたる名稱なり、其以來幾多の年處を経ると共に、官制も亦屢々改正せられたりと雖も、此名稱のみは依然として存置するを見る、而して

其定員は敢て限定せられず、警部、局、消防士と共に通じて幾百人とし、其所屬は第三部警務課にして、固より判任官たり。(現時は四人の定員にして、交替宿直し、本務に兼て東京地方裁判所の警務を囑託せられ、殺傷事件に關する檢斷、及鑑定事項を司どる)

各地方廳に於ける警察醫は明治二十九年六月勅令第二百四十九號を以て改正せられたる地方官々制第三十七條に「府縣職員ノ外監獄醫ヲ置ク、判任ノ待遇トス、特ニ警察醫ヲ置クトキ亦同シ」とありて全然警視廳警察醫と、其選を異にせるものあるを見る、加之ならず各地方廳に於ける警察醫は、主として其の地方に於ける檢査醫務に従事し、若くは各警察署に配置して單に警察官

の疾病を診斷し、或は行旅病者の救護等に

従事するに過ぎず即ち一の地方費支辨の巡查又は雇員等と同一の者たり、只其職務が醫師たるの故を以て、是等に比すれば多少の尊重を受くるに止まる、之に反して警視廳警察醫は、第三部長たる警察醫長に隸屬し、其警務課の課員として、一般官吏と一様の特權を享受し其管掌する事務は左の如し、(一)職務上負傷者の診療及傷等策定、(二)巡査、消防機關手の體格檢査及診斷、(三)途上急病者溺水者等の救護、(四)變死傷者精神病者の診斷、(五)公私立病院の視察、(六)傳染病豫防檢査上の醫務、(七)娼妓身體檢査醫務、(八)娼妓病院の視察、(九)密賣淫婦の健康診斷、(十)細菌檢査、(十一)留置人の診療、(十二)一般公衆衛生及工場

衛生醫務に關する件。

警視廳に於ては其他尙ほ獸醫の警察醫あり(適法に言はゞ警察獸醫と稱すべき者なるも何故にや官制には人獸の別を設けず、均しく單に警察醫となせり)其管掌する事務を掲ぐれば左の如し、(一)獸疫の豫防及檢査上の醫務、(二)屠獸賣肉、牛乳、乳牛及馬匹檢査に關する事、(三)屠獸場、畜舎等の視察等是なり。

警察醫員(ケイサツイイン)

警察醫員とは明治三十八年十一月警視廳訓令甲第五十二號により新に地方費を以て設置せられたる者にして、各地方廳に於ける警察醫と、略ぼ同一の事務を司どる者なり、故に之を設置すると同時に、從來娼妓

結核初期

検査醫なる名稱を有せし者を單に警察醫員なる名に改めたり、而して該規定に據れば、警察醫は検査委員より任命するを本態とし、從て別に手當を支給せず、之に反して娼妓検査を主務とする者は検査委員より兼務するに非ざるが故に各一定の手當を支給し得るなり、故に其名は均しく警察醫員と稱すれども事實上自から之を二に區別す、即ち検査委員たる警察醫員、及娼妓健康診断主務の警察醫員是なり、此二者は共に定員なく又其手當金額も一定せられず毎年其費額を豫算に計上して以て其の年度のことを辨ず、只娼妓健康診断主務者は、略ぼ常設の性質にして現時は其の數十三人、一人月額三十圓平均、外に一定の乗車賃を支給せらる。

検査委員たる警察醫員は各警察署に一名乃至二名を配置しあり、現時は防疫職員たる検査醫(國庫より手當を支給する者)に其事務を囑託せる者と共に總數三十四名を有す、而して其管掌する事務を擧ぐれば、(一)娼妓健康診断、(二)密賣淫健康診断、(三)變死傷者の檢視、(四)精神病の診断、(五)救急療法、(六)巡査の病氣缺勤に關する診断、(七)右の外警察醫長に於て命じたる事項等はなり。

結核初期(ケツカクシヨキ)

結核特に肺結核は、慢性の病氣にして、何時如何なる所にて感染したるか云ふことは、多く不明に屬す、先づ結核菌肺臟に侵入して、茲に所謂結核と稱ふる變化を起

一五〇

すには凡そ一ヶ月位を要するものなり、而して其小なる結核が崩壊して、其病毒が他の部分に傳播し、新病竈を起して種々の症候の現はれ来る迄には少くとも半年、或は一ヶ年を要するものなり、斯の如くにして肺に病竈を起し、其爲め、咳嗽、喀痰、咯血、呼吸不利、胸部の疼痛の如き症候の現はると、又一方には結核菌が分泌する病毒の爲に身體に中毒を起し、發熱、動悸、盜汗、食氣不振、頭痛、倦怠、貧血、羸瘦等の症候現はれ来るを常とす、然れども之等は病氣の進むに隨ひて總て一所に現はると雖も、初期の間に普通二三の症候の現はるゝのみにして、其現はれたる症候も常に一定せざるものなり、今特に初期に於ける症候の多きものを擧ぐれば、

第一 永き間咳嗽の持續するものあり、之れ咽喉の加答兒より起るものに非らずして、特に夜分臥寢せし後か、或は朝目の覺めたる際に多く起るものなり、この症候の一ヶ月以上も持續する場合は充分の注意を要するなり、其咳嗽には必しも喀痰を伴ふものにあらず、所謂乾咳と稱して單に咳嗽をなすことあり、其激しき時は、嘔氣を伴ふ、殊に朝齒磨楊子を使用して合嗽する際に多し。

第二 別段咳嗽喀痰の如きものは無くして、何となく氣分勝れず、物憂くなりて、勇氣減退し、從來嗜好せる遊戯の如きに對しても、興味を覺えず、自然外出することの如きも無性となり、精神に多少變調を來して、爾來活潑なりし者も、憂鬱となり、

結核初期

一五一

睡眠の如きも充分に之を得る能はず、少しの事だに怒り易く所謂神經衰弱の症狀を以て始まるものあり。

第三 主として腸胃の症狀を以て起るものあり、而も少壯の年齢にして慢性の胃病の如く、榮養漸次衰へるが如きは殆んど結核の初期と云ふを得べし、勿論暴飲、暴食、或は不良飲食物の攝取杯より一時的消化障害より來るものあれども、特別に之等の原因なくして食欲不振、身體羸瘦等の場合は、最も注意を要す。

第四 特に自覺すると云ふが如き理由なくして、漸次羸瘦し體量減退する場合は、大に注意を要す、此の如き場合は勿論脂肪を減じ、筋肉も漸次瘦小して軟らかく遲緩し、皮膚も亦薄くなりて皮下の靜脈明瞭に現は

る、と同時に、血液の量を減じ顔面其他の皮膚蒼白を呈し、寒胃に罹り易く俗に身體衰弱の症候を起すに始ることあり。

第五 他に特別の原因を認めざるに、體温の昇る場合、即ち原因不明の發熱は大に注意を要す、此發熱は可なり高きとありと雖も、多くは攝氏一度以内にして而も體温の昇り居れる時間は短き者なり、例へば晝食後平生より稍多量に食したる後少しく息苦しく氣分悪しき感じある時に檢温せば一度以内の昇騰を見るなり、又午後三時頃に何となく氣分勝れざる感じある時の如きも同様の發熱あり、又散歩したる後に著しく疲労したる感ありて少しく頭痛する場合にも亦體温の昇騰を見るなり、元來健康の人の運動後に多少氣分勝れず、僅なりとも頭

痛を催はすが如きは、多少の熱を伴へる兆候なるが故に、之又注意を要するなり、而して其發熱は午後に限らず、午前に來るとあり、其時間の如きも一定せず、然れども其發熱の時間は長からず、大抵二三時間にて解熱し、心悸再び爽快となるを以て特別に氣に止めず觀過するもの多し。

第六 心悸亢進が結核の初期となりて現はれ來ることあり、即ち心臟鼓動し、脈搏増加し、其心臟の鼓動は靜座の時又は横臥の時著しく自覺す、斯る場合には大に注意を要す。

第七 格別腕を長く使用したりと云ふに非ざるに、肩部の緊張牽引を來す場合も等しく注意を要すなり。

第八 今迄何等の障害を認めざりし者、

檢疫委員

突然咯血を起すことあり、其咯血の量は多少に拘らず必ず注意せざるべからず。

以上の如き症狀は勿論、他の疾病の時と雖も現はれざるに非ずも雖も、特に此れと云ふ疾病なき場合に以上の兆候の二三の現はれたるときは、大に顧慮し直ちに醫師の診断を受くるを最も安全なりとす。

檢疫委員(ケンエキイイン)

檢疫委員とは、傳染病流行時若くは流行の虞あるときに於て地方長官が廳、府縣、郡、島廳の官吏及醫師、藥劑師等に之れを命じ、傳染病豫防事務の監督、廳府縣に於て施行する船舶汽車の檢疫、其の他傳染病豫防救治に關する事務に従事せしむるものを謂ふ。即ち府縣費を以て設くる地方長官直轄

の衛生行政機關に外ならず（傳染病豫防法第十八條）而して之に關する中央政府の規定は明治三十年六月内務省令第十五號を以て發布せられたる「檢疫委員設置規則」是なり。同規則は八ヶ條より成るものにして其大要は、檢疫委員の掌るべき事項を示したること（即ち前に述べたり）其設置と廢止は告示すべきこと、廳府縣の本廳に委員長一人を置くべきこと、委員長は警部長（警視廳は警察警長）たること。檢疫委員の職務章程は府縣知事之れを定むべきこと等是なり。

擊劔（ゲキケン）

擊劔は墮弱なる習性を打破し、沈勇なる武士氣質を發達せしむると、臂力を養成す

るに適當なる運動なり、然れども注意すべきは外傷にして、殊に鼓膜穿孔にありとす、故に所謂横面打を嚴禁すべき勿論なれども、之を豫防するには綿花を耳殼の凹側に貼し、外聽道口を閉塞して着面せしむべし、而して綿花は可成多量なるを良しとす、尙ほ注意すべきは、急性、慢性傳染病、并に皮膚病を其而被に依つて媒介せらるゝの恐あることとす、故に着面の前、豫め自己の手拭を以て眼、鼻を除き被覆するか、或は特別に仕立たる白布製被片を各自に用ゐ、而被使用後は、而被前面の金屬具を、石炭酸水、又は「フォルマリン」水にて清拭するを良しとす。

下痢（ゲリ）

下痢は腸加答兒の徴候として虎列刺病に於て最も著明なり、下腹を温むるを勉めて醫を聘するを可とす、併しながら嘔吐のそれと同じく（嘔吐を見よ）不良なる物を食せる爲下痢するとあり、斯は出でざる可らざるものゝ出るなれば當然なる事なり、醫師は下痢患者に尙下劑を投ずるとあり、之又排泄尙不充分なりと認めたるが故なり、兎に角夏季にありては醫診を急ぐを要す。

不善感（フゼンカン）

不善感とは、種痘を行ひて、全く何等の反應症狀なきか、或は痘疱ならざる疱を形成し、異常の経過をとる者を謂ふ。通常再三種の場合に之を観るものにして、其原因は、（一）尙ほ免疫質を保つ期間なること、

（二）痘苗不良なるか、又は接種部の消毒方法不完全なる爲、他の細菌の侵入せしに由る。不善感の徴證は左の如し。

（一）接種後第二日以内に成形を始め、常形に達せずして、直に廣く蔓延する炎症を發し、其隆起の狀或は半球形或は圓錐形と爲り、乾固すれば黃色にして鬆疎なる痂皮を結ぶ、（時として第二日後に成形を始むる者あれども、其経過總て不整なるを以て、自から善感の者と區別するを得べし、又不善感の者と雖も、腋下に疼痛を覺え、微熱を發すること無きに非ず。）（二）接種後第一日に大なる赤色の疱を生じ、速に漿液を充實し、上皮破れて膿面を呈し、或は浸潤せる淡色の痂皮と爲るを見る、（三）紅暈速に増大して腫起し、或は遂に潰瘍に陥る、

(四)第八日に至り數疱相合して一大潰瘍と爲り、或は一面の痂皮を結び、其潰瘍又は痂皮の周圍には廣く赤色を呈す、(五)痂皮剝脱の後に遺せる癩痕は、深くして不整形を呈し、其底面平滑なり。

若し初種にして不善感の場合には、更に痘苗を改め、器具及接種部の消毒方法に注意して再種を試むべく、決して只一回の不善感を以て、眞の不善感なりとして、放置すべからざるなり。尙ほ詳しくは「種痘」の項を見よ。

婦人の労働時間(フジシカロー)

婦人には毎月數日月經あり、此時は過勞の害を受くること甚しきを以て攝重せざるべからず、且つ産前産後は各六週間は婦人

をして業に堪へざらしむ、若し強ひて之を爲さしむる時は健康傷はれ、或は流産し、或は子宮出血し、或は子宮慢疾を見るに至る、尙ほ育兒上の不行届も産後就業の早きに基くものと謂ふべし、一般に婦人は夜業を禁じ、家あるものは午餐の一時前に歸宅せしむるを以て、衛生上及び風紀上の能事と謂ふべし。尙ほ労働時間を見よ。

風土と健康(フードトケンコー)

本問題は地文學的よりも觀察すべきものにして、之れが研究を遂げんと欲するときには、管に氣象的の諸要素を容るべきのみならず、土壤の状況、瘧疾の出沒等、苟くも衛生上に關聯し來るべき事項と信ずるものは、細大漏さず取つて以て、風土に依りて

人身に受くる衛生的の諸影響を觀察するを要す、元來人類は人種の別あるにもせよ、素と是れ一類なれば、東より西に移り、南より北に往くも、其生命を保つ上に於ては何れも不可なかるべきに似たり、然れども北極の氷熊の如き、中帶の地には健存し難きも、赤道直下の獅子、虎は生育し易きが如く、此に生理的機關の特殊なる要約なくんば非らざるなり、然り而して人類は概して寒地の風土には馴合し易くして、熱地には馴合し難しとは一般學者の認むる所なり、印度人は北地に航行するを厭はず、普佛戰爭には亞弗利加兵の與れるもの多かりしも、罹病數は鮮少なりし、又老人及病人は、寒氣に堪へ能はざるは較著なる事實として、世界列國の死亡統計を見るも夏季小

兒の死亡數は、冬季に數十倍するも、老人は之れに反せり、又征清の役に冬季間の氣温と、入院患者の死亡數とを對照するに、氣温愈々降るに従ふて死亡愈々加はるを證せり、熱地に於ては遷地の赤道に近づくに従ひて愈馴合し難く、種々なる神経系に屬する病を成すに至ると、要するに、一年平均の氣温、四時冷熱の變化氣温大陸若くは海岸に於ける地位、海面を抜く高低、土壤の理學的性狀、植物界の景況、人種の氣稟、個人の天賦地方病等、大に之に關係する所なるべし。

糞便の消毒(ランベンシヨードク)

糞便の消毒には二十倍の石炭酸、又は十倍の石灰乳を用ゆべし。

呼吸器衛生 (コキユーキエイセイ)

呼吸器に關する病症は、死亡者の原因中最も多數を占むる所のものなり、左れば本病の多數なる、學校生徒の如きは嚴に之が衛生法を厲行せざるべからざるなり、學校の如き、么微なる織塵が無數の細菌を包含して、疾驅飛走の間に於て、口中に入り、呼吸器病の素因ともなるは見易きの道理なり、是を以て呼吸器疾病、即ち咽喉加答兒、氣管支加答兒、及肺臟系の病症は學校生徒に多き所以なり、故に學校に於ける障子、椅子、卓、廊下、書籍棚、辨當棚の如き、塵の積り易き處は、務めて之を水拭し、又廊下の如きも土足にて上床せざる等、便宜清潔の方法を取り、塵埃の飛散せざる様に

し、唾液膽汁の如き、乾燥蒸發して空氣に混和しながら飛揚することなからんことに注意せざるべからず。

呼吸計測法 (コキユーケイツクホ)

呼吸とは、身體の瓦斯と大氣と交換するを云ふものにして、酸素を取りて炭酸を呼出するもの、所謂呼吸なり、之れ専ら肺臟の器械的作用即ち膨脹收縮に由て起るものなり。

血液循行と呼吸とは、密接の關係あるが故に脈數に變異ある時は呼吸數に於て、同じく差を生ずるものなり。

通常呼吸は、大人に在りては脈搏四と呼吸一と見做す可し、之脈搏七十二と呼吸十四の割合なるを以てなり、而して女子は男

子より多く、小兒は女子より多く、爾他種々の要因に由て變化す、例へば疾病、其位置、精神感動、勞作等なり、之を計るには胸部の動搖を見て數ふれども、正確に計らんに手は極めて軽く腹部に置き、一分時數ふべし、若し患者寢臥せし時は成るべく注意して呼吸數を計るべし。

呼吸と脈搏の如く種々なる變體ありて、男子は凡て腹式にして、女子は胸式なり小兒に在ては男女の別なく胸式をなすなり、殊に女子の胸式呼吸を營む、之全く天の賜にして、妊娠時に在りて實に肝要なるものなり。

呼吸數若し一分時四十度より多く、八度より少き時は、患者危篤の兆候なり。

呼吸の種類は凡そ別つて正、不正、靜、

噪、難、易、淺、深等となすなり。

工場衛生 (コージョーメイセイ)

工場衛生は業務の種類、年齢の長短、男女の別及工場の大小、并に動力の關係等、種々なる方面より之を講究するの要あるなり、法律が工人の健康を保護するに及びしは、千八百二年英吉利が制度を設けたるに擬せる、當時六歳乃至七歳の小兒を織工場に使役せしより取締の必要を生ぜしに依ると云ふ、次で千八百三十九年普魯西は之に關する制度を立てたり、是れ又ブレーメンの製絲工場にて十歳の少女が自殺せんとしたるより、政府の注意する所となりしなりと、次で佛蘭西は千八百四十四年、澳大利は千八百五十九年、伊太利、魯西亞は千八

百八十二年に何れも法律を發布せり、而して最も學者の参考となるは英吉利の千八百七十八年の工場法、獨逸の千八百六十九年及八十三年の工場令等なりと云ふ、要するに工場衛生の主眼とすべきは、換氣法、採光法、労働時間、男女の差、年齢の限度、及賃銀等にして、其他業務の種類、飲食物の關係等なりとす。

礦物の毒 (コークツノドク)

礦物にして毒を有するものは砒石、水銀、鉛、銅等最も甚しきものなりとす、各其項に就て見るべし。

後天的素因 (コーテンキソイン)

結核に對する後天的素因となるものを總

括すれば、總ての呼吸器病及び消化器に於ける疾患并に榮養の障害等にして、之等が結核感染の素因となることは、其の實例に乏しからず、而して其の主要なる疾病を擧ぐれば、

- 一、麻疹、二、百日咳、三、流行性寒冒、
- 四、糖尿病、五、血液及心臟病、六、麻
- 刺利亞、七、呼吸器加答兒(寒冒)、八、
- 梅毒及痲病、九、精神病、十、外傷、
- 等にして、麻疹、百日咳流行性寒冒の如
- きは、何れも呼吸器粘膜の加答兒を伴ひ、
- 粘膜の表面を被へる上表細胞の障害の爲め
- に、細菌は容易く侵入し得るのみならず、
- 或は既に水脈腺内に潜在せる結核菌は、此
- 機に乗じて暴威を逞す、或は氣管支腺の如
- きに潜在せる病菌の瀰漫、又は一旦治癒し

たる結核病竈再び崩壊する杯は、其實例なりとす。

流行性寒冒に非ずして、單純の寒冒も又數々之に罹る時は呼吸器に慢性の加答兒を残し、氣管及び氣管支の粘膜の表面に在る纖毛上皮細胞の作用不充分となり、外部より入り込み來る塵埃及び毒菌を外方に送り出すこと不充分となり、隨つて結核に罹り易きこと容易なり。

糖尿病、麻刺利亞、梅毒、血液及び心臟病等に於ては全身の榮養不良となるを以て、肺臓に於ける抵抗力非常に減退する結果として、病菌侵入の素因となる、殊に糖尿病患者の血液内に發生する葡萄糖は、結核菌の繁殖に都合よきものなり。

痲病及び外傷が結核の素因となることも、

後天的素因

争ふべからざる事實なりとす、例へば痲病性の畢丸炎に罹りたる後に、屢々結核性の畢丸炎を起し、外傷性肋膜炎に罹りたる後に、結核性肋膜炎を起すことあり、蓋し局所抵抗力の感退の結果として、病毒其部に勢を逞するを以てなり。

精神病患者にありては、其沈鬱なるものは、食物の攝取充分ならず且つ室隅に塾居して運動不足なる等の事情の爲、結核の素因となるなり。

次に社會的關係及び職業の關係より來る素因あり、總て坐業を營み、精神を過勞するものは、深呼吸はもとより新鮮なる空氣を呼吸するの機會少く、運動不足にして、從つて食慾振はず、一般に身體の生活機能を鈍くし、榮養不充分となりて、筋肉遲緩し、

皮膚は外氣溫度の變化に對する調節力を減じて、容易く寒冒に罹るの状態となる、斯の如き場合に結核菌の侵入する機會あれば、容易く繁殖を來すものなり。

其他多人數一室に密集して、職を營むもの、及び溫度の變化多き室内、又は刺激性の瓦斯、或は塵埃を吸入して呼吸器に障害を來す職業を執る者、勞働時間の長くして休憩時間の短き職業を執るものは、之又結核の素因をなすなり。(尙素因の項を見よ)

香料 (コリヨ)

薑、芥子、蕃椒、山葵、胡麻等の香料は刺激性を有す、唾液、及び胃液の流出を促し、食氣を來たし、又消化機の經營を興奮せしむるの効あり、然れども多量に之を食すれば、甚しく神經を刺戟するを以て有害なりとす、故に香料は總て少しく用ゆれば利ありと知るべし。

校具 (コグ)

學校に於ける校具に關しては、學校衛生上重大の關係あるものなり、椅子は靴底の充分に床に達して脚を休息せしむるに適するものならざるべからず、故に脚の長さ一致せしむること必要なり、卓は身體に密接する部分を斜めに低くし、兒童をして直立の態度を持せしむるに適し、且つ其高低の度は身體を屈曲せざるも、腕を卓上に安んじ、又故らに肩を高めざるも自在に筆を使用するを得せしむるを期すべし、或ものは螺旋を以て椅子に施し、其身體の長短に

應じて之を高低することを發明し、或る部分の學校に之を用へりと云ふ。

地圖又は海圖の類は、赤色、青色等の線、及び着色より成れるものにして、之を見易からしめんには、其他面は白色、若しくは黄色なるものを可とすべし、教科用書の類は兒童の視力を損するの虞れ少なきものを選びべし、故に之に用ゆる紙は半透明のものを選び、文字は適當の大きさを有し、行間相當の距離を設けたるものたるべし、黑板の如きも決して窓と窓との間に掛くべからず、而して其色は光澤なくして暗黒なるものを選び、成るべく大文字、大圖畫を以て教授すべし、尙は眼の衛生の條下を見よ。

交通と傳染病 (コゼンビョ)

我國古來傳染病なきにしもあらずと雖、今日の如き疫種の多からざりしは之を文獻に徴するも明らかなりとす。崇神天皇以後外交稍や盛んなるに及びて、傳染病の輸入恰も交通の便と共に舶載せられ來りたるもの、如し。

洋の東西時の古今に論なく、苟くも傳染病の蔓延する所以のものは、主として海陸運輸の便に依りて交通頻繁なる地に襲撃の捷路を取らざるはなし。歐洲に於ける地中海、我が日本の長崎、神戸の如きは毎に悪疫侵入の關門なるを見るも、蓋し其の一斑を知るに足るべし。要するに那邊と雖も悪疫の流行を來たす所以の媒介は、何れも海路交通の開始せられし以後に屬せざるはなきなり。

「ペスト」が歐洲を蹂躪したる徑路を案ずるに、概ね三線路よりしたるが如し、(一)は黒海よりし、(二)は韃靼地方の陸路よりし、(三)は地中海の航路よりしたるは疑ふべからざるの事實なりとす。而して其傳播力を逞うしたる補助なるものは、河海及び鐵道の交通機關に據らざるはなし。千三百四十八年(後醍醐天皇正平三年)歐洲に於ける「ペスト」の大流行は、伊太利にて百十九萬、獨逸にて二十六萬、英吉利にて十五萬、佛蘭西にて十二萬、合計百七十二萬餘の生靈をして無殘の最後を遂げしめしが、後千六百六十五年(靈元天皇寛文五年)再び英吉利に流行を極め、猛烈の勢を以て七萬餘の死者を出さしめたり、其當時倫敦市に於ける一週間の死亡は、實に五千乃至八

千に上れりといふ。踵で千七百二十年(中御門天皇享保五年)佛蘭西の馬耳塞に流行したるものは、病勢頗る急劇にして筆舌の能く之を寫す能はざる情況を呈したるが、其當初とし謂へば單に一般中の土耳其人が「ペスト」に斃れしに原因せりと傳へらる。
 虎列刺に於けるも亦同じ。千八百十六年(光格天皇文化十三年)の流行を案ずるに、其病源をガンジス河口及びブラマプトラの海口に發し、劇烈なる傳染性を具して交通繁華の運河、并に街道を利用して各所に蔓延し、千八百十七年には東印度の全部を侵し施て東西に波及し、支那東部よりして露西亞の西部を虐げ漸く沈靜に歸せしも、我長崎は之が慘毒を被りたりき。下つて千八百二十年(仁孝天皇文政二年)再び前記印

度の兩河口に發生し、ベンガル灣を踰えて四方に蔓延し、千八百二十九年同三十年には歐洲を侵掠して露西亞を襲ひ、其翌三十一年獨逸に入り、遂に全歐の天地を荒らし、越えて千八百三十二年(仁孝天皇天保三年)英國より亞米利加に上陸し、坤輿上の列國をして悉く虎疫の病毒に罹らしめたり。後十年を経ずして百四十六年波斯に流行猖獗を極め、同四十八年獨逸の疆域よりして再び歐洲全土に慘酷を恣にしたり、我安政五年及び文久三年の流行も、蓋し之が餘波を被りしならんといふ。
 痘瘡の如きも又同軌一轍の理によりて各所に蔓延したるが、其本邦に侵入したるは聖武天皇の天平七年、筑紫の人新羅國より齎し還りたるに嚙矢し、下つて延喜十五年

の流行には其十月十一日畏れ多くも時の醍醐天皇は本病に罹りて崩御せられ給へり。彼の紀元六百年(推古天皇八年)歐洲の中央及び北部に猖獗を極めしは、實に十字軍の南戦北闘之が傳播を介助したるものにして、佛蘭西が建國以來未曾有の天然痘大流行を蒙りしは、千八百七十一年二月二十六日ヴェルサイユの和議成り、巴里の人民が四通八達なる交通の便に乗じて諸方に奔走したるに基くものなりと。
 近くは明治三十六年「ペスト」の我神戸に侵入せし以來、病毒各處に散蔓し、綿々其憂を絶たざるもの、又一に交通機關の利便あるに困らずんばあらざるなり。要するに國際的衛生の發展と俱に交通衛生の進歩を謀るべきは實に刻下の緊急問題なりとす。

公 醫 (コイイ)

公醫とは一般に言はゞ公務を行ふ醫師と謂ふ義なり、此意義より論ずれば、陸海軍軍醫も公醫なり、警察醫、市醫等も亦公醫たるなり、左れど今此に述べところは、固有名詞となれる公醫にして、即ち臺灣に於ける公醫を謂ふ。

臺灣に於ては明治二十九年六月總督府令第八號を以て「臺灣公醫規則」を發布したり、其要領を摘載すれば、(一)公醫には土地の狀況により一乃至三等の手當金、治療藥價及家屋料を支給すること、(二)公醫は受持區内に住居開業すること、(三)其管掌する事項は、(イ)上下水ノ清潔改良、(ロ)傳染病流行病地方病ノ發生ニ注意シ其檢疫

豫防ニ關スル事、(ハ)種痘普及、(ニ)梅毒驅除、(ホ)貧民救療、(ヘ)死體檢案、(ト)阿片ニ關スル事、(チ)公園ノ衛生上ニ關スル事、(リ)中毒ニ關スル事、(ヌ)衛生及醫事統計ニ關スル事、(四)其注意すべき事項は、(イ)醫師產婆鍼灸按摩營業者等ノ營業、(ロ)藥劑師藥種商製藥者賣藥者ノ業務及藥品ノ良否、(ハ)飲食物製造販賣、(ニ)區内道路家屋ノ掃除清潔、(ホ)學校衛生、(ヘ)市場製造場等衛生上ノ利害、(ト)劇場寄席等衆人群集所ノ衛生上ノ利害、(チ)公衆浴場及旅宿ノ衛生上ノ利害、(リ)以上ノ外區内公衆衛生上諸般ノ事項、(五)其の他傳染病流行の場合には汽車船舶の檢疫を爲すこと、(六)法院其他の官廳より命せられたる時は左の事件を擔任すること、(イ)檢視及

死體解剖ヲ爲ス事、(ロ)疾病傷疾ノ檢診及鑑定、(ハ)精神病ノ檢診鑑定、(ニ)其他官廳ヨリ命ゼラレタル事項。

交接遂行 (コイセツスイコイ)

交接の遂行とは、生理學上より論ずれば腔中に陰莖挿入と精液の注射との二件を具備するを謂ふも、茲に論ずるところは、單に法醫學上、若くは刑法上の意義に過ぎざるが故に、只陰莖挿入のみを以て、既に遂行せるものと認むべし。蓋し強行せられたる交接(強姦)を重罪に處する規定をなせる、立法の精神は交接に由る妊娠の危険を防止するに非ずして、男女間の名譽を保護するに外ならず、彼十二歳未滿の少女を姦淫する場合の如く、全く妊娠の虞なき時に

犯したる交接と雖も、之を重罪として論ずるによりても、立法の意義は自から明なるところなり。

法醫學上此交接遂行に關し検査すべき者は主として女子に就き行ふものにして之に種々あり、(一)交接に由りて生ぜる陰部の解剖的變化の有無、(二)生殖器内或は其の周圍又は着衣等に注射したる精液の徵證、(三)交接に由りて感受したる疾病例へば麻病、梅毒及軟下疳等なりとす、而して此第三の検査に就ては其男性に就ても必ず検査せざるべからざるなり。尙ほ詳しくは「強姦」の項を見よ。

婚 姻 (コンイン)

婚期は、民法に制定しあれども、其の年

齡が、如何に生兒の健全に影響するかは、ハウエマツク、エリス氏の白痴統計表に依れば、白痴の二三「プロセント」は、夫の年齢妻の年齢より十歳以上を超えたるもの、子にして、就中二十五歳以上を隔てたるもの、子に多しと、又コロン氏の説によれば二萬四千人の小兒に就て調査したる結果を左の如く公表せり。

- 一、夫の年齢、二十歳以下なる時は其小兒は羸弱なり。
- 二、夫の年齢二十五歳以上四十歳以下なる時は其小兒は強健なり。
- 三、夫の年齢、四十歳を超れば其小兒多くは強健なる能はず。
- 四、母の年齢、三十五歳以下なる時は其小兒は最も強健なり。

- 五、母の年齢、三十五歳以上四十歳以下なる時は其小兒は八「プロセント」羸弱なり。
 - 六、母の年齢、四十歳以上なる時は其小兒は一〇「プロセント」羸弱なり。
 - 七、父の年齢、母より高き時は其小兒は概して強健なり。
 - 八、父母同齡なる時は其小兒は概して羸弱なり。
- 然らば日本の男女は何歳にして結婚するが適度なるやと云へば素より教育及び生活上の關係はあれども、之を衛生上の觀察より見るときは、男子は兵役を終りたる後即ち二十三歳より三十歳、女子は二十歳より二十五歳迄が健全なる子孫を擧る上に於て適當なりと謂ふを得べし、抑も婚姻の目的

は其の觀察點によりて種々の説は生ずれども、要するに健全なる家庭を組織するにあり、而して健全なる家庭は健全なる子孫の繁昌を以て其目的を達するを得べし、若し配偶者其當を得ずして、不健康なるか將た痴鈍なる子女を生じたりとせば、一家一門の盛衰に係るのみならず、延ては國家の消長に關す、されば近時亞米利加に於ては、男女婚姻の資格を制限し、夫婦間に生れたる子女の強壯純潔を欲するが爲めに、一の決議案を州會に提出したる人あり、其方法は醫師と法律家とを委員として結婚する問題を調査せしめ、其結果に基きて、草案を作り州會の決議を経て一の法律となさんとするにあり、提出者の成案中には實に左の制限條項あり。

- 一、汝の一、二、三、四等の親族中に精神病、梅毒、癩腫、結核、癩病、腫病若くは之に類したる遺傳病を有する疾病に罹りたるものなきか。
- 二、汝の父母の中飲酒を非常に嗜むものなきか、酒類の爲めに死したるものなきか。
- 三、汝の父母曾祖父母の死亡は何病に原因したるか、若し能ふ限りは更に汝の祖父母の死亡は何病に原因したるかも明にすべし。
- 四、汝は日常「アルコール」を飲用せざるか。
- 五、汝の四代目の先祖までの中に刑法を犯せるものはなきか。
- 六、汝は生命保険に適せざる病氣はなきか。

か汝は腦溢血の傾向はなきか、また汝の親族中に腦溢血にて死したるものなきか。

彼上の條項は婚姻希望者に質問して、其資格の有無を檢し、以て許否を決すると云ふにあり、素より法律として實行し得らるるか否や、兎も角婚姻上の參考としては大に注意を拂ふの價値あり、學者の云ふ所に據れば、其父母の容貌及び性質は人間は人間を産み「ゴリラ」は「ゴリラ」を生み黃人は決して白人を生まず、其子孫に遺傳するものにして、是遺傳の原則にして就中著しく遺傳するは精神病なりとす、該病に就きての注意は左の如し。

一、祖先に精神病者あるときは、其子孫は精神病に罹ることを多し。

二、奇癖、頑固、犯罪者、偏屈、天才、豪傑等凡て精神に異狀あるものも其子孫に精神病者、乃至精神異常者を出すこと多し。

三、神經諸病殊に癩病、「ヒステリー」、神經衰弱等には神經質又は精神病者を出すこと多し。

四、大酒家の子孫に於ては殆んど皆精神病者或は精神異常者を出す。

五、交接時に於ける父母の身體不健康なる時は子孫に於て精神虛弱者を出す。

口腔衛生(コークーメイセイ)

人の口腔は其粘膜充實強固なるときは、諸種病菌の繁殖に適せざる基礎をなすと雖も、發炎浮腫せる状態に於ては、大に細菌

の發育に利あり、故に傳染病の豫防上、口腔の健康保持は、一大要件なれども、口腔を無菌状態に持續せしむるは、到底成し能はざることゝ屬するを以て、醫師が一時的消毒の爲、強力の制腐薬を用ゆる例外の外は、常に口腔を害せざる稀薄の防腐水を用ひて洗清の用に供すべし、殊に夜間に在りては、細菌繁殖し早朝に至りて其極度に達するものなれば、早起口腔を洗淨するは最も必要のこととなり、一時的に口腔粘膜の病的状態を治療せしむるには、四十乃至六十「プロセント」の酒精を含嗽するは最も簡易にして良効あり、而して永續すれば充血及粘膜萎縮を來す恐れあり、齒牙の掃除と共に用ゆるは微温の食鹽溶液(〇、七「プロセント」溶液)なり、過満俺酸加里、過酸化水

素、「チホール」、「タンニン」、有加利丁幾、密元拉丁幾石鹼、「フォルマール」、硼酸、硼砂の如きは常に賞用せらるれども、過用すれば害あり、次に賞用すべきは重炭酸曹達の「プロセント」溶液にして、是又微温となして用ゆべし。

虎列刺病豫防(フ列クニイホー)

性質、本病の原因物は「コンマバチル、ス」と稱して先年コッホ博士が印度に於て發見せられたる「コンマ」狀に曲りたる細菌なり、此細菌は印度地方の沼池に野生となり、年々絶えず繁殖するのみならず、若し人體の腸中に入るときは、腸内に於て能く生育し、短時間内に一個の細菌より數億萬を増生し得べし、人この病菌に罹る時は、

其細菌の毒に當てられて、下痢となり、嘔吐となり、次で皮膚に皰癬を生じ、眼は凹み、顔面手足の血液は滯りて蒼白となり、腓腸痙攣を發する等、危重の容態を呈するに至るべし。

傳染の狀況、元來本菌は生活物なるが故に、患者より出たる該菌が、健康者の腸中に入るおれば、茲に再び繁殖して、本病を發するに至る、其傳染の真相を詳説すれば左の如し。

一、患者の體外より出る部位、元來本菌は患者の腸中に棲住し、他の臓胃並に血液等に散蔓するものにあらず、故に體外に出るには肛門よりす、即ち糞便に混じて患者を辭するなり、又往々吐瀉物に混じて排出することあり、其他

呼吸又は汗、小便などよりは出るものにあらず。

二、健康者に侵入する部位、本菌が人體の腸内に侵入する自然の順路は、口腔を除きて他にあることなし、但口腔とは云へ呼吸に因るにあらず、飲食物と共に本菌を胃中に嚥下し、終に腸中に達するなり、皮膚及血液等により腸に達することはなし。

三、傳染の經路、傳染の狀況により、直接傳染、間接傳染の二に大別することを得、直接傳染の場合には、例へば患者の吐瀉物を取扱ひたるが爲め、病毒の口腔に達する機會を得たる時の如き場合にし、間接傳染とは、例へば吐瀉物にて汚れたる衣類を洗ひ、其洗濯水を

地上に移したるが爲、病菌は地下の表面水に混流して、井戸に入り、之れを知らずして飲用したる場合の如き是なり、以上は元より其大略を述べたるに過ぎず、傳染を招くべき場合は多々あれども、詳細の解説は次項豫防法に於て説くを便利と信ず、故に茲に略す。

豫防法、抑も豫防の策としては、其傳染經路の主要なる關門を衝くにあり、故に先づ吐瀉物中なる病毒散蔓を防ぎ、且傳染の經路を斷ち、個人的の豫防策としては、病毒の侵入を防ぎ、又若し誤つて病毒侵入するあるも、之に抵抗し得べき力を養ひ置くべき事是なり、其詳細は左の如し。

(一) 病毒を散蔓せしめざることを、本病の源地は患者の吐瀉物なるを以て、一

定の消毒法を行ひ、若し衣類或は其他の物件を汚したる時は、速に消毒法を行ふ等、苟も患者より排出する病菌は除すことなく、悉く塵殺を期すべし故に(イ)患者を最初期に確診すること、初發患者の病毒を散蔓せしめざるは、最要の豫防策なるを以て、時節柄に於て、若し吐瀉の症に罹りたる時は、迅速に醫師の診断を受け、以て油斷なく相當の處置を施すべきは、社會に對する義務なるのみならず、治療の時機を逸することなきを以て、患者の幸福なりとす、茲に注意すべきは、由來本病の容態としては、劇然なる吐瀉症を發するのみの如く思考するものあれども、下痢のみを發し或は下痢まで達せ

ず單に軟便を利するのみにして、全身何等の病苦を感じず、業務に従事し得らるゝものあり、これは畢竟其人體が、天然或は後生に生じたる免疫性の然らしむる所にして、若其糞便を検する時は有毒なる病菌を認め得るなり、斯る患者にありては、自他共に病あるを知らざるを以て、病毒は無限に蔓延するなり、故に流行時に於ける腸胃の變調は、直ちに醫師の診断を乞ひ相當の處置を取らざるべからず、醫も又輕忽に診断は下すべからざるなり。(□)傳染病院に入院すべきこと、普通の住宅にありては、豫防及治療の設備満足なる整頓を得ず、自宅療養を行ふ場合に於ては、病毒を悉く應殺すること困難な

るのみならず、本病の性質として時々變動の來るものなれば、随つて醫師及び看護者の手を要すると頻繁なる故、宜しく患者は病院病舎に送るを安全なりとす、然るときは患者の爲にも、整頓せる治療を受くるを以て、快復を速ならしむるの利あり。

(二)傳染の經路を斷つこと、患者の排出したる病毒は、諸種の物件に附着して、八方に散蔓し、終に健康者に傳はることは前陳の如し、故に此等の全經路を要所に於て嚴重に處置を施し、其通路を阻絶するを以て、豫防上最も肝要なる事とす、尙其細説を擧ぐれば、(イ)吐瀉物并に其汚染物件を嚴重に消毒すべきこと、消毒の方法は石灰或は石炭

酸水、昇汞水若くは、蒸氣消毒法を用ひ(物質の種類によりて之を定む)其他汚染したる溝渠土地等も消毒すべきこと論を俟たず、(□)昆蟲の食物に來襲するを防禦すべきこと、昆蟲殊に蠅の如きは家内に生住するものにして、不潔物并に飲食物に留まり、自己の飲料として之を嘗むるの性あり、殊に蠅は該病の吐瀉物并に其汚染物の如き、不潔のものには好んで附くを以て、實際病毒は彼の肢尖若くは羽翼等に附着し、更に吾人の飲食物に飛び來りて、之を移植することあり、斯る蠅は何時何所より來れるかを豫知し難きを以て流行時は勿論平常に於ても飲食物に對し蠅帳を被ふを以て豫防上安全なりと

す、(ハ)土地の清潔法を嚴行すべきこと、地面上に飲食物の殘渣を積み、又下水溝に流し込む等は、求めて病毒を培養するに均し、是れ其地其水は、有機質に富むが爲、病菌の好滋養料たるを以て、若し之に菌種の混入する時は、茲に大に繁殖して病毒傳播の機會を醸すなり、故に土地清潔法は流行時に於ては、殊に嚴重に實行せざるべからざるは勿論、平常に於ても又注意せざるべからず、(二)物件を乾燥に保ち日光に曝すべきこと、本病菌は乾燥する時は容易に死滅し殊に日光に逢ふ時は愈々迅速に滅殺さるゝ性あり、故に室内の通氣を自由ならしめ、常に乾燥を保ち、又日光に曝し得らるべき建具、

器具の如きは、時々日光に曝し、殊に必要なるは飲食器にして、食後洗滌を終るときは、其の一切を日光に當つべし、(ホ)上水を使用せざるべからず、此層中に浸染したる病毒は表面水に混入して、終に井水中に入るが故に、之を飲用若くは使用水に供するが爲、傳染することは本邦に於ける該病流行の大原因をなせり、之に反して、上水は病毒の浸入を全然防禦し得べき装置によつて得たる水なるにより、世上水質佳良なりと稱する井水も、病毒の浸入は防ぎ得ざるを以て、之等は必ず飲用使用共煮沸するを要す。

(三)病毒の侵入を避くること、(イ)煮沸したるものに非ざれば、飲食すべから

ず、一旦煮沸したるものと雖も、時間経過するときは、病毒侵入せざるを保せず、故に「煮沸して直に食ふべし」といふ戒言を守るを安全とす、(ハ)容器に注意すべし、若し飲食物を煮沸して、病毒を滅殺したりとするも、容器に病菌附着せる時は、煮沸の効力を失ふ、故に例へば、鐵瓶にて煮沸し之を貯ふるに當り、疑はしき水にて洗ひたる「フラスコ」を用ふる是なり、總て煮沸したる容器を其儘に使用するを安全とす、(ハ)使用水を忽かせにすべからず、直接に人の口に觸れざる、洗顔用水、洗濯水、拭淨水の如きも、大に注意を要す、例へば、洗顔に際し、口唇を濕すときは勿論、含嗽を行ふときは、

直接に、若又其中に附着せる時は間接に病毒は口腔に達するなり。

病毒に對する人體の防禦力を養ふこと、人體には病毒を自然に防禦すべき装置あり、即ち胃部の如き其一にして、該臓器には胃液と稱し、鹽酸を分泌するの性あり、此胃液は一は消毒を來す性あれども、其主なるは消毒の作用を營爲す、即ち飲食物と共に胃中に入り來りし、細菌を滅殺する効能を有するなり、殊に本病は菌の性質として、鹽酸に逢へば容易に死滅するの弱點あり、依つて誤つて飲食物と共に病菌を嚥下したりとするも、胃液にして平常の状態に含蓋せられ、且充分に其作用に逢はしむれば、忽ち死滅し、其病菌は腸に到らざるに先ち、消滅に歸す、依つて自ら左の必要を

生ず。

(一)暴飲暴食并に不消化物の食用を禁ず、流行時に當り暴飲及び、不消化なる果實、其他の物品を食すべからざることは、其飲食物に病毒の附着せるを恐れてに非ず、若し常規を脱して、暴飲暴食を試み、或は不消化物質を食する時は、胃腑の疾患を醸して、胃液分泌上の故障を來すにより、隨つて胃腑本來の機能を失ひ、其の感染を容易ならしむるに至る、又胃を害する時は隨つて腸の疾病を來すを常とす、腸疾病に罹れば、之又機能を減弱せしむるなり、若又暴飲暴食したる物質にして、病毒の混合せる場合に於ても、適當に飲食したりし時は、胃液の作用を充分に働

かし得るを以て、病毒は自ら死滅するも、同一物を多量に飲用する時は、其液體の爲め防禦主原たる鹽酸を極めて稀釋せらるゝ道理にして、殺菌作用を消失し、且つ之に加ふるに液體にして胃中に過度充溢するときは、常の如く胃中に久時蓄滯せしむる機を失し、隨意に腸中に逸出せしむるが故に、忽ちこの病氣を發生せしむるに至る、又食物を多量に攝取する際も、略同一にして、食物をして腸に向ひ胃中の素通を爲さしむるが爲、鹽酸の作用を受くるに暇あらしむ。

(二)豫防接種、虎列刺病に罹り幸に治療に趣きたる人は、一定期間免疫性を呈し、該病感染の機會に遭遇するも、發

病するに至らず、之流行時に於ける事實に徴して明かなり、又動物體に培養病菌を注射し、其死に至らざるものに、更に多量の病菌を攝取せしむるも、敢て發病することなく、健康に留るなり、此理を應用したるものを豫防接種法と云ふ。ハフキン氏之を案出して顯著なる効績を得。獨逸のコレレ氏もハフキン氏接種法に模擬し、而も尙簡便なる方法にて試験上同一の効力あることを發見せり。コレレ氏の方法は、該病菌を寒天培養基に人工培養を行ひ、之を水に混和し一定の溫度を加へて、其細菌を全然死滅せしめ、完全に死滅して人體にも動物にも眞の虎列刺病を發し得ざるに至りたる死菌を、極めて少量

人體の皮下に注入する方法にして、其注射の際には些したる疼痛もなく、又注射後多少局部の微痛あるも、又人によりて一日間許り發熱するも、敢て職業を休止する程のことは稀なり。この一回の注射をなし置く時は、數日の後免疫性となるを以て、過つて病菌を嚙下するも、虎列刺病を發するに至らず、又萬一感受するも大事に至らず、迅速に輕過に赴くを得べし。又急速豫防の法としては、免疫血清を注射するも、其目的を達し得べし、如此方法なれば存効持續期限一ヶ月許なるも、前記の豫防接種を行ひ置けば、一ヶ年間有効を持続し得べきは、コレレ氏の説明せし所なり。

血清療法、虎列刺病に對する血清療法は、北里博士が明治二十九年に於ける本邦虎列刺病流行に際して、創めて實施せし所のものにして、大に治績の顯著なるを得たり、其血清療法の効能ある理由は、人若し該病に罹るあり、幸に治療するを得るは自然良能の結果なり、この自然良能とは、其病者が病菌の毒に中てられたる結果、其人體の妙機として、自己の血液中には特に病菌を滅殺し得可き一種の新成分を産出するに至る、換言すれば免疫性を呈したるなり、茲に於てか、腸壁を侵襲しつゝある病菌は終に死滅せざるを得ず、病原たる細菌は既に滅せり、即ち疾病は自ら治癒せざるを得ず、是該病者が幸に治癒する妙機なりとす、今試みに虎列刺菌を馬に注射する時に於いて

も、人體に於けると同様に於て、病毒の働によりて特種なる殺菌性成分を血液中に産出するに至る、而して其病毒注射を反覆すれば、する程、殺菌成分は益々多量に血液中に蓄積するに至る、茲に於て其血液を採取し、之を精製したるもの即ち、虎列刺治療血清にして、其主効分は、人體内に寄生したる虎列刺菌を滅殺する特殊物質なり。

前記の血清を患者の人體に注入すれば、其體內に寄生したる病菌は滅殺を蒙るを以て、疾病は自ら治癒に赴くなり、是血清療法の効力を呈する理由なり、然れども、該病は其性猛烈にして電撃性なるもの常なるを以て、可久的初期に於て血清を用ひざるべからず、然らざれば其効驗を見るに暇あらずして鬼籍に上るものなり。(大日本私立衛生會號外)

強姦(ゴーカーン)

強姦とは、主として男性が、相姦する意思なき女性に對し、脅嚇、暴行に由り、或は故意に意識若くは防禦力を失はしめ、或は既に防禦力若くは意識を失ひたる者に對し、及十二歳未満者に對して行ふ處の姦淫を謂ふ。(一)脅嚇とは兇器を以て本人を脅し、或は本人の親近者の生命を奪はんとする危険を示して迫るを謂ふ、然れども之れは醫師の鑑定すべき範圍外なり、(二)暴行例へば搏倒、絞扼或は壓服等に因り姦淫を遂ぐるあり、此場合には抵抗したる痕跡、并に身體に暴行を加へられたる證跡を、殘存するを常とするが故に、其有無を検査するを必要とす。(三)器械的手段又は催眠藥

應用、若くは催眠法等に由り、故意に意識を失はしめ、又は防禦力を喪はしめて姦淫するあり。是に應用する催眠藥は主として「アルコール」飲料、「コロ、ホルム」、「モルヒネ」、抱水「コロラル」等なり、(四)犯者は手を下さず、或は初より交接を行ふの目的を以てせずして、既に防禦力又は意識を失ひたる婦女を姦する場合あり。例へば一農婦が牧草を結束して其の上に仰臥し、今や繩を腋下に結び之れを背負ひ上げんとする刹那に、一漢突出し來りて交接を遂げたることとの如し。又正當の熟眠中、殊に過勞後又は飲酒後の睡眠中には、容易に姦淫せらるる事あり。

現行刑法は是等に對し罪を規定しあり、即ち刑法第三百四十六條乃至三百五十一條

の規定なり、其要を摘録すれば、(一)十二歳未満の男女に對し猥褻所行を爲し又は十二歳以上の男女に對し暴行脅迫を以て猥褻所行を爲したる者は一月以上一年以下の重禁錮に處し、二圓以上二十圓以下の附加罰金あり、(二)十二歳未満の男女に對し、暴行脅迫を以て、猥褻所行を爲したる者、二月以上二年以下の重禁錮と、四圓以上四十圓以下の附加罰金、(三)十二歳以上の婦女を強姦したる者は輕懲役、(四)十二歳未満の幼女を姦淫したる者は輕懲役若し強姦したる者は重懲役に處す、而して是等の罪は被害者又は其の親屬の告訴を待て其罪を論ず、(五)是等の罪を犯し因て人を死傷に致したる者は毆打創傷の各本條に照し重きに從て處斷す但強姦に由り廢篤疾に致したる

者は有期徒刑に、死に致したる者は無期徒刑に處す云々。

鐵道役人 (テッドーヤクニン)

鐵道の役人には痲痺質斯及び消化器病最も多く、呼吸器外傷并に神経系病之に次げり、而して役人の分掌職務上に關して罹病の多少あり、今之れを順序的に記載せば、
(一) 汽車の進行を掌る者、(二) 汽車中に在りて職を執る者、(三) 停車場に於ける下役、(四) 線路の分岐點に在りて職を執る者、(五) 軌道の番人、(六) 停車場に於ける上役、(七) 事務を執る者と云ふ順次なりとす、換言すれば危険の職を執る者程、罹病數多しとす、而して概して鐵道の役人は、氣候の變化に觸るゝこと甚しく、且つ音響の關係

よりして健耳なるものは鮮しとす。

朝鮮朝顔 (テウセンアサガホ)

朝鮮朝顔は一に曼陀羅華、又は「キチガヒナスビ」とも稱す、葉にも、實にも「ダツリン」と稱する「アトロピン」と同一なる毒性を有す、誤つて中毒するときは、狂者の如く、或は叫び、或は走り、或は躁暴極まる舉動をなして麻痺するに至る、應急の手當法は、「トリカブト」中毒の時に同じ其項を見よ。

傳染病 (テンセンビョー)

傳染病とは、或る病毒即ち病原的有機體が、吾人の體内に侵入するに由りて起り、或は直接に、或は間接に甲より乙に傳播す

る疾病を總稱するなり。

傳染病を區別して、(一) 急性傳染病、(二) 慢性傳染病の二となす、之れは主に其病の經過 (即ち病氣の期限) の長短に由りて區別せるものにして、學術上の區別に非ず、(一) 急性傳染病とは、急に起りて早く治癒若くは死亡するものを謂ひ、其主要なるものを擧ぐれば、(イ) コレラ、(ロ) ペスト、(ハ) 赤痢、(ニ) 腸窒扶斯、(ヘ) 發疹窒扶斯、(ホ) 實扶帝里「痘瘡」、(ヘ) 猩紅熱等の法律に由りて定められたるもの、(ロ) 「麻疹」、(ハ) 肺炎、(ニ) インフルエンツア、(ヘ) 破傷風等の如く法律には定められざるも、可なり危険なるものなり、(二) 慢性傳染病とは極めて緩慢に發生して、長き經過をとり、治療又は死亡するものを謂ひ、其主なるものは「梅毒」、(結核)

癩病等なり。

學術上の分類には、當時専ら下の如き分類法を用ひ居れり、即ち(一) 純粹傳染病、之に屬するは肺炎、結核、癩病、痲病、回歸熱等の類にして、病原物は人體内特に血液中に於て盛んに繁殖し、以て疾病を起すもの、(二) 中毒性傳染病、この種のものは、病毒は唯其侵入門戸たる場所に止まりて、其處に發育増殖して、一種の有毒物質を産生し、該毒物が體内に瀰蔓するに由り病氣を起すを謂ひ、「コレラ」、赤痢、實扶帝里、破傷風の類之に屬す、(三) 混合性傳染病、以上の如く分類すと雖ども實際上往々割然たる區別を下すべからざる故に、別に混合性傳染病の一を分ちて、兩者何れにも屬すべからざるものを編入す、例へば

腸管扶助「インフルエンザ」、「ペスト」の如き是なり。

傳染病毒の在る處は大別して、(一)人體内(該病毒を受けて、それに因り傳染病に罹り居る人の)(二)其人體周圍の物との二つに區分するを得べし。人體内にありては、或は外表即ち肌膚に存し、或は内部の臟器中に、將た又血液中に潛むものあり、而して病毒は只其人を病ましめて死滅するものにわらず、善く其毒力と生活力と繁殖力とを具へたる儘、其人體より出でて又他人を襲ふ、此時にありては通常其毒力更に大に加はりて、勢ひ甚だ猛烈となるものなり、其の病毒の人體を出て去る途は種々あり、(イ)肌にあるものは直に他に移行し、(ロ)内臓中に存するものは呼吸器管或は消化器

管を経て出で、(ハ)血液中に潛むものは分泌物に混じて出づ、故に唾液、吐物、糞便、尿、膿汁、喀痰、汗、乳汁等の如き、分泌物又は排泄物は最も恐るべきものたり、此の如くにして人體内より出でたる病毒は、先づ附近に在る物體、例へば衣服、寢具、飲食器具等に附着して又他に侵入せんと欲するなり。

人體外即ち人體周圍の物とは、(イ)空氣(ロ)土壤(ハ)水(ニ)食物(ホ)家屋、什器、衣服、臥具等に屬す、何れも永く病毒を含有し、之を甲より乙に傳播蔓延せしむるところの媒介物とならざるなし。

傳染病研究所 (ケンケンビョウ)

傳染病研究所は明治二十五年十一月三十

日故福澤諭吉氏及大日本私立衛生會の經營によりて、創設せられたる私立のものなりしが、明治三十二年三月三十一日大日本私立衛生會は其家屋及備品類を政府に寄附し自から其事業を廢止したり、政府は即ち新に官制を定め四月一日より施行し、以て純然たる國立傳染病研究所を形成せり。而して實に中央衛生制度を組織する要素中の審事機關の一たるなり。

該官制は明治三十八年三月、血清藥院及痘苗製造所の廢止と共に改正せられ、同月勅令第八十八號を以て公布せらる。即ち、

(一)傳染病研究所は内務大臣の管理に屬し、傳染病其他病原の檢索、豫防治療方法の研究、豫防消毒治療材料の檢査、傳染病研究方法の講習及痘苗血清其の

他細菌學的豫防治療品の製造に關する事務を掌る。

(一)職員は、(イ)所長一人、(ロ)技師專任七人、(ハ)技手專任二十三人、(ニ)書記專任七人、此外二十人以内の無給技手を置くを得。

事務を分ちて六部となす、(一)第一部は傳染病其他病氣の檢索豫防方法の研究に關する事項、(二)第二部は傳染病其他治療方法の研究に關する事項、(三)第三部は傳染病其他豫防消毒治療材料の檢査及傳染病研究方法の講習に關する事項、(四)第四部は血清其の他細菌學的豫防治療品の製造に關する事項、(五)第五部は痘苗の製造に關する事項、(六)第六部は痘苗血清賣下に關する事項及用度會計其の他各部に屬せざる事

項是なり。

傳染病豫防 (デンセンビョーイボ)

傳染病豫防とは、社會に危害を及ぼすと大なる傳染病に對し、國家の權力を以て之を豫防するを謂ふ。此の方法に二あり、(一)は消極的方法にして、(二)は積極的方法是なり、消極的方法に屬するは患者の隔離、交通の遮斷等警察權の作用に依りて傳染の勢力を減せんとするものにして、積極方法に屬するは、未だ傳染病の發生せざるに當り、上下水道の設備、汚物の掃除清潔方法の施行等により疾病を防制せんとするものなり、故に眞の豫防法は此積極的方法に因らざるは能はず、本邦に於ては一面には傳染病豫防法、海港檢疫法、種痘規則、

及娼妓檢微の制を設け、他方には水道條例下水道法、及汚物掃除法の三法を發布し、兩者相俟ちて以て傳染病豫防の實を擧げんことを計れり、尙ほ「傳染病豫防法」の項並に上記の各項を参照するを要す。

傳染病届出義務者

(デンセンビョーイボトケイデキムシヤ)

傳染病届出義務者とは、傳染病に罹りたる者を公に届出づる義務を、法律の規定により負はせられたる者を謂ふなり。傳染病豫防法第四條第二項の規定に曰く、「前項ノ届出ヲ爲スベキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戸主若ハ之ニ代ルベキ者、社寺、公私立ノ學校病院又ハ船舶、會社各種事務所、貸席、興行場其ノ他集會ノ場所ニ在リテハ其

ノ首長、管理人又ハ代理者トス」と又第三條に曰く、「醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタルトキハ其ノ家人ニ消毒法ヲ指示シ且直ニ患者若ハ死體所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ベシ其ノ轉歸ノ場合亦同ジ」と此二ヶ條の規定は即ち法が是等の者に對し、強制して義務を負はせたるものなり、故に此規定によれば、義務者は第一醫師にして、戸主以下は之に次ぐ者なりとす、獨逸國に於ては此義務者を、(一)招聘を受けたる醫師、(二)戸主、(三)其の他病者の治療或は看護に従事したる者、(四)病者或は死者を出したる住室又は家屋の所有者、(五)檢屍者と定め二號乃至五號の義務者は只一號義務者即ち醫師の在らざる場合に於

て届出の義務を有するものなりと規定しあり大に本邦の趣と異なり。

本邦に於ては醫師若し此義務を履行せざるときは第三十條の規定あり曰く、「醫師傳染病患者ヲ診斷シ若ハ其ノ死體ヲ檢案シタル後十二時間以内ニ届出ヲ爲サズ、又ハ虚偽ノ轉歸届ヲ爲シタルトキハ、五圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス」といひ、加之ならず醫師免許規則第十一條によりて、醫業禁止處分を受くるの原因となるが故に、大に注意を要すべしとす、殊に村落などに在りては、醫師が其自宅に來れる傳染病患者に、届書を託するが如き事ありて、其患者が故意に届出を爲さざりし場合にも、醫師が處罰を受けたる例證あるを以て、此の如き行爲は深く慎まざるべからざるなり。